

論 説

村落二重構造論の形成と展開 —研究史に関する覚書—

石川一三夫

はじめに

第1章 本稿の視点

第2章 戦前戦中期の研究

2.1 自然村観念の形成

2.2 村落研究の開始

2.3 二重構造論と法社会学

2.4 二重構造論と社会経済史

2.5 [補論] 清水三男の自然村落史論

2.6 小括

第3章 戦後改革期の研究

3.1 課題意識の転換

3.2 共同体再編利用論

3.3 二重構造論とファシズム研究

3.4 ムラの前近代性と法社会学

3.5 部落共同体の再評価論

3.6 小括

第4章 60年～70年代の研究

- 4.1 歴史研究の進展
- 4.2 二重構造の動態的把握
- 4.3 村落構造論の新展開
- 4.4 共同体再評価論争
- 4.5 地方改良運動の研究
- 4.6 近代法史研究の登場
- 4.7 村規約論争
- 4.8 小括

第5章 近年の研究動向

- 5.1 市民主義的発想への転換
- 5.2 地域公共関係論の視座
- 5.3 近代史研究の新展開
- 5.4 ムラの共同性の再発見
- 5.5 小括

第6章 総括と展望

- 6.1 研究史の総括
- 6.2 繙承すべき課題

おわりに

はじめに

村落構造とは何か。「本家分家関係」や「同族結合」「講組結合」といった村落の内部構造を思い浮かべる人が多いであろう。しかし、本稿においては、そうした村落の内部構造をひとまず脇におき、たとえば「自然村と行政村の二重構造」と表現されてきたところの村落の外部構造に着目する。すなわち、本稿が関心を寄せるのは、町村制(1888年)の実施にともなって創設された近代的公法人としての行政村と、その行政村の下に組み込まれた地縁的組織としてのムラ(自然村・旧村・部落・区・字)との矛盾対立の問題である⁽¹⁾。ただし、ここでは、事実としての村落二重構造そのものを論じるのではなく、村落二重構造論の歴史(研究史)が叙述の対象となる。すなわち、村落二重構造という近代日本に見られた特徴が、研究者の目にどのように映ったかという認識の歴史を叙述すること、それが本稿の当面の課題である。

専門分野あるいは理論的立場の相違から、「自然村と行政村」(鈴木栄太郎)という表現に代えて、「実在的総合人と抽象的擬制人」(中田薰)、「行政単位としての村と生活協同体としての村」(戒能通孝)、「近代公法人と共同体的秩序」(渡辺洋三)といった様々な表現がこれまで試みられてきたが、多数の研究者が村落二重構造に理論的関心を持ちつづけてきたという事実は、それ自体が興味ある現象といえよう。

本稿においては研究史を大まかに、①戦前戦中期②戦後改革期③60年代～70年代④近年の研究動向、に区分して叙述する。第1に、村落二重構造論はいつ提起され、それはその後どのように批判され継承されてきたか。第2に、村落二重構造論は各々の時代のいかなる実践的・理論的課題と結びつき、どのような論点を形成してきたか。第3に、村落二重構造論の形成と展開過程においては、いかなる理論的対立が見られたか。第4に、各時代の違いを超えて村落二重構造論に通底する課題意識とは何であったか。本稿では、主としてこうした問題が時系列に沿って論じ

られる。⁽²⁾

- (1) 本稿においては便宜上、自然村・旧村・部落・区・字などを指す用語として、「ムラ」という言葉を使用する。また、正しくは「行政町村」と称すべきかもしれないが、慣用にしたがって「行政村」という言葉で代表させることにした。この「行政村」概念は、もっぱら官僚機構の末端組織を意味する場合もあるが、本稿においては、「近代的公法人としての行政村」を意味する。
- (2) あらかじめ次の諸点をご了解いただきたい。第1に、村落二重構造論に関する学説整理は、すでに大石嘉一郎・山田公平・大島美津子氏らによってなされているという点である。本稿執筆の動機はこうした先学の業績に負うところが多い。第2に、本稿はどちらかといえば「抜粋集」「資料集」の觀を呈しているという点である。先学の学説をできるだけ多く紹介すること——といっても限られたものではあるが——、それが本稿の一つの目的である。第3に、本稿においては、もっぱら「発想様式」や「課題意識」のレベルが問題にされるのみで、肝心の研究内容に足を踏み入れていないという点である。学問の深奥ともいべき「理論の精緻さ」や「実証の堅実さ」、あるいは法史学・法社会学・政治史・経済史などの「専門分野の違い」を問う作業は、まったく手付かずのままである。第4に、本稿の目的はあくまでも時系列にそって研究史を点描することにあるのであって、個々の研究を批判したり、自らの觀点を強く前面に打ち出すことを課題にしていないという点である。時系列を取り外した形での、より抽象度をえた理論的展開については、他日を期したい。

第1章 本稿の視点

村落二重構造論の研究意義 村落二重構造をどのように理論化するかという問題は、戦前戦後を問わず重要な研究テーマであった。

村落二重構造論が重要なテーマでありつづけた背景には、第1に、実践的課題との密接な関係が認められる。村落二重構造論の歴史は、単なる抽象的理論史にとどまるものではなく、町村合併・神社統合・部落有財産・入会・水利など、近代日本の農山漁村のいわば死活問題と密接不

可分であった。村落二重構造に関する理論がいかなる機能を果たしたか、いかなる実践的課題に応えたかという観点を抜きにして、研究史を語るのは正しくないであろう。第2に、村落二重構造論が重要なテーマでありつづけたもう一つの理由としては、その理論が有する射程距離の長さという点を指摘しなければならない。村落二重構造論の歴史は、単に実践的課題に関わっていただけでなく、いやまさに実践的課題に深く関わっていたがゆえに、近代日本が内包した基本的矛盾に関する論争史と密接な関係にあった。すなわち、これまで村落二重構造論として議論されてきたことの中には、まず戦前の資本主義論争以来の大テーマたる、「日本の農村における階級支配の二重性」(野呂栄太郎)⁽¹⁾ないしは「半隸農的資本主義」(平野義太郎)といった論点と重なる部分が少なくない。そして、「近代と伝統」「官僚制と共同体」「集中と民主」「制度と意識」等々をめぐる一連の論争史と交差する部分も数多く見られる。村落二重構造論の歴史を單なる農村史研究の枠内でのみとらえるのは、狭きに失するであろう。

本稿が対象とするのは、そのようなものとしての村落二重構造論の形成と展開の軌跡である。村落二重構造論史の研究意義はおのずと明らかであろう。

村落二重構造論に通底する課題 さて、問題は、どのような観点から村落二重構造論史を整理するかということであるが、本稿においては、国家と個人の中間に存在する多様な生活空間を「中間媒介領域」(公共)としてとらえ、その活性化と成熟化を図ろうとする近年の議論に学びつつ⁽²⁾、村落二重構造論史を中間媒介領域の開拓史の一環として位置づけてみたいと考える。

そもそも村落二重構造論の系譜とは何か。それは、国家にも個人にも還元できない独自の機能を有する中間媒介領域を理論的に開拓し、理想としての地域公共関係像を探究していくこうとする課題意識の多様な現われ、つまり先駆的努力の足跡を示すものではないだろうか。近代日本の

町村自治史を行政村とムラの二重構造として把握しようとする方法は、一方において官僚制の権力的性格(国家主義)を批判し、他方において資本制の一発現形態であるところの寄生地主制の反社会性(個人主義)を批判することによって、国家と個人の中間に存在する媒介領域を理論的に開拓し、そのことによって地域公共関係に関する理論を豊富化していくこうとする問題関心と深く関わっていたと考えられる。

もしも行政村を官僚機構と同一のもの、ないしはほとんど同一のものとして理解する見地に立つならば、行政村という概念は不要であろう。官僚制の概念だけで十分である。他方、もしもムラを地主制と同一のもの、ないしは地主中心の様々な機能集団に取り込まれることによってそれとほぼ同一のものに変容したとする見地に立つならば、ムラという概念は不要であろう。地主制の概念だけで十分である。あるいは行政村とムラを同一視し、「行政村＝ムラ」という見地に立つならば、これまた行政村やムラという概念は不要となる。単に「村」という概念だけで十分であろう。すなわち、官僚制と地主制に解消できない中間領域が存在することに意味を見出し、またそこに行政村とムラという二つの世界が存在することを重視しようとする問題意識が存在しなければ、「行政村」「ムラ」という概念は不要であり、したがって両者の二重構造を認識枠組みにする必要はまったくなくなるわけである。

それゆえに、地方自治論を官僚制論や地主制論に事実上解消してしまうような方法を克服して、両者の中間に存在する地域社会論の領域を様々な視点から開拓すること。そして、そのことによって行政村やムラの中から自発的に展開してくる公共関係を理論化すること——。少なくとも、そうした点を自覚的に追求することが本来あるべき村落二重構造論の課題、つまり村落二重構造論の系譜に通底する課題ではなかったか、というのが筆者の一応の見通しである。近代日本においては官僚制と地主制に挟撃されて、人々の自発的連帶が形成する中間媒介領域が過小化し、そのことが自主的な存在であるべき地域公共関係の発展にとって大きな

障害になったと考えられるが、⁽³⁾ こうした現実を見据えた先学の「知」、すなわち学問的軌跡を村落二重構造論の形成と展開の中に読み取っていくことが、本稿の課題である。

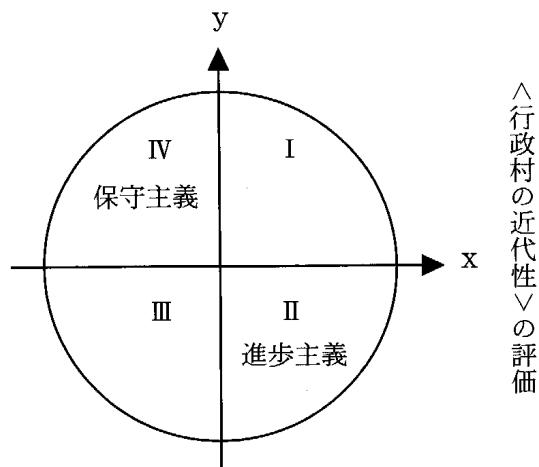
村落二重構造論の類型 なお、本稿においては、多分に入り組んだものになるであろう論旨を少しでも分かりやすくするために、村落二重構造論に関する「発想様式の4類型」を示す図1を利用する。⁽⁴⁾

図1は、横軸(x軸)が行政村の評価の強弱を、縦軸(y軸)がムラの評価の強弱を表わしている。すなわち、x軸プラス方向には<公法人としての行政村の近代性>に対する評価が高い理論、つまり法的な権利義務関係の体系としての行政村を近代的なるものとして評価しようとする発想が位置する。他方、y軸プラス方向には<地縁組織としてのムラの共同性>に対する評価が高い理論、つまり共同労働・山林利用・水利灌溉・冠婚葬祭などに示されるムラの連帯性を評価しようとする発想が位置する。⁽⁵⁾

したがって、論理上、たとえば「保守主義的発想」は第IV象限に位置すると考えられる。<地縁組織としてのムラの共同性>を評価するが、<公法人としての行政村の近代性>を評価しない傾向が強いからである。他方、「進歩主義的発想」とくに自由主義的発想は第II象限に位置すると考えられる。<公法人としての行政村の近代性>を評価するが、<地縁組織としてのムラの共同性>を評価しない傾向が強いからである。かくして、x軸y軸プラス方向の第I象限には、行政村の近代性とムラの共同性をともに評価しようとする発想様式が位置し、その対極の第III象限には、両者をともに評価しない——あるいは評価の視座を欠落させた

図1 発想様式の4類型

<ムラの共同性>の評価



——発想様式が位置することになる。図1のメリットは、村落二重構造論の発想様式を4類型化し、相互の共通点と対立点を明確な形で示すことができる点にある。これにより、本稿で紹介する様々な理論の位相がより明確なものとなろう。⁽⁶⁾

以下、図1を一応の目安として、戦前から今日に至るまでの村落二重構造論史を概観したいと考えるが、筆者の意図は、各々の発想様式の対立関係を強調することにはない。むしろ、官僚主義的発想に対抗するものとしての諸学説の対話可能性を少しでも浮き彫りにすること、それが筆者の究極の目標である。⁽⁷⁾

- (1) 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』(岩波書店, 1934年) 第3篇第三節、野呂栄太郎『日本資本主義発達史』(鉄塔書院, 1930年), 同(岩波書店, 1954年)第二, 四の四「要約—日本資本主義崩壊過程に於ける重要なモメントとしての農村」, 参照。また小山弘健『日本資本主義論争史』上(青木書店, 1953年)第一章・第二章, 参照。
- (2) 金泰昌「今何故、公共哲学共同研究会なのか」, 佐々木毅・金泰昌編『公共哲学1 公と私の思想史』(東京大学出版会, 2001年)。同著には、水林彪「日本の『公私』観念の原型と展開」, 小路田泰直「日本の公観念と近代化」が掲載されている。このうち水林論文は、一方において「公共たるべき領域が私的な利害によって篡奪される傾向」, 他方において「公ないし公共によって私が侵犯されやすい構造」を有する日本の公私観念の特質を分析したものであるが、こうした課題設定は中間媒介領域を開拓することの重要性を示唆するものであり、学ぶべき点が多い。地方自治論の分野においても、「政府の欠陥」(官僚主義)と「市場の欠陥」(個人主義)の双方が指摘され、それを克服していく第三の道としての中間媒介領域たる地域公共関係論を重視しようとする発想が、今日の主流である(たとえば大石嘉一郎・室井力・宮本憲一『日本における地方自治の探求』大月書店, 2001年, 参照)。
- (3) 辻清明『日本の地方自治』(岩波書店, 1976年), 209~212頁参照。同著に登場する福沢諭吉・徳富蘇峰・陸羯南らの地方自治論が問題にしたのも、近代日本における中間媒介領域の狭隘さということであった(拙著『日本的地方自治の探求—名望家自治論の系譜—』名古屋大学出版会, 1995年, 参照)。
- (4) 図1は、市制町村制の理念を二次元の座標に移し変えたものである。

『市制町村制上諭』にいわゆる「隣保団結ノ旧慣ヲ尊重シテ益之ヲ拡張シ、更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ権義ヲ保護スルノ必要ヲ認メテ」云々の文言（市制町村制立法趣旨）のうち、前段の「隣保団結の旧慣尊重」が縦軸（y軸）に、後段の「法律による町村の権義保護」が横軸（x軸）に対応する。

- (5) 論理上、x軸は啓蒙主義的発想の強弱を示し、y軸は歴史主義的発想の強弱を示す、と見ることもできよう。保守主義と自由主義、歴史主義と啓蒙主義の関係については、富沢克=谷川昌幸訳/ロバート・ニスベット『保守主義—夢と現実—』（昭和堂、1990年）、参照。その他、森博訳/カール・マンハイム『歴史主義・保守主義』（恒星社厚生閣、1969年）、カール・マンハイム『イデオロギーとユートピア』（高橋徹『世界の名著 68 マンハイム オルテガ』中央公論社、1979年）、石母田正『歴史と民族の発見—歴史学の課題と方法—』（東京大学出版会、1952年）、樺俊雄『歴史と歴史主義』（理想社、1967年）、橋川文三「日本保守主義の体験と思想」、『橋川文三著作集 6』（筑摩書房、1986年）など参照。
- (6) 図1を別の角度から説明したものとしては、拙稿「福澤諭吉の地方自治論」、安西敏三・岩谷十郎・森征一編著『福澤諭吉の法思想』（慶應義塾大学出版会、2002年）、121～124頁参照。
- (7) 官僚主義的発想、つまり戦前から今日に至るまでの村落二重構造論が対抗しなければならなかった理論は、図1のどこに位置づけられるであろうか。図1の見方の説明にもなるので、若干説明を加えておくと、『市制町村制上諭』の趣旨〔上記の註4参照〕からすれば、それは第I象限に位置づけることができよう。なぜならば、「隣保団結の旧慣尊重」と「法律による町村の権義保護」を重視するということは、<地縁組織としてのムラの共同性>と<公法人としての行政村の近代性>をともに評価する発想様式を想起させるからである。しかし、立法の背景にあるホンネ、あるいは運用の実際を検証してみるならば、官僚主義的発想は第III象限に位置づけるのが正しいであろう。たとえば山縣有朋は行政村を設置することに熱心であったが、それは<公法人としての行政村の近代性>を評価していたからではない。町村制が権利義務関係の体系として展開すること——たとえば行政争訟が頻発すること——には、山縣は反対であった。また山縣はムラの隣保旧慣に強い関心を示したが、それは<地縁組織としてのムラの共同性>を尊重していたからではない。ムラの共同性を擁護しようとする政策——たとえば部落有林野の存続——に、山縣は反対であった。かくして、タテマエとホンネの乖離が大きいが、明治絶対主義官僚の発想様式は、原則として<第III象限的発想>に位置づけることができるるのである。なお、官僚主義的発想を批判しながらも、結局のところはそれを補完するもので

しかなかった農本主義者の自然村美化論が、いかに<x軸マイナス志向>の強いものであったかについては、第3章3.1の註(2)参照。

第2章 戦前戦中期の研究

2.1 自然村観念の形成

行政村の不振とムラの解体 德富蘇峰は町村制実施期に論説「公共心」(1889年)を執筆して、「公共心多き村民の在る村落は、健全なる村落なり。公共心に富む市民衆^{おお}き市町は、繁栄なる市町なり」と述べていた。そこには、自由な国家というものは官僚が製作した規則によってではなく、「自動的なる公共心」によってこそ担われなければならないとする主張が込められていた。⁽¹⁾しかし、公共心に支えられた地域公共関係の理想を、近代日本に実現するということがいかに困難なことであったかは、その後の歴史に照らして明らかである。

第1に、公法人たる行政村の設置にもかかわらず、それが地域住民に支えられた自治体としては容易に発達せず、かえって官僚行政の下請け機関としての色彩を強めたという問題があった。第2に、徳富蘇峰のいわゆる「官化と私化」、すなわち官僚主義と個人主義の影響を受けて、地域公共関係の担い手として期待された地方名望家層が「墮落」するという問題も深刻であった。第3に、江戸時代以来の農山漁村のアイデンティティが否定されて、歴史的に受け継がれてきた地域公共関係(ムラの共同性)が解体の危機に瀕したという問題があった。⁽²⁾かくして、早くも日清・日露戦争後には、公共心の衰退と自治事務の不振とがくりかえし指摘されなければならなかつたのが、近代日本の現実であった。

村落二重構造論の原点 地方自治の実態に対する批判は様々な形で表明されたが、本稿の主題との関係でいえば、地方改良運動などの官製的

な農村自治振興政策に対する批判が最も重要であろう。すなわち、町村合併と部落法人化の否認に引き続き推進された部落有財産の統一、神社の統合などの農村自治振興政策は、上記のような町村自治の実態をさらなる官治行政の方向において解決しようとするものであったから、当然そこには反対論が起こらざるをえず、そのことと村落二重構造論の学問的系譜との間には密接な関係が認められるからである。

官製的な農村自治振興政策への反対、つまり江戸時代以来の農山漁村のアイデンティティーが否定されて、従来の農民の生活を支えてきた地域公共関係が解体されることに対する学問的な異議申し立ては、まず民俗学の中から現われた。やや肌色は違うが、ともに官製的な自治振興政策に反対した南方熊楠と柳田国男の農村研究がそれである。村落二重構造論のそもそもの淵源(理論的萌芽)は町村制が実施された明治20年代にまで遡るが、⁽⁴⁾学問的な意味での原点としては、なによりもまず南方と柳田の自然村觀を挙げなければならないであろう。⁽⁵⁾

南方熊楠の自然村擁護論 南方熊楠は、『日本及日本人』に「神社合併反対意見」(1912年)を発表している。これは小社小祠を廃止して一行政村に一社だけを残そうとする神社合祀令(1906年)に反対する、村民の声を代弁したものである。第1に、神社の統廃合による神木・雑木林・下草などの濫伐が、自然を破壊し、地域住民の生活をおびやかすものであること。第2に、小社小祠の廃止が民間信仰を衰退させるだけでなく、住民が集う公共の場を奪うことによって地域住民の連帯感を喪失させることである。南方はこの二つの点を強い調子で指摘している。⁽⁶⁾

微生物学者であり民俗学者であったタフな思想家ならではの、ラディカルな自然村擁護論といえよう。この思想家が重視したのは、地域の外から押し寄せてくる官僚主義や経済主義に反対し、行政的にも経済的にも自立した歴史を有するムラを、自治の最小単位として残すことであった。ここに自然村擁護の一嚆矢を見ることができよう。しかし、南方民俗学は村落二重構造論を理論として提起したわけではない。

柳田国男の自然村観 これに対して、柳田国男は、「作られた村」と「自然に出来た村」の概念を提起している。⁽⁷⁾ 前者は経済圏の拡大にともない領主が一定地域に新たに住民を動員して作った村のことであり、後者は外部の力によらず「住民の先祖が自身でこしらえた村」のことである。柳田民俗学は、その自然性のゆえに後者を評価する。ムラは本来、国家によって作られるものではなく、農民の労働組織が自生的にもたらしたものであるとする考えが、そこに見られよう。

柳田民俗学における「作られた村」「自然に出来た村」という概念は、すぐあとで見る鈴木栄太郎氏の「行政村」「自然村」と同一ではない。しかし、柳田民俗学が事実上すでに自然村の観念を発見し、行政村よりも自然村の精神を高く評価する視点を確立していたことは、たとえば次の文章からも明らかであろう。

我々の農民史に於て取扱はんとする「村」は、今少しあつつきりした個体で無ければならぬ。農民の生活に何等かの制限と影響とを、与へ得る力のあるものであらねばならぬ。勿論現在の市町村と云ふ公共団体にも、既に統一せられた意思があり、個々の農人の活動は之を離れて自由に行はれて居るわけ無い。例へば町村農会の指導、補習学校や講習会の教育も、次第々々に生活の様式を改めつゝあるが、しかも久しい過去に遡つて考へて見ると、斯んな仕事の全く無かつた時から、もつと纏まつたもつと強い力を持った在来の「村」が、今も引続き存在して居るので、我々があの村の人と謂ひ、此村の習はしと謂ふ場合のムラは之を意味して居る。⁽⁸⁾

また、柳田国男「採集事業の一画期」(1935年)の中には、次のような文章が見える。公共団体としての村の共同性は、町村制などの近代法によってのみ維持されているのではない。ムラ内部には共同性を守ろうとする「不文の契約」が存在する。長い歴史をもつ村の共同性の崩壊は大事件であるから、それに代わるべき新たな連帯をムラの内部から創り出していかなければならない——、と柳田氏は述べている。

村が從来如何なる種類の法則によつて、久しい間その結合を続けて居たかと云ふ問題は、判つても判らぬでもよいといふやうな、軽微な事柄では決してない。町村制が出来てから約50年、人はこの力たゞ一つで、公共団体を統括して居るかの如く、思つて居る者は無いとは言はれぬが、現に郡内には旧大字の対立があり、鳥合の移住者の集まつて居る新地には、説くに忍びぬやうな背徳が往々にして公行し、僅かに以前の組織を承継して居る者に於て、ほゞ満足なる生活機能を認められるのを見ても、不文の契約は頽廃したとは言ひながら、まだ暗々裡に其力を施して居るのである。[中略一引用者]とにかくに住民は法令の条文だけに服従して、その生存を保障されて居るのでは無いやうである。従うてこの輪郭 [村の共同性のこと一引用者註] の崩壊は大事件であり、もし免れ難くんば是に代るべきものを見つけねばならぬ。

この文章中には、町村制実施期に盛んに論じられたような近代国民国家の創出といった壮大な構想はもはや見られない。しかし、徳富蘇峰・陸羯南・宇川盛三郎・竹越与三郎らが提起した自然村擁護の思想は確実に継承され、かつ理論的に深みを増しているという点が重要であろう。行政村の成立に先だって存在する自然村の精神(ムラの共同性)を高く評価し、その創造的発展の必要性を含蓄ある文章で表現しているところが、柳田民俗学の魅力である。

- (1) 徳富蘇峰「公共心」、藤原正人編『国民之友』(明治文献)第6巻、109頁参照。
- (2) 徳富「中等階級の墮落」、藤原編、前掲、第11巻、239～240頁参照。また徳富「地方人士」、藤原編、前掲、第17巻、28頁参照。
- (3) 町村制の規定(第114・115条)により、「町村内の区」(旧村)には特別財産と營造物を所有する権利、および区会または区総会を設置する権利が一応承認されていた。しかし、行政実例や行政裁判例などにより、区の権限には次のような制限が課せられていた。(1)区の権限は、特別財産・營造物に関する事務に限定される、(2)区は基本財産を設置することができない、(3)区は起債の権能を有しない、(4)町村長が町村会の決議を経て部落有財産を処分した場合、区は行政裁判所に提訴することができない、(5)土地・水利・租税などにつき、区が「大字行政ノ共同利益ヲ圖ル為メ組合

会議体」を組織しても、それは法人としての事業に該当しない、等々。戦前戦中期の村落二重構造論が主として問題にしたのは、ムラ擁護の観点から、そうした法的制限をいかにして破っていくかということであった。

(4) 次の諸点が重要である。(1)村落二重構造論の淵源は、徳富蘇峰・陸羯南・宇川盛三郎・竹越与三郎らが論壇で活躍した、明治20年代の町村制実施期にまで遡る。(2)当時においては町村制歓迎論と自然村擁護論が主流であった。(3)つまり、近代的公法人たる行政村と伝来の自然村をいかに調和させるかが、明治20年代の理論的課題であった。(4)当時における村落觀が総じてリベラルなものであったことに象徴されているように、自由主義的発想と保守主義的発想がワンセットになって、官僚主義的発想に対抗するという関係が見られた。(4)彼らの議論はいずれも国民国家の創出という大テーマにつながっており、そのさらなる淵源をたどっていけば、福沢諭吉の市民的な地域公共關係論にまで行き着く、等々。これらのことについての詳細は、別稿を予定している。

(5) 村落二重構造論のもう一つの原点（理論的淵源）は、これをマルクス主義とくに「講座派理論」に求めることができる。しかし、南方熊楠・柳田国男らの村落二重構造論と講座派のそれは、問題の立て方がまったく異なるといつてもよい。なぜならば、前者が「行政村と自然村」の対立関係を問題にしているのに対して、後者は「寄生地主制のブルジョア的側面と封建的側面」の二面性を問題にしているからである。比喩的にいうならば、前者が縦軸にムラ、横軸に行政村を置いて発想しているのに対して、後者は縦軸に封建的支配、横軸にブルジョア的支配を布置しているといつてもよい。たとえば野呂栄太郎氏は、「地主は、小作農民に対する関係に於て、地主たると共に亦一種の資本家である。だが、彼等が資本家であると云ふのは、農業企業家としてではなく、利子取得資本家としてである。彼等は地主として年貢を強取する。それは本質に於て封建的榨取である。然し、彼等は、その年貢を、資本化された地代たる土地価格の利子として計算する」（『日本資本主義発達史』岩波書店、1954年、223～224頁）と述べているが、この文章が示しているように、野呂氏らが問題にしている二重構造とは、「地主小作関係に貫徹する封建的ブルジョア的支配の二面性」を指していること明らかである。講座派の二重構造論は、あるいはまた次のように表現されることもある。「外觀では、地主対小作人の関係はいかにも自由な貨幣関係＝賃貸関係であるかのようなすがたをとっているが、それは単に伝統的・慣習法的関係をブルジョア法律的概念によって契約化したものにすぎない。かくて、このような実質上の経済外的強制によってはじめて、土地所有者は直接生産者（小作人）からの全余剰価値を、この通例

の形態である地代として徴収することができるのである。」(小山弘健『日本資本主義論争史』上, 青木書店, 1953年, 63~64頁, 労農派を批判した野呂理論の要約)。ここでは, 外皮としてのブルジョア的法概念と内実としての封建的搾取関係の二重性が問題にされている。

かくして, 講座派的立場からするならば, 行政村と自然村の二重構造ではなく, 地主小作関係の二重性を投影するものとしての村落の二重構造, すなわち封建的にしてブルジョア的な村落支配の二重構造が問題にされなければならない, ということになるであろう。この点にやや詳しく言及しているのは, 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』(岩波書店, 1934年)である。この著書は, 地方自治制の二重構造に直接言及している数少ない講座派の文献の一つであるが, 同著には「半封建的寄生的土地私有が, 一つの支配的な制度となった以上, それは一切の政治的支配に自己を組織だてしめねばならない」(同257頁)として, 町村制の二重性を位置づけている箇所が見られる。すなわち, 「半隸農的資本主義」を基礎に, 「中央集権的官僚組織の一構成部分」であるとともに「地方における半封建的地主の自治組織」(同278頁)である町村制が制定された, というのが平野氏の見解であった。「官僚組織対地主自治」ではなく, 「官僚組織と地主自治」を問題にしているのが, その特徴といえよう。

このように, 南方熊楠・柳田国男らの自然村擁護論とはまったく発想が異なる——発想の次元が異なる——が, 講座派理論が村落二重構造論のもう一つの原点, 少なくとも広い意味での原点であったことは否定できないであろう。相次ぐ思想弾圧のため, この講座派理論が戦前戦中期において多様に展開する機会はついに与えられなかったが, その「半封建的資本主義論」が本章で見る末弘巖太郎・戒熊通孝・小野武夫・藤田武夫・清水三男氏らの理論に直接・間接の影響を与えたことは十分予想されることである。講座派理論が戦後改革期における村落二重構造論にいかなる影響を与えたかについては, 第3章で触れる。

- (6) 鶴見和子『鶴見和子曼荼羅V 水の巻 南方熊楠のコスモロジー』(藤原書店, 1998年), 354~371頁参照。法史学研究者による南方熊楠の研究としては, 後藤正人『権利の法社会史』(法律文化社, 1993年), 第九章, 参照。
- (7) 柳田国男『日本農民史』, 『定本柳田國男集』(筑摩書房, 1969年) 第16卷, 178頁参照。
- (8) 同上, 171頁。
- (9) 柳田国男「採集事業の一画期」, 『定本柳田國男集』(筑摩書房, 1969年) 第25巻, 526頁。

- (10) 徳富蘇峰・陸羯南・宇川盛三郎・竹越与三郎らの地方自治思想については、拙著『日本の自治の探求—名望家自治論の系譜—』(名古屋大学出版会、1995年)、参照。

2.2 村落研究の開始

鈴木栄太郎の「行政村」「自然村」概念 南方熊楠・柳田国男の民俗学においては、その明確な自然村思想にもかかわらず、いぜん自然村の概念が学問的に定義されていたわけではない。自然村の概念を行政村のそれとの対比で明確に定義し、それを体系的に叙述したのは、農村社会学者の鈴木栄太郎氏である。

鈴木氏はまず行政村について次のように定義する。第1に、行政村は中央機関の指導奨励によって設置された官製集団が累積する地区である。第2に、行政村は江戸時代以来の村の歴史的個性とはほとんど関係がない。第3に、行政村は江戸時代の村を人為的に連合したものであるから、自然村に見るがごとき「一つの精神」を保有していない。第4に、行政村には自発的な「道義的自治」が生まれない。官製的集団に関連するもの以外には、人々の社会関係が蓄積され深化されることがないからである。⁽¹⁾

鈴木栄太郎氏によれば、行政村の対立概念が自然村である。すなわち、自然村は明治維新以前に自生的に形成されたものであり、歴史的個性と「一つの精神」を保有し、自発的な道義的自治の源泉となるべきものであった。非国家的にして非利己的な自然村の理念、つまり<地縁組織としてのムラの共同性>が迫害され解体されることを惜しんで、鈴木氏は次のように述べている。

旧村の中には二つ以上の自然村を含んでいたところもあるようであるが、

大体に旧村は一つの自然村であつたようである。そして現在わが国の農村に存する共同社会的ないいろいろの慣行や態度は、みなこの旧村の框のうちに成育したものである。明治以後の行政や一般社会状態は、この旧村の框と共にそのうちに存していたいろいろの共同社会的なるものを迫害して、新しき町村制、及び新しき経済組織に全国画一的に適合せしむるように促進してきたのである。明治以後に町村に加えられた革新は、わが国の農村より自然村を撤去せんとする事であった。これはわが国の農村社会史上、未曾有の大事件であるという事ができる。⁽²⁾

村落二重構造という理論的枠組みの淵源は、明治20年代の町村制実施期にまで遡る。したがって、村落二重構造論それ自体が鈴木社会学の独創に負うものであったとはいえないであろう。しかし、かの有名な「行政村と自然村」というシェーマによって村落二重構造論を学問体系にまで高めたのは、鈴木氏が最初であった。それゆえに、鈴木説は村落二重構造論の礎石としての意味を有していたといっても過言ではないであろう。この鈴木説を継承し、批判することによって、村落二重構造論が深化発展していく。

中田薰の実在的総合人説 概念法学が中心であったわが国伝統的法解釈学にあっては、村落が法的なものとして研究されるということはなかった。しかし、鈴木栄太郎氏の研究に呼応するかのようにして、法律学の分野においても村落二重構造論の礎石になるような研究が現われた。中田薰氏の「村の人格」の研究である。

中田薰氏は、これまで法学界では問題にされることのなかった江戸時代の村をとりあげて、その法的性格を検討している。そして、中田氏は「第1に徳川時代の村は一の独立せる人格者である。第2に然れども此人格は羅馬寺院法的法人の如く擬制人(persona ficta)では無くして、日耳曼独逸法の Genossenschaft の如き実在的総合人(reale Gesamt-person)である」と結論している。次の3点が重要であろう。

第1に、「実在的総合人」概念の実体を法令資料や裁判記録などによつて明らかにした点。町村の訴訟が同時に町村民の共同訴訟を意味し、町

村の権利義務が同時に町村民の共同権利義務を意味するような関係、すなわち団体としての町村とその構成員であるところの町村人民がいまだ分離せず、单一性にして複多性を有するような法人格が江戸時代の村には見られた、というのが中田説である。

要するに村役人と云ひ村寄合と云ひ、一方に於ては各々單一体としての村自身の機關たる機能を有しながらも、他方に於ては複多体としての村民の惣代であり、総会であると云ふ性質を示して居る点に於て、複多的總体としての村に内在する单一性の抽象程度が、尚薄弱であつたことが容易に看取される。従て我村は総合人ではあるが、其組織に於ても又其活動に於ても、常に单一性よりも複多性が勝を占めて居るのである。⁽⁴⁾

第2に、日本の町村の法人格は1888(明治21)年の町村制によって新たに付与されたものではなく、江戸時代のそれを継承したものであるとした点。すなわち、明治維新以後、法律によって町村の固有事務として明言されたところのものは、近代法理論の産物ではなく、江戸時代における村方の自治事務を歴史的に継続したものであるとされた。中田薰氏は、自らの村の研究に関して、「維新後の町村は、全く徳川時代に於ける町村そのものゝ歴史的継続に過ぎないものであると云ふことを論証して、以て永く忘却されて居た我固有法の団体觀を、再び世人の記憶より喚び起さんとすることに在る」と述べている。⁽⁵⁾

第3に、少なくとも立法論としては、実在的総合人たる江戸時代の村を一挙に近代的擬制人に変更した町村制の制定に懷疑的であったという点。中田氏が江戸時代の村のゲルマン的性格を評価する自然村擁護論者であったことは、次の文章からも推測できるであろう。すなわち、中田氏は「明治21年の町村制が、往時の町村総有地を一挙にして悉く町村専有財産に変更して、其片影をだに剰す所がなかつたことは、頗る急激なる改革であつたと云はねばならぬ。此の如き非歴史的立法が、其当時の政策上果して當を得たるものなりしか、將來に向つても尚之を支持せね

ばならぬものであるか等の問題を、論議するは本論の主旨ではない」と述べている。

中田氏の研究は、法律学の研究対象外に放置されてきた村落をとりあげ、それを法的なものとして理論構成したことにおいて画期的なものであった。とくにその実在的総合人説が、入会研究の発展に大きく貢献したことはいうまでもないが、公法の観点から見ても、それが自治体固有説の立場に立っていたがゆえに高い評価が与えられるべきものであった。⁽⁶⁾

井ヶ田良治氏は中田法史学を評して、ゲルマニステンでありデモクラットであったと述べている。⁽⁷⁾

中田説批判と村落二重構造論 中田薰氏の実在的総合人説は、村を構成している单一性のメントと複多性のメントという二つの契機——それは鈴木栄太郎氏の「行政村」「自然村」概念に対応している——を指摘している点において、これまた村落二重構造研究の学問的原点と呼ぶにふさわしいものであった。しかし、中田説には問題が残されていた。それは、法理論上、江戸時代以来の実在的総合人としての村が、町村制の制定によってその性格をローマ法的な擬制人に一変させたと解している点である。町村制は日本古来の町村の本質から、複多性を完全に駆除しつくして单一性のみを残留せしめた点において、わが国の町村史上において画期的なものであった、と中田薰氏は断定している。⁽⁸⁾

この中田説の結論部分は、部落有財産の帰属問題ないしは公有地入会権の性格をめぐって深刻な問題を提起することになった。中田説によれば、ムラが実在的総合人から抽象的公法人へと一変したのだから、従来のムラ総有財産が町村専有財産に変化し、入会権の性質もまた町村という他人の所有地を目的とする一種の他物権に変化するのは理の当然ということになってしまい、⁽⁹⁾ 部落有林野に対する農民の権利が事実上否定されたからである。かくして、中田説を打ち破って町村有財産に対する農民の権利を保護する理論が求められたが、この難問に挑戦したのが法社会学——末弘巖太郎・福島正夫・徳田良治・戒能通孝氏ら——である。

法社会学の分野における村落二重構造の理論化と、中田説批判は密接な関係にある。

- (1) 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』(時潮社, 1940年)。『鈴木栄太郎著作集 I』(未来社, 1968年) 所収, 131~132頁。
- (2) 同上, 327頁。
- (3) 中田薰「徳川時代に於ける村の人格」, 『国家学会雑誌』第34巻8号, 1920年。同『法制史論集』第2巻(岩波書店, 1938年) 所収, 985頁。
- (4) 同上, 1084頁。
- (5) 同上, 1105頁。
- (6) 同上。
- (7) 機関委任事務の肥大化が地方自治を極度に圧迫するようになったこの時期, 渡辺宗太郎『地方自治の本旨』(清水弘文堂書房, 1933年) や宮沢俊義「固有事務と委任事務の理論」(公法叢書第一巻, 1943年) などが出版されているが, それらは総じて従来の通説である自治体従属説の妥当性を再確認し, 機関委任事務の理論を追認するものであった。
- (8) 井ヶ田良治氏は, 潮見俊隆・利谷信義『日本の法学者』(日本評論社, 1974年) の中で, 中田薰氏を評して, 「ゲルマニステンたらんとすることは, 前近代を再評価するという点で『近代主義』を批判するものであると同時に, 西洋拝跪から脱却し, 日本の固有法を再評価する点で, 国民主義的立場に立つことでもあった」(同224頁) と述べて, 中田法史学の歴史主義的・国民主義的・民衆的性格を評価している。また井ヶ田氏は, 「美濃部達吉や末弘巖太郎の仕事とならんで法律学における市民的成果のひとつとみなすことができよう」とも述べて, 中田法史学の市民主義的性格——正しくは「保守的市民法学者」「保守的自由主義」的性格——を評価している。本稿の図1に当てはめれば, 中田氏の村落構造論は<第IV象限的発想>にして<第I象限志向>を秘める理論であったということになろう。井ヶ田氏の中田薰論に接して, 「保守的市民法学者」や「保守的自由主義」という言葉の含意について考えていると, 図1のようにx軸y軸を定めて村落二重構造に関する発想を4類型化することの意義が, あらためて確認できるのである。x軸だけ, あるいはy軸だけの一元的図式で, 中田法史学を正しく位置づけることは困難である。
- (9) 中田, 前掲, 1102~1103頁。
- (10) 中田, 前掲, 788頁参照。戒能, 前掲, 285頁参照。

2.3 二重構造論と法社会学

末弘巖太郎の農村研究 中田薰氏の実在的総合人から抽象的擬制人への進化説は、町村の近代化を法的概念によって論理的に説明するものであったから、亀井川浩・石井良助氏など、その後さまざまな分野の研究者に継承されることになった。⁽¹⁾ しかし、中田説には、部落有林野の帰属問題などにおいてムラの権利——より正確には零細な小農経営農民の林野利用権——を保護しえない難点があったこと、すでに述べたとおりである。この節では、こうした難点に挑戦しながら村落二重構造の理論化に寄与した法社会学者の努力の跡を見ておこう。まず最初は、末弘巖太郎氏の公有林野整理論批判である。末弘氏は次のように述べている。

かくの如きは實にローマ法流の法人思想と排他的・独占的個人所有権思想との外に Genossenschaft の Gesamteigentum の制度あることを理解し得ない現代我国人の思想を遺憾なく暴露したものたるに過ぎぬ。何故なれば徳川時代の「村」が今日の如き「村」に変った以上、入会地の「所有権」は村に属し、村民が全体として其上に入会権を總有すると云ふ關係を認めることは少しも變ではない。村民全體が入会権を總有する。何故にその際の村民全體を——ローマ法流の——法人でなければならぬと考へる必要があるか。権利は個人又は——之に擬へたローマ法流の——法人にあらざれば之を所有し得ずと云ふが如き考は、民法施行後10数年の間あやまられたるロマニステン法学が一時吾国にはびこつた時代の夢に過ぎないのである。⁽²⁾

農村内部に現実に存在する事実の観察をつうじて「生ける法」を発見し、それによって中田説に残る抽象性と觀念性を批判しようとしたところに、末弘法社会学の新しさがあった。この新しさを支えているのは、「明治以来当局者の施し来つた政策は多く輸入的翻訳的であつた」「農村のことは之を農村の人に聽かねばならぬ」とする、末弘氏の自然村擁護の視点であろう。末弘法社会学が、農村における国家法(近代法)と生ける法(慣習)のズレを指摘することによって、村落二重構造の存在を

法学界に知らせたことの意味は大きい。末弘氏が発見したテーマは、福島正夫・徳田良治・戒能通孝氏らの戦中期の諸業績を媒介にして、戦後改革期における法社会学の村落二重構造論の新展開に接続していくからである。しかし、末弘法社会学においては村落二重構造論の体系的展開は見られなかった。⁽⁴⁾

福島正夫・徳田良治の町村会研究 中田説に対する批判は町村会の研究という視角からも現われた。地方史料を駆使した福島正夫・徳田良治氏の町村会研究がその第一着であった。福島・徳田氏の研究の新しさは、全国の村役場の倉庫や地方名望家の家に眠っていた村規約・村会規則・議事録などの史料を渉猟して、「古い歴史と伝統とをおび、現実の社会的経済的生活関係において堅く結束された町村の団体的実在は、新たな地方政府の改革によって直ちに動かされるものではなかつた。地方官が旧慣打破にいかに大胆であろうとも、こうした団体性は生活それ自体であり、その人為的な作り変えは不可能である」という点を実証的に明らかにした点にある。制度史に偏傾していた従来の研究を乗り超えて、ムラの団体的実在性を明らかにしようとする福島・徳田氏の共同研究は、徳田良治氏の個人研究へと引き継がれていく。⁽⁵⁾

徳田良治氏の研究の独創性は、明治初年まで継続していた寄合が次第に町村会へと進化したとする中田説を批判して、「町村会は決してわが国旧来の寄合を改造して作られたのではなく、むしろ外来的に移植され寄合とその機能を分担して来たものである」とする町村会移植説を主張した点に認められるであろう。すなわち、寄合(全員一致制)を基礎にして首長の総代制を採用する実在的総合人と、町村会(多数決制)を基礎にして首長の代表制を採用する抽象的擬制人との間には連続性がない、と徳田氏は主張するのである。町村制の導入により町村の法的性格が一変したのは事実であるとしても、従来の寄合を基礎にしたムラの性格にはなんら影響はない。したがって、ムラの寄合で話し合ってきた株場や入会山の権利関係にもなんら変化は生じない、という徳田説が中田説の

一角を覆すものであることは明らかであった。

実在的総合人と抽象的擬制人の概念を区別し、村を構成する单一性と複多性という二つの契機に着目している点において、徳田説は中田説を継承している。しかし、中田説においては両者が歴史的進化の関係にあったのに対し、徳田説においては同時並存の関係に読みかえられている。中田説が日本の伝統的慣行から西洋の近代的制度への移行を見たところに、徳田説は架橋できない東西の原理上の違い（日本のムラの特殊性）を見たという点が重要である。

戒能通孝の生活協同体説 末弘巖太郎氏が発見し、福島正夫・徳田良治氏が一步深めた村落二重構造論——実在的総合人と抽象的擬制人の並存説——を、より明確な形で展開したのは戒能通孝氏である。戒能氏は「生活協同体」概念に力点をおいた村落二重構造論を展開するが、この学説もまた中田薰氏の実在的総合人説を批判的に継承するところから生まれたものであった。

第1に、法社会学的方法の強調。戒能氏は、中田説が主として中央政府の法令の文面だけを分析することによって成り立っていることを批判し、「少くとも一步農村生活の内面に足を踏み入れてみる限り、巖として存在する農村協同体の実在を、全く無視せられている」と述べている。近代法が関知しない歴史的事実としての生活協同体を発見し、それを概念化して法的意味を持たせたところに、戒能説のすぐれた着想が認められるであろう。⁽⁸⁾

第2に、江戸時代における村の二面性の強調。江戸時代の村には租税の対象となる「行政単位としての村」の側面と、入会や水利の主体である「生活協同体としての村」の側面が一体のものとして存在していたが、両者は理論上区別されなければならない。なぜならば、抽象的公法人化する要素（单一性）を有している前者と、総合的実在人としての機能（複多性）をますます發揮せんとする傾向にある後者との間には、分裂を来たすべきモメントが隠されていたからである。江戸時代の村の行為を見

る場合には、それが行政村としての行為なのか、それとも生活協同体としての行為なのか、その間に存在する微妙なニューアンスに留意しなければならない。法令上の文言に「村の行為」とあるからといって、短絡的に「村の行為＝村民総体の行為」と即断してはならない、というのが戒能説であった。⁽⁹⁾

第3に、先に紹介した徳田良治説と同様、寄合から町村会への移行過程における断絶の強調。戒能氏は、寄合から町村会への連続的な進化過程を認めず、両者の断絶説を採用している。もともと町村会が旧来の寄合に代わったのは、寄合そのものが継続的に自然的成長を遂げたからではない。政府が町村会の形態を輸入移植する政策を推進したからである。そこには、自由民権運動に妥協するがごとき態度を装いつつ、その実は旧来の寄合制に由来する全員一致の慣習を破壊して、多数決原理を強制的に導入しようとする国家の意思が存在した、と戒能氏は述べている。⁽¹⁰⁾

戒能説には概略以上のような特徴が認められるわけであるが、そうした生活協同体を大切にしようとする戒能氏の＜第IV象限的発想＞には、いかなる実践的課題が対応していたであろうか。戒能氏は、町村制実施後の行政村がムラから継承したものは何もなく、行政村はむしろ旧来の戸長管区の継続であったとする。そして、町村制によって設置された町村が旧来のムラの延長でなく、戸長管区の継承者に過ぎないとするならば、旧来の財産のうち行政村に継承される財産は、戸長管区の財産の範囲にとどめられるべきであるとしている。すなわち、水利・入会・牧場などに関する旧村人民を主体とする組合体の財産は、町村制の施行によってなんら影響を受けない、というのが戒能氏の主張であった。⁽¹¹⁾

寄生地主制の下における水利や入会に関する共同組織は、零細な家族労働にもとづく小農経営の農民によって支えられていた。こうした当時の状況を念頭におくとき、部落有財産に対するムラの伝来的権利を守ろうとする戒能説の民衆的性格は明らかである。

- (1) たとえば、石井良助編『明治文化史 第2巻 制度編』(洋々社, 1954年), 156~157頁参照。
- (2) 末弘巖太郎『農村法律問題』(改造社, 1924年)。近藤康男編『明治大正 農政経済名著集 第16巻 農村法律問題』(農山漁村文化協会, 1977年, 復刻), 74頁。
- (3) 同上, 50頁。
- (4) 千葉正士『法社会学と村落構造論』(日本評論新社, 1956年), 35頁。
- (5) 福島正夫・徳田良治「明治初年の町村会」, 『国家学会雑誌』第53巻4~6号, 1939年。明治史料研究連絡会編『地租改正と地方自治制』(御茶の水書房, 1956年) 所収, 126頁。
- (6) 徳田良治「わが国における町村会の起源」(東京市政調査会『都市問題』第31巻4号, 1940年), 同「明治初年の町村会の発達」(『法律時報』第14巻6号, 第15巻1号, 1942~1943年)。
- (7) 徳田良治「明治初年の町村会の発達」, 明治史料研究連絡会編『明治権力の法的構造』(御茶の水書房, 1959年) 所収, 111頁。
- (8) 戒能通孝『入会の研究』増補改訂版(一粒社, 1958年), 405~406頁参照。
- (9) 同上, 284頁参照。
- (10) 同上, 402~403頁参照。
- (11) 同上, 405~406頁。

2.4 二重構造論と社会経済史

小野武夫の自然村落論 農民経済史家の小野武夫氏も、戒能通孝氏と同様、中田説をふまえながら村落二重構造論を展開した研究者である。永小作権の研究者として知られている小野武夫氏には、農民史観の視点から執筆した『日本村落史概説』(岩波書店, 1936年) や『農村史』(東洋経済新報社, 1941年)などがあるが、そこでは自然村落史を基調にした村落二重構造論がかなりの頁をさいて展開されている。

(1) 「自然村落」の起源について。自然村落は林産物や水産物などの生活資源に富み、地質気象や水利灌漑などの農業生産条件に恵まれている地域に誕生する。その数は、原史時代以来、上世・中世・近世をへて

7万余に及ぶが、そこには「先人が苦心経営の程も偲ばれて、過去の村落人が如何に悠遠の路程を辿り来つたかを想察せしむる」ものがある。

(2)自然村落の歴史について。江戸時代の実在的総合人としての自然村落は同時に行政村落でもあったが、明治維新後になると町村の抽象的法人化により自然村落から行政的側面が失われて、自然村落は単なる地域集団に変貌することになった。⁽¹⁾ (3)町村制の性格と部落有地の帰属について。町村制には「復古の形跡」はいささかも見られない。その結果、村落民が原史時代より用益してきた部落有地の一体両面の性質——法人的性質と複多的総体性——が分化し、⁽²⁾ その官有化と民有化が進行した。⁽³⁾

(4)行政村の問題点について。町村制によって創設された行政村は、「自然発生の聚落地域を無視して新に人為的区域を設けた」ものであるため、「日本農村の固有文化」と遊離する結果を招くことになった。すなわち、行政村においては自治意識の健全な発達が見られず、農民の団体たる農会・産業組合などの成績も期待したほどには挙がらなかった。⁽⁴⁾ その結果、行政村や農会・産業組合に対する官庁の指導監督がますます強化されるという悪環境が進行した。等々。

このように、小野武夫氏が描く日本農村史は、<第IV象限的発想>を強く前面に出している点にその特徴が認められるのである。小野氏の農民史観は、部落有林野の統一政策に対する批判のなかに端的に示されている。小野氏によれば、行政村強化のために推進された部落有林野の統一政策は、飼料・綠肥・薪炭などの供給地を奪うことによって、結局のところ零細な小農経営を衰退させ、古来の美風たる隣保共助の経済的源泉を喪失させることを意味した。農民を動員するときに利用される抽象的な「隣保共助精神」ではなく、中小農民の立場に立った隣保共助の経済的源泉すなわち物質的紐帯が重視されているところが、小野説の特徴である。失われつつある<地縁組織としてのムラの共同性>、つまり地域公共関係をいかにして再生するかという問題意識がそこに秘められていたといえよう。小野氏は自然村落の基盤について次のように述べてい

る。

部落民をして協同的に結合せしむるには、部落民を何等かの物質的な繋りによつて結び附くる必要がある。斯る事実によつてこそ最も鞏固に部落の協同性が維持せらるるのである。部落有地の天然資源を確保し、村の総百姓の経済的利益を促進せんとする心理が部落民間に旺盛である時、部落の団体的生活は円満に進展する。村が自然協同体として真に隣保共助の美風を發揮するには實に部落有林野の如き、物質的紐帶を必要とするのである。徳川時代の村落が協同体としての機能をよく果し得た原因は、当時未だ個人の生産力低くして協同の力を必要としたことにあつたとは云へ、部落民が部落有林野の如き物質的根拠を持つてゐたからである。斯る効用を有したる部落有林野⁽⁵⁾を明治政府は前に述べたる如き理由を以て一気に統一しようとしたのである。

藤田武夫の地方財政二重構造論 この時期には、本稿の主題から見て、とりわけ重要な研究がもう一つ存在した。それは中田薰説に導かれながら新たな研究分野を開拓した、藤田武夫『日本地方財政制度の成立』(岩波書店、1941年)である。同書においては、町村財政の二重構造とその問題点が究明されている。いくつか重要な点を抽出しておこう。

(1) 村の財産(公益)は同時に村民の財産(私益)であるとされた江戸時代においては、村財政と村民の私経済は未分離の状態にあった。すなわち、「村財政は、村民の私経済から独立した一個の経済体たるよりも寧ろ村民の私経済の総合たる性格」⁽⁶⁾を有していた。(2)「総百姓持」たる部落有林野の多数は、地租改正の実施によって官有地・私有地に分化し、これにともなって公私未分化の状態にあった村財政も分化しはじめたが、その仕上げは町村制の実施であった。村の財政が住民の私経済とは別個の公財政となるためには、その村が抽象的存在としての公法人格を獲得しなければならないが、これを制度的に完成させたのが町村制である。⁽⁷⁾

(3) 町村制が、抽象的人格者たる町村の財政とその住民の私経済との分離を宣言し、町村と住民の権利義務関係——町村財産の公用権、負担分任の義務など——を明記したかぎりにおいて、それは財政史上において

画期的な近代的制度の成立を意味した。財政の個人主義的・自由主義的な編成替えが実現したからである。⁽⁸⁾ (4)しかし、それは上から設定されたものであったから、必然的に「官製的性格」「輸入的性格」を賦与され、強度の「官治性と画一性」を備えたものにならざるをえなかった。すなわち、伝来の部落協議費財政が町村財政とは別に存続することになり、ここに財政の二重構造が固定化されることになったのである。このことは、部落協議費財政は住民の共同生活に欠かせないものであるが、行政村の財政は住民の共同生活とはあまり関係がない、とする観念を広く住民の中に定着させることを意味した。⁽¹⁰⁾ (5)かくして行政村は自治体としての強固な団結を欠き、それは永く形成されることがなかった。換言するならば、官製的なものとして設置された行政村には、近代的地方自治団体として発達する余裕が与えられず、地方団体住民の共同生活上の欲求充足よりも国家事務の分担を優先させる方向、つまり國家の支援と保護を必然化させる方向が確定することになったのである、等々。

以上が、藤田武夫『日本地方財政制度の成立』の要旨である。そこには住民の側から見た村落二重構造の意味が、財政学の言葉を使ってみごとに描写されているといえよう。近代的制度と前近代的制度の並存とそこにおける矛盾が、いかなる条件のもとに発生し、いかなる機能を果たしながら、いかなる方向に町村の運命を決定づけたかが実証的かつ理論的に整理されているからである。藤田氏は「部落有林野は、従来自足経済を営みつゝあつた村民にとつては、その生活を維持する上に不可欠のものであつた。それだけに村民は、部落有林野、入会地の利用に於て、村よりの恩恵を深く体得すると共にその村民としての自覚と責任感が、そこに当然強く意識された。用水、溜池、灌漑、防水、備荒等と共に部落有林野は、村と村民を、又村財政と村民の生活を固く結び付ける最も有力な紐帶であつたのである」と書いているが、もとよりそれは古き良きムラの復活を願つてのことではない。住民の自覚と責任感を基礎にした地方行財政を確立するための、新しい条件を求めてのことであった。

その後、様々な形で引用されることになる「官製的性格」「輸入的性格」「官治性と画一性」という有名なタームの出所は藤田氏の前掲書であるが、それらのタームの中には新たな地域公共関係を築くことができずに低迷していた当時の行政村の実態が象徴的に表現されているといえよう。藤田氏の村落二重構造論の中にもまた、戒能通孝氏や小野武夫氏らの問題意識と軌を一にする自然村擁護思想、つまり<第IV象限的発想>が認められる。

- (1) 小野武夫『日本村落史概説』(岩波書店, 1936年), 370頁。
- (2) 同上, 357頁参照。
- (3) 同上, 370~372頁参照。
- (4) 小野武夫『農村史』(東洋経済新報社, 1941年), 374~376頁参照。
- (5) 同上, 369頁。
- (6) 藤田武夫『日本地方財政制度の成立』(岩波書店, 1941年), 9頁。
- (7) 同上, 181頁参照。
- (8) 同上, 参照。
- (9) 同上, 227頁参照。
- (10) 同上, 184~185頁参照。
- (11) 同上, 228頁参照。
- (12) 同上, 35頁。

2.5 [補論] 清水三男の自然村落史論

村落史研究の重要性 近代を対象とする本稿の範囲を逸脱するが、ここで清水三男『日本中世の村落』(日本評論社, 1942年)について簡単に触れておこう。当時における自然村思想の良き学問的表现をそこに見ることができるのである。⁽¹⁾

第1に、清水氏は「農村研究の熱はさめた。しかしそれは農村研究という対象の悪さではなく、方法の悪さがその衰えの原因であった」と述べている。そして、国家を構成する要素としての村落に着目し、村落を通

じて国家の形成を見ることの重要性を強調している。第2に、清水氏は「懐古的に農村生活に残る我々の古い生活を懐かしみ、これを出来るだけ旧態のままに保ちたい」という如き希望や努力は、全然無意味ではないにしろ、甚だしく困難であるとして、いま必要なのは「真に新しい今後の村落の行くべき道に資する研究」であると述べている。第3に、清水氏は「自己の家族限りの内的生活」にのみ閉じこもって井の中の蛙のように生きるのではなく、「隣保共助の精神」が求められている今日においては、「何が村人の協力を阻むか、何がこれを助けるかを、史的に考察する事が必要である」と述べている。ここでは時局がらか、「国家」とか「隣保共助」という言葉が使われているが、それが意味するところのものを今日的に表現するならば、中間媒介領域たる地域公共関係論の探究ということになるのではないだろうか。

自然村落概念の意義 上のような課題意識のもと、清水氏は中世農村史の研究を精力的におこなったわけであるが、氏が研究の主題にしたのは「自然村落の再発見」ということであった。清水氏にとって自然村落とは何か。清水氏は次のように述べている。

一体自然村落とは何かと考えれば、難しい問題である。行政的区分でなく、経済的要素を中心とする村民の結合形態としても、その広狭は様々のものが考えられ得る。政治的または経済的権力によって、上から設定された村落形式に対し、村民の現実に作っている集団生活の一単位とでもいうべきものを、主題として考えるのが私の目的である。しかしそれは前述の如く、非自然ともいるべきもの、即ち政治的または経済的な支配の形態とある程度重なり、またその影響を蒙^{こうむ}っているのであるから、純粹な形をのみ追求する事は困難である。また現実を求める限り、純な形でなく、現にそ有る姿として、色々な力のはたらいている結果の姿を研究して行かねばならぬと思う。⁽²⁾

また清水氏は、「純粹な自然村落はほとんど存在しない。常に政治生活の支配下にある」「⁽³⁾自然村落生活は一種の抽象物で、具体的な村落生活は、常に政治的経済的支配の下にあり、即ち莊園や守護地頭の支配の

下にあり、純粹に村人の自主自治的な生活は極めて特殊な場合に属する」とも述べているが、このように純粹の自然村というものは存在しないとする清水氏が、なぜ自然村落の研究に精魂込めたのであろうか。言葉をかえていうならば、あえて誤解されるおそれのある「自然村落」の語を使用した理由は何か。この点については、馬田綾子氏が二つの点を指摘している。⁽⁴⁾

その一は、当時の研究状況との関係で、莊園や保の下にひっくるめて村落を論じることへの批判。その二は、「自然」という語には、権力的にではなく人々の主体的な意志によって形づくられたという意味合いが込められているという点。すなわち、「個人生活や階級生活でなく、共同生活をのみ取り扱おうとする」⁽⁵⁾研究方法の中には、村落に結集した人々の意志を積極的に評価しようとする意図が認められるのである。上記の引用文中において清水氏は、「政治的または経済的権力によって、上から設定された村落形式に対し、村民の現実に作っている集団生活の単位とでもいべきものを、主題として考えるのが私の目的である」と明記しているが、そこには軽く読み飛ばすことのできない確固とした氏の方法論が宣言されているといえよう。

清水三男氏の自然村落論にはおおよそ以上のような特徴が見られるわけであるが、こうした発想は、対象とする時代と専門分野こそ異なれ、この章で紹介してきた先学の業績の中にも通底していたところではないだろうか。非権力的にして非階級的・非利己的な「自然村落を基盤とする人々の結合」に意味を見出し、その人々の結合こそが国民国家の健全な構成要素にならなければならないとする主張が、いずれの理論にも秘められていたからである。

(1) 清水三男『日本中世の村落』改訂版(岩波書店、1996頁)、15~22頁参照。

(2) 同上、23~24頁。

- (3) 同上, 23頁。
- (4) 同上, 279頁。
- (5) 同上, 361~369頁。馬田綾子氏の解説, 参照。
- (6) 同上, 24頁。

2.6 小括

自然村擁護論の民衆的性格 以上, 戦前戦中期における村落二重構造論の系譜を点描してきたが, ここで確認できることは, 南方熊楠・柳田国男をはじめ, 鈴木栄太郎・中田薰・末弘巖太郎・福島正夫・徳田良治・戒能通孝・小野武夫・藤田武夫氏らは, いずれも自然村の理念を擁護し, それを近代国家の中に生かしていこうとする研究者であったという点である。したがって, 彼らの業績は全体として<第IV象限的発想>中に位置づけることができよう。

彼らが共通して主張したことは, 第1に, 自然村の基盤である部落有財産を町村有財産と私有財産に分解させる政策は誤りであったという点。第2に, 自然村を基盤とする人々の結合, つまり<地縁組織としてのムラの共同性>を無視しては, 真の地域公共関係は形成されないとする点。第3に, 自然村から遊離した官製的・輸入模倣的な行政村においては, ほとんど見るべき自治の実績があがらなかったという点。第4に, そのようなものとしての行政村は, 結局のところ国家の監督的・後見的介入を促すものでしかなかったという点, 等々であった。

一般に, 幕末~明治維新期に見られた手作地主の段階とは違って, 寄生地主制の下における水利や入会に関する共同組織は, 零細な家族労働にもとづく小農経営の農民によって支えられていた。なぜならば, 土地所有と経営が分離し, 小作料収入のみを目的とする寄生地主制下の地主にとっては, 水利や入会の組織を自己の掌中に直接おさめて自己中心的に運用する必要はほとんどなく, その限りにおいて, 寄生地主はムラの

共同組織から浮き上がった存在になっていたからである。すなわち、寄生地主はムラ内部の共同性そのもの（入会集団・労働組織など）には関心がなく、耕地整理組合・産業組合などの組織を含むところの行政村を丸ごと、機構的に支配しておればそれで良し、という態度をとるのが普通であった。こうした寄生地主制が内包する矛盾を見据えるとき、部落有財産に対する旧村の伝来的権利（ムラの共同性）を守ろうとした自然村擁護論が、天下り的な行政村のあり方に反対するだけでなく、寄生地主制にも異議申し立てする民衆的側面を有していたことは明らかであろう。

地域公共関係論の探究 戦前戦中期における村落二重構造論は、主として部落有財産・神社合祀などをめぐる実践的課題と密接な関係にあった。したがって、その論点は一見限定されたものであるかに見える。しかし、その論点の背後に存在する課題意識にまで目をやってみると、自然村擁護論の射程距離は意外に長いものであったことが理解できるのである。たとえば戒能通孝氏は次のように述べている。

明治初年の入会地収公政策は、多くの財産を旧来の村落自体から喪失させ、かつ新たなる町村に対してもこれを還附し与えなかつた。その結果旧来入会地の共同収益関係を、一個の有力なる契機として結びついていたところの、村落の精神的団体性が解体もしくは微弱化し、これに代るべきものとして、新たなる町村の精神的団結性を促進させる具体的根拠が失われていたのである。換言すれば明治初期の地租改正に関連した、多くの行政的処分の或るものは、意識的にか無意識的にか、国民の精神的団体生活を、国家と家族のただ二つだけに整頓し、その中間に家族と国家とを連絡する地域的団体組織の存在をむしろ否定した。⁽¹⁾

この文章が明確に示しているように、戒能氏の村落二重構造論には、国民の精神的団体生活が国家と家族（=個人）という二つの要素に分解されてしまうことへの批判が込められていた。すなわち、明治維新以後の農村政策は、国民生活の精神的側面に「平板的平等性」を導入し、「内面的な深み」を欠除させてしまった、と戒能氏は見る。なぜならば、

幼者弱者の扶助ということ一つをとってみても、古い時代にはムラの当然の義務として觀念されていたが、いつしか「国家と個人の事業」と決め付けられて、町村はかえってこれを迷惑視する傾向を強めたからである。戒能氏は「日常生活に於ける団体的共同者意識の発現形態を、家族と国家とに限定するような行き方は、社会生活に於ける人々相互の親密感を希薄化し、これを精神的に掘り下げていくような面を阻害することは確かである⁽²⁾」と述べている。

戒能氏ら自然村擁護論者が希求していたところのものを簡潔に表現するならば、温故知新の光によって〈地縁組織としてのムラの共同性〉を再生する、ということになるであろう。中間媒介領域たる地域公共関係の活性化と健全化いう論点が、戒能通孝・小野武夫・藤田武夫氏らの理論の射程内に入っていたことは明らかである。

- (1) 戒能通孝『入会の研究』(一粒社, 1958, 増補改訂), 510~511頁。
- (2) 同上。

第3章 戦後改革期の研究

3.1 課題意識の転換

自然村美化論への批判 民衆の立場に立った自然村思想の主張にもかかわらず、戒能通孝氏らが期待したような地域公共関係を当時の日本に実現することは困難であった。いや困難であったばかりか、戦時体制下において自然村の精神を強調し、国家と個人を媒介する「隣保共助の精神」を高唱することがいかに危険なことであったかは、ここで改めて述べるまでもない。⁽¹⁾ 自然村擁護論と自然村美化論はもとより別のある。しかし、戦時体制下においては、両者の境界線が必ずしも明確とは

いえなくなり、学問としての手続きや内実を欠落させたまま、ひたすら過去への郷愁や民族的エゴイズムの発露に陥った自然村論が横行したのも事実である。⁽²⁾「或る民族や或る国民にしか理解されないように出来て⁽³⁾いる哲学や理論は、例外なくニセ物である」と言われるが、そうした、俗耳に入りやすい観念的な自然村美化論は戦後、徹底的批判に曝されることになった。

かくして、戦後改革期においては「自然村」という概念自体が否定され、「部落共同体」という概念が多く使用されるようになった。すなわち、戦前戦中期は「自然村擁護論」が主流であったが、戦後改革期は「部落共同体解体論」が通説的になるという逆転現象が生じた。ムラ社会の横糸である協力連帯関係を評価する理論から、ムラ社会の縦糸である支配服従関係を批判する理論への転換である。隣保共助を重視する視点から、個人の自立を強調する視点への変化といつてもよい。

丸山真男の部落共同体論 こうした理論的転換を鮮やかに示しているのは、やはり丸山真男氏の次の文章であろう。

底辺の共同体的構造を維持したままこれを天皇制官僚機構にリンクさせる機能を法的に可能にしたのが山県の推進した地方「自治制」であり、その社会的媒介となったのがこの共同体を基礎とする地主＝名望家支配であり、意識的にその結合をイデオロギー化したのが、いわゆる「家族国家」観にほかならない。

この同族的（むろん擬制を含んだ）紐帶と祭祀の共同と、「隣保共助の旧慣」とによって成立つ部落共同体は、その内部で個人の析出を許さず、決断主体の明確化や利害の露わな対決を回避する情緒的直接的＝結合態である点、また「固有信仰」の伝統の発源地である点、権力（とくに入会や水利の統制を通じてあらわれる）と恩情（親方子方関係）の即目的統一である点で、伝統的人間関係の「模範」であり、「国体」の最終の「細胞」をなして来た。⁽⁴⁾

丸山理論においても、官僚機構と部落共同体が異質なものとして、二重構造的に把握されている。しかし、丸山理論にあっては官僚機構と部

落共同体の対立ではなく、地方自治制と地主制を媒介にして、両者がいかにリンクしているかが問題にされている。また、戦前戦中期においてあれほどまでに維持することの必要が説かれた隣保共助の旧慣や固有信仰の問題が、ここでは個人の析出を許さない要因であったとして批判の対象にされている。そして、かつては農民の紐帯の基盤であるとされた入会や水利の慣行までが、権力的統制の媒体をなすものとして位置づけられているのである。

丸山氏は、部落共同体の人間関係はいわば日本社会の「自然状態」であるから、上からの官僚化(国家状態)に対する日本的な抵抗形態のモデルを提供していると述べている。しかし、そこからは決して新しい市民的な秩序形成力は生まれない、というのが丸山共同体論の基本命題であった。なぜならば、部落共同体は個々の実感に閉じこもる情緒的紐帯の世界であったから、個人の自由と責任のもとに普遍的規範を形成していくこうとする主体的意識が、そこにおいては欠如していると見なされたからである。⁽⁵⁾ かくして日本の部落共同体は、戒能通孝氏らの主張とは違って、「国体の細胞」つまりファシズムの基盤としての役割を果たした、というのが丸山氏の見解であった。

第Ⅲ象限的発想への転換 丸山真男氏の上記文章中には、戦後改革期における村落二重構造論のエッセンスが表現されている。以下この章では、丸山氏の文章に凝縮されている戦後改革期の理論を、政治学・法社会学を中心を見ておこう。

結論を先取りして言えば、戦後改革期の村落二重構造論は<第Ⅲ象限的発想>を中心に展開される。すなわち、<y軸マイナス方向>へ移動して、第Ⅳ象限から第Ⅲ象限に転換したのが、戦後改革期の特徴ではないだろうか。戦後改革期の研究者が目指した「近代化」と「民主化」の理念に照らすとき、その理論活動の中心は第Ⅱ象限にあったと考えられる。しかし、こと村落構造論ということになると、第Ⅲ象限が彼らの主舞台であった〔図1参照〕。

- (1) 自治制50周年記念式典の挙行日（1938年4月17年）に公刊された小冊子、国民精神動員中央連盟『国民精神動員実践綱要綱』には、「茲に国民精神動員実践綱ノ完備ヲ図リ、縦ノ伝達系統ヲ明カニシ、横ニ地理沿革ニ基ク住民ノ集団的結束ヲ固メ我ガ国古来ノ旧慣タル隣保協同、相互教化ノ美風ヲ發揚シ、以テ此ノ時局ニ対処スルト共ニ地方自治運営ノ根基ヲ鞏固ナラシメントス」とある。この小冊子の意図は、伍人組・什人組・隣組・隣保班を基礎単位とした部落会・町内会を基盤にして、「上意下達」「下情上達」による举国一致体制を固めることにあった。
- (2) その一例は、権藤成卿『農村自救論』（文藝春秋社、1932年）であろう。同書は「生民の自治に任せ、王者は唯だ儀範を示して、之に善き感化を与ふるに留むる」という自治主義、すなわち治めるのではなく「自然に治まる自然而治」を理想としていたが（復刻版『権藤成卿著作集』第2巻、黒色戦線社、1973年、46～47頁），そこには次のようなことが書かれている。「歐米の個人觀に即せる法制の模倣を以て、市町村制の條規を編した為め、共同自治の成俗は冷然一擲され、悉く之を個人化即ち法人となし、而も其自治体の共同機能は、之を地方分権の一部として、政府より之を付与するとの申渡であつた。本と我古俗の自治結束は、民衆の共同生活を基礎として発達せしものなれば、其個人区区の競利動作に依り、共同の福祉を侵害することは、絶対に之を排斥せるものであつた。」（同209～210頁）。
- (3) 戸坂潤『日本イデオロギー論』改訂版（岩波書店、1977年）、153頁。自然村美化論などに対する批判については、第1編六「ニッポンイデオロギー」，参照。
- (4) 『日本の思想』（岩波書店、1961年）、45～46頁。初出は『岩波講座 現代思想』第11巻、1957年。
- (5) 同上、51～52頁。

3.2 共同体再編利用論

石田雄の戒能説批判 村落二重構造論にみる戦前と戦後の断絶を明瞭に示しているのは、石田雄氏の研究である。

石田氏はまず、戒能通孝『入会の研究』（日本評論社、1943年）を批判することから始める。第1に、国家と家族の両極だけを残し両者の中間に

ある「地域的団体生活」の生存が否定されたとする説への批判。地域的団体生活つまり部落共同体は否定されたのではなく、時代と共にますます再編強化され、国家統合に利用されたと石田氏は述べている。第2に、行政村と自然村を分離してとらえることへの批判。たしかに行政村と自然村の乖離現象が見られたのは事実であるが、このことは決して両者の本質的対立を意味するものではない。地方改良運動などの「似非地方自治の奨励」策によって、両者は容易に妥協しあう関係にあった、と石田氏は述べている。⁽¹⁾

このように石田雄氏は、戒能氏に代表される従来の村落二重構造論を批判する。すなわち、従来の理論においては自然村が美化され、ノスタルジアな評価さえ見受けられたが、いうところの自然村とは決してそのようなものではない。それは明らかにファシズムの政治構造の基底をなすものであった、というのが石田説であった。石田氏は、「我国においては、しばしば行政村の強化、そこにおける官僚的色彩の濃厚化は、部落秩序の強化とうらはらをして起つて来る。それは部落共同体的関係の中に国民の自発性を擬制的な形でいあげ、これを眞の意味での地方自治にまで政治化させないことが官僚的支配の強化の為に必要だからである」という点をくりかえし強調している。また、石田氏は次のようにも述べている。

再編された共同体的な秩序は、単に農村において地主小作間の階級対立を顕在化させないための中和装置であつただけではなく、下からのエネルギーの政治化の契機を断ちきり非政治化しつづくみあげる濾化装置であると同時に、上からの権力的統合と心情的服従をリンクさせる転換装置でもあったという意味で、文字通りわが国におけるファシズム的政治構造の基底を構成していた。⁽²⁾
⁽³⁾

戒能通孝氏らが民衆的な團結の基盤として高く評価したムラが、石田氏の政治構造論においては、階級対立の中和装置であり、下からの人民

のエネルギーを断ち切る濾過装置であるとされる。そして、権力的統合を心情的服従に変える転換装置であり、ファシズムの政治構造の基底である、とまで位置づけられるに至ったのである。こうした理論的变化が生じた背景には、近代日本の地域社会には現に民主化のエネルギーが存在していたにもかかわらず、民主化が実現しなかったのはなぜかと問う、戦前の歴史に対する切実な反省が存在した。石田説は一般に「共同体再編利用論」と呼ばれている。

大島太郎の村落共同体論 狹義の制度史としてではなく、政治構造との関係で明治地方制度史を本格的に研究したのは大島太郎氏が最初である。大島氏の村落二重構造論は、石田雄氏らの理論枠組みをふまえつつ、また後で触れる潮見俊隆・渡辺洋三氏ら法社会学者との共同研究をもとに理論化されたものであるが、それは近代日本の地方自治制が内包した病理現象の解明を目的とするものであった。⁽⁴⁾

近代日本の地方自治制が内包した病理現象とは何か。大島氏によれば、一般に近代においては、公権力を独占する中央集権国家が私的所有権の確立を前提とする「個の自立」社会の上に成立する。しかし特殊近代日本においては、「近代的＝権力的性格」を有する行政村と「封建的＝民衆的性格」を有する部落共同体によって構成される村落二重構造が、國家と個人の中間領域に温存されることになったとされる。すなわち、政治構造が「公権力一個人」あるいは「法の支配－私的自治」という純化された形では展開せず、そこに様々な病理現象が生ずることになった、というのが大島氏の見解であった。⁽⁵⁾ 病理現象の最たるもののは、法的規制を媒介にした公権力支配が日本社会の底辺にまで浸透せずに、自己の体系を異質な共同体的秩序によって補完せざるをえないという難点が生じたことである。あるいはまた、「農村社会に残存する共同体的秩序にもとづく集団としての部落が行政の底辺にあるために、地方自治法の原理がゆがめられる」という病理現象、すなわち近代法原理の不貫徹という問題も深刻であった。

このように、村落二重構造の存在が前近代的な病理現象をもたらしたとするのが大島氏の主張であった。大島説もまた学説史上、共同体再編利用論ないしは政治的中間層培養論として理解されている。

阿利莫ニの部落会町内会研究 共同体再編利用論や政治的中間層培養論を深めた研究者としては、阿利莫ニ氏の名も挙げなければならない。阿利氏の部落会・町内会研究もまた、次の2点を重視していた。第1は、わが国における近代的行政能力の貧困のゆえに、地方団体に対する官僚の後見的支配が必要であったという点。第2は、そのため幕藩体制から継承したムラならびに「旧慣」の利用と、政治的中間層の培養と組織化が不可欠であったという点である。⁽⁷⁾ すなわち、阿利氏にとっても村落二重構造とは、「官僚の行政能力の貧困」を補う、「『旧慣』的性格を帶びた共同体規制=封建的連帯規制を介した後見支配的行政浸透」のことであった。⁽⁸⁾ こうした基本的視点を設定したのち、阿利氏は村落二重構造の歴史に関して次のように要約している。

すくなくとも内務省の公式態度の面からするならば、明治から終戦に至るまでの期間を大きくわけて二つの段階に画することができよう。すなわち、旧慣の社会的解体化傾向を背景とする旧町村の自治能力の収奪とその地方制度上の地位の否定による市町村強化を一般的傾向とする明治一大正全期間にわたる前段階と、部落会町内会等の機能の増大を背景とした「旧慣」の積極的再構成と地方制度上における部落会町内会の行政補助機関化による市町村強化を一般的傾向とするその後の後段階とがそれであり、このうち明治末から昭和初頭にかけてはその過渡段階を構成するともいえよう。⁽⁹⁾

- (1) 石田雄『明治政治思想史研究』(未来社、1954年), 114~116頁参照。
- (2) 石田雄『近代日本政治構造の研究』(未来社、1956年), 70~71頁。
- (3) 同上, 64頁。
- (4) 大島太郎『日本地方行財政史序説』(未来社、1968年), 11頁参照。
- (5) 同上, 7~15頁参照。
- (6) 潮見俊隆・渡辺洋三・石村善助・大島太郎・中尾英俊『日本の農村』(岩波書店、1957年), 48頁

- (7) 阿利莫二「地方制度—部落会町内会制度—」、鵜飼信成・福島正夫・川島武宜・辻清明編『講座日本近代法発達史』第6巻(勁草書房、1959年), 165頁参照。
- (8) 同上, 173~174頁参照。
- (9) 同上, 168頁。

3.3 二重構造論とファシズム研究

藤田省三の権力国家・共同態国家論 ここで視点を少し移動させて、ファシズム研究に現われた二重構造論を見ておこう。ただし、ここで紹介する藤田省三・神島二郎氏の理論は村落構造論の枠内におさまるものではなく、むしろ国家論レベルが問題にされている。

まず藤田省三氏の説であるが、それは天皇制国家の構成原理を「権力国家」と「共同態国家」という二つの異質な原理の対抗・癒着として把握し、それが天皇支配のダイナミックスを決定したとする。すなわち、近代日本の天皇制国家の歴史は、「国家を政治権力の装置乃至特殊政治的な制度として構成しようとする」原理(図1のx軸に対応)と、「共同体に基づき付けられた日常的生活共同態そのもの乃至はそれと同一化できるものとして構成しようとする」原理(図1のy軸に対応)の対抗・癒着の歴史であったとされる。あるいは、「国家内における社会対立は[•]当然存在すべきもの」と見なす原理(権力国家の側面)と、「国内対立は[•]本来存在すべきでない」と見なす原理(共同態国家の側面)の対抗・癒着の歴史であったともされるのである。⁽¹⁾ そして、こうした原理の対抗・癒着の結節点をなしたのが明治地方自治制下の町村、すなわち官僚制的支配装置の一環たる行政村(権力)と「隣保團結の旧慣」(共同態)が抱合する町村であった、というのが藤田氏の見解である。

行政村と自然村は異質なものではあるが、対抗的であるよりもむしろ抱合癒着の関係にあり、両者あわせて天皇制国家支配に不可欠なもので

あったとする藤田氏は、イギリスと日本の地方自治制を比較して次のように述べている。藤田氏の村落二重構造論——というよりも二原理抱合癒着論——は、近代市民社会に見られた法の支配が日本においてはなぜ脆弱であったかと問う理論でもあった。

イギリスに典型的な近代的地方自治が市民社会の一般的価値体系としての法の具体的執行=行政を担当するものとして展開したのに対して、ここでは個別村落の日常生活における心情と慣習を中心として国内社会を調和せしめようとする。彼にあっては「法」の観念の普遍性に媒介されて、議会=一般的法の定立と地方自治=法の具体化という均衡的分業体系が形成され、そこに官僚制は存在の余地を奪われて追放されるが、われにおいては、社会の調停弁は共同体の情緒に求められて、法はその本来の存在理由を喪わなければならぬこととなる。⁽²⁾

このように藤田氏は、本稿の言葉で表現するならば、公法人としての行政村の近代性[>]が容易に貫徹しない日本社会の癒着構造を問題にする。そして、そのような視点からファシズム研究を進めて大きな研究成果を挙げたわけであるが、ここではその詳細を割愛し、藤田氏が権藤成卿の自然村美化論を批判していた点に触れておこう。人為を排して自然に戻るべしとする権藤の「自然而治」説は、具体的生活を重視し抽象的理論を排するものであったから、国家が膨大な専門技術人を作り出して全人格的人間結合(ムラの共同性)を解体することには一応、異議を申し立てる理論であった。しかし、それは零細農民が地主や官庁を相手に入会権・水利権・漁業権のために戦うことにも反対する理論であったから、第2章で紹介した戒能通孝・小野武夫・藤田武夫氏らの自然村擁護論とは対立するものであった。すなわち、人為一般、規範一般を非難し、普遍的規範精神を否認する点において、そして当為と存在の二元的構造を否定して渾然一如の「自然而治」を高唱している点において、権藤の自然村美化論は自然村擁護論に対立する面があったこと明白である。官僚主義(国家)や資本主義(個人)にも警戒感を示すが、本音のところでは地域

において法治主義や民主主義が進展することに嫌悪感を抱く権藤らの自然村美化論(x軸マイナス志向)は、ファシズムへの呼び水にならざるをえない、というのが藤田氏の批判であった。⁽⁴⁾

神島二郎の自然村・擬制村論 村落二重構造論の援用によるファシズム研究は、神島二郎氏の研究にも見られた。神島氏は「自然村」概念と「擬制村」概念を対比しながらユニークな説を展開している。

神島氏によれば、日本社会の基底に存在する「自然村」(第一のムラ)には、神道主義・長老主義・家族主義・身分主義・自給自足主義などの原理が生きているが、それは天皇制支配の正統性の根拠をなすものであったとされる。これに対して、都市には近代日本の中間層が住む「擬制村」(第二のムラ)が存在するが、そこにおいては社会の単位が家族ではなく個人によって構成され、帰住への愛着、消費的遊民化の傾向、出身地ごとの集団化、過去への回想などの諸特徴が見られた。そして、この擬制村の諸特徴が文武官僚・企業・組合の組織の中にも持ち込まれて、⁽⁵⁾郷党閥・学閥などを中心とした「群化社会」が形成されることになった、というものが神島説である。

神島氏は、このように自然村と擬制村を日本近代史の文脈中に位置づけたのち、次の点を強調する。すなわち、急速な近代化にともなう社会の流動化によって、第1に、擬制村の中に不適応による不安が顕在化したという点。第2に、故郷回帰や共同体の幻想化など日本浪漫派的なユートピア志向が強くなったという点。第3に、「自然村秩序の回復」というスローガンが唱えられたという点。第4に、かくして、それらの動きが合流してファシズム化を促す要因になったという点、等々。⁽⁶⁾擬制村の否定的側面が本来近代的であるべき諸制度に影を落として、それが近代日本の運命を決定する促進剤になったというのが、神島説の結論である。

自然村——疎外されていない自然村——への共感をにじませた神島説と、自然村に対して容赦ない批判をくわえた藤田説は、その立脚点が異なるといえよう。しかし、二重構造論をファシズム研究に適用している

点、および共同体的なるものがファシズムの基盤を形成したとする点において、両説の発想には軌を一にしたところが認められるのである。

- (1) 藤田省三『天皇制国家の支配原理』(未来社、1966年), 10頁参照。なお、同書所収論文の初出は、「天皇制国家の支配原理」が『法学志林』1956年、「天皇制とファシズム」が『岩波講座 現代思想V』1957年。
- (2) 同上, 18~19頁。
- (3) 権藤成卿の「自然而治」については、本章3.1の註(2)参照。
- (4) 藤田、前掲、121~130頁。
- (5) 神島二郎『近代日本の精神構造』(岩波書店、1961年), 24頁参照。なお、同書所収論文の初出は、序説と第三部が『国家学会雑誌』1953年、第一部が『思想』1954年、第二部が『思想』1957年、1958年。
- (6) 同上, 30~31頁参照。
- (7) 同上, 87~89頁参照。

3.4 ムラの前近代性と法社会学

前近代的村落構造への批判 川島武宣『日本社会の家族的構成』(学生書房)が出版されたのは1947(昭和22)年のことである。同書は、日本社会を支配する反民主主義的な家族的原理に対して「仮借なき反省批判」を求めたものであるが、それが部落共同体批判を射程内においていたことはいうまでもない。⁽¹⁾

川島氏が『日本社会の家族的構成』を世に問うてから約10年後、渡辺洋三「村落と国家法」(『政治体制と村落』年報7巻、村落社会研究会、1960年)が出されたが、そこにおいても「村落は、いうまでもなく、近代市民社会の対立物である。そして、村落支配の強さは、民主主義の成熟度に反比例する。村落支配が強ければ強いほど、民主主義は浸透しない」⁽²⁾という基本認識が示されていた。この節では、川島氏が問題提起をしてから約10年の間に、法社会学の分野ではいかなる村落二重構造論が展開

されたかを見ておきたいと思う。当為と存在、規範と事実の二元構造のあり方を研究する法社会学は、論理必然的に、近代法と前近代的社会とのギャップに鋭い関心をもつ學問であったから、村落二重構造論とは切っても切れない関係にある。

法的制度と社会的規範の二重構造論 潮見俊隆・渡辺洋三・石村善助・大島太郎・中尾英俊氏らの共同研究の成果が、『日本の農村』(岩波書店、1957年)という形で発表された。この著書の序論には、法社会学の立場から見た村落二重構造論が提示されている。⁽³⁾

法社会学にとって村落二重構造とは何か。第1に、国家権力によって定立される法的制度と、農村社会の中で実際に生きている社会的規範との間に存在するギャップのことである。すなわち、国家権力の意思を媒介にして上から形成される法的制度と、農村内部において自生的に下から形成される社会的規範が原理上二重構造になっていることを指す。第2に、純粹の公法関係である地方行政機構の一環としての行政村と、公法と私法が未分化状態になっている現実のムラとの矛盾もまた、村落二重構造と呼ばれる。近代国家は原則として公法私法未分化の封建村落を解体させて、家族・土地などを純粹の私法的秩序とし、行政村そのものは純粹の公法的秩序として把握しようとする。しかし、わが国においては明治民法や町村制の制定にもかかわらず、封建的存在であるムラを解体することができなかった。そのため、国家法上否認されたにもかかわらず「村の掟」が私法的秩序に関与する一方、公法秩序たる行政村の領域にも関与するという公私未分化の現象が見られた。ムラという古い規範秩序の残存のゆえに、〈公法人としての行政村の近代性〉が容易に実現しないという現象である。

戦後改革期の法社会学においては、以上のような意味を有する村落二重構造が研究の対象となったわけであるが、そこでは戦前戦中期のように行政村と自然村の対立関係を単純に論じるのではなく、両者が反発しながらも補完しあう複雑な関係にあることが前提とされるようになった。

すなわち、「国家法」が「生ける法」を否認し解体させる関係だけでなく、承認・支持し固定化させる関係もまた究明されることになったのである。

戦前戦中期の研究と比較してみると、自然村の側から行政村を批判するのではなく、行政村の発展を歪めている自然村——実は部落共同体——の側にこそ問題があるのではないか、とする<y軸マイナス志向>が強まっている点に注意されたい。自然の側から人為(近代法)を批判するのではなく、人為の側から自然を批判する視点への転換である。総じて戦後改革期においては、当為と存在、規範と事実、理念と実態という二元構造を重視し、前者の立場から後者を批判する方法が有力であったといえよう。いわゆる近代主義もマルクス主義も、理想主義(啓蒙主義)の旗幟を鮮明にしていたところが戦後改革期の大きな特徴である。

こうした変化に留意しながら、つぎに漁業権・水利権・入会権の研究にみる村落二重構造論の特徴を概観しておこう。

潮見俊隆の漁業組合論 従来の伝統から全く隔絶した観念・論理をもつ近代法が明治期の日本に継受されたとき、農山漁村の生活様式との間に大きなズレが生じることは避けられなかった。戦後改革期の法社会学はまさにこの点を問題にし、農山漁村の近代化=市民法化を目指すことを理論的戦略にしたのであるが、そのためにはまず農山漁村の実態調査を行ない、地域社会の民主化を阻むものは何かという点が究明されなければならなかった。潮見俊隆氏の漁業権の研究は、その先駆的なもの一つである。

潮見氏は、近代日本の漁村が法的に二重構造を有していたことについて、概略次のように理論化している。(1)1901(明治34)年の漁業法の公布によって、新たに近代的な法人格論を適用した漁業組合が設置された。(2)しかし、現実の漁業仲間は封建的な内部構造をもつ部落入会団体、つまり旧来の「生活協同体としての村」に他ならなかった。⁽⁴⁾(3)したがって、そこには「ブルジョア的法理論による擬制」(近代的法人)と「封建的漁場利用関係」(生活協同体)との乖離現象が顕著となる。⁽⁵⁾(4)かくし

て、日本における近代法の制定が漁村において結果したものは、「沿岸の小生産漁業を広汎に維持させ、これを崎型的な日本資本主義の足場としての再生産運動にくみいれる法的な枠」⁽⁶⁾の設定ということであった。(5)すなわち、「ゲヴェーレ的な現実支配を基礎としながら、しかも、概念構成としては、近代的な権利範疇の衣をきせられている」⁽⁷⁾法的二重構造がここに出現することになった。

このように、潮見氏は戦前の講座派理論をベースにしながら、近代的な物権として認められた漁業権の実態を法社会学的に研究し、外皮としての近代的な法概念と内実としての封建的な漁場利用の矛盾を摘出して、漁村二重構造論を展開したわけであるが、そのねらいが漁村の民主化にあったことはいうまでもない。対外的には社会性の欠如、対内的には強度の閉鎖性を有する漁村協同体——直接的には網元・船元らに支配され、間接的には魚市場・魚問屋・遠洋漁業会社らの資本に支配されている、零細な小生産漁民が大半を占める協同体⁽⁸⁾——の半封建的構造をいかにして解体するかが、潮見氏の理論的課題であった。国家の統制や資本の支配を受けない自主的で民主的な漁業組合を設置して、勤労漁民の漁業権を守っていこうとする潮見法社会学のねらいが、今日の言葉でいうところの中間媒介領域たる地域公共関係の民主化にあったことは明らかである。

渡辺洋三の水利組合論 潮見俊隆氏の漁業権研究と同じ課題意識のもと、渡辺洋三氏は水利権の研究をおこなっている。渡辺氏は『農業水利権の研究』(東京大学出版会、1954年) の中で次のように述べている。

町村制の施行とその発展は、主として旧時代の村の持っていた行政機構としての側面と、生活共同体としての側面のうちの、前者の側面に限られること、戒能教授の指摘されるとおりであって、村落の人民の生活の重要な内容を構成する水利等の事業は、あたらしく生誕した法人としての町村ないし町村組合の事業内に組み入れられる性質の事業とは、本来その性質を異にするものであった。したがって、町村制が第2条において「町村ハ……慣例ニ依

リ……町村ニ属スル事務ヲ処理ス」と定め、町村または町村の一部あるいは町村組合に用水管理を行う権限をあたえたにもかかわらず、現実には町村制に準拠して創設された水利団体の数は——正確な数字的統計を欠くのであるが——その比重において言うに足りないほど僅かであるにすぎなかつたのである。⁽⁹⁾

この文章からも明らかなように、渡辺氏の研究は、戒能通孝氏の村落二重構造論を継承しつつ、その意味を転換させたところに成立したものである。「行政機構としての側面」と「生活共同体としての側面」の対立関係を重視するという点では戒能説が継承されている。しかし、渡辺説においてはその目的が「生活共同体としての側面」を擁護することにはなく、むしろそれを近代法の観念によって批判し否定することにあった。

渡辺氏も潮見氏と同様、近代的法人は設置されたが、その内実は依然として旧態の半封建的・前近代法的・ゲヴェーレ的・地主的なものであったとする。すなわち、河川法が適用されているような大きな河川流域における「堂々たる公法人としての普通水利組合」の場合でさえも、現実の用水支配者として水利権をその手中に掌握しているのは、「生活共同体としての旧村」(部落)を母体とする「法人格を持たない水利共同体」なのであって、そこには形式的に整備された法制度の理念とその実態との二重構造が存在する、というのが渡辺説であった。⁽¹⁰⁾

それでは、渡辺洋三氏は水利共同体の性格をどのように位置づけていたであろうか。この点においても、戒能説と渡辺説との間には非連続の関係が認められる。戒能説は生活協同体の概念をフラットな内部構成を有するものとして理解する傾向が強かったが、渡辺説はそれを明確に否定しているからである。渡辺氏は「協同体」ではなく「共同体」という概念を使用しながら、次のように述べている。

日本の封建制のもとにおける（そして現在まで生き延びている）水利共同

体において、共同体的所有と私的所有との関係は、右に見たマルク共同体におけるそれと同じ性質のものであったろうか。すくなくとも水利秩序との関係において問題を扱うかぎり、日本の水利共同体においては、マルク共同体におけるような、自由な私的所有の主体性を基礎にした・共同体と個人との対抗関係が十分に成立したかどうかは非常にうたがわしい。結論的に言うならば、水支配の規制という点では、共同体的水支配は、むしろ、マルクスのいうアジア的所有としての性格を残存させていると言うことができる。⁽¹¹⁾

このように、近代日本の水利共同体を個人の自立性が極度に低い停滞的なアジア的所有形態の残存として理解していたところが、当時の渡辺説の特徴である。渡辺氏は、江戸時代の水利組合の性格について「単一的総体と複多的個別権の組合的結合」⁽¹²⁾を有するゲノッセンシャフト的なものであったと結論した大竹秀男氏を批判して、日本の水利組合をドイツ中世のマルク共同体に近づけて理解するのは誤りで、マルクスのいわゆるアジア的生産様式論にそって理論化しなければならないとしていた。⁽¹³⁾

近代市民法の観念とは異質な家父長制的・共同体的な諸関係を構造化し固定化させる村落二重構造は、日本農村の市民法化すなわち民主化を阻むものであるから、これを解体しなければならない、というのが渡辺法社会学の基本命題であった。民主化の時代にふさわしい新しい地域公共関係を樹立するためには、絶対主義的な国家権力と寄生地主制によって挾撃され圧迫されてきた中間媒介領域を解放しなければならない。そして、そのためにはまず自然村擁護論の限界を批判しなければならないとする、戦後改革期の課題意識がそこに認められるであろう。

西川善介の生活協同体概念批判 潮見俊隆氏も渡辺洋三氏も、戒能通孝氏の村落二重構造論とくにその生活協同体概念を批判しているが、こうした<y軸マイナス志向>は戦後改革期の法社会学に広く見られたところである。その例を入会権の研究について見ておくなれば、西川善介『林野所有の形成と村の構造』(御茶の水書房、1957年)が好例となる。

西川氏は、第1に、戒能氏が江戸時代の村に関して、「行政単位とし

ての村」と「生活協同体としての村」が未分化状態のままで「成長のモーメントを藏しつつ眠って居た」としていたことに対して、そのような理解では近世の村の性格を把握することができないと批判している。そして、両者は理論上分離可能であるのみならず、現実に峻別されて存在しており、「しかも例外的にではなしに、ごく一般的な形で生活共同体が存在した」と述べている。第2に、戒能氏の考える生活協同体の概念に関して、それが「近代的な契約的結合に基づく団体」を推測させると批判している。戒能氏の見解に従えば、入会地ごとに一個の生活協同体を認めることも可能となるが、こうした理解では身分的地域的性格を有していた封建的共同体の本質を見逃すことになる、とする批判である。⁽¹⁴⁾

戒能氏の近世村落に対する理解はあまりにも観念的かつ市民的にすぎる、というのが歴史研究をふまえた西川氏の批判の要点であったが、西川氏のその批判は同時に中田薰説にも向けられている。なぜならば、中田説によれば、本百姓のみならず水呑・分附・家抱に至るまでが村財産の総有者であったと解釈され、近世村落内部の平等性が過度に強調されていたからである。⁽¹⁵⁾「生活協同体」概念(戒能説)にしろ「実在的総合人」概念(中田説)にしろ、その最大の問題点は身分的地域的性格を有していた封建的共同体の本質を把握しえない点にある、とする西川氏の実証研究は、戦後改革期の課題意識を歴史研究に投影したものといえよう。

- (1) 川島武宜『日本社会の家族的構成』(日本評論社、1950年), 3頁, 22頁など参照。初版は1947年に学生書房から。
- (2) 渡辺洋三氏「村落と国家法」,『政治体制と村落』年報7巻(村落社会研究会, 1960年), 204~205頁。
- (3) 潮見俊隆・渡辺洋三・石村善助・大島太郎・中尾英俊『日本の農村』(岩波書店, 1957年), 6~9頁参照。
- (4) 潮見俊隆『日本における漁業法の歴史とその性格』(日本評論社, 1951年), 40~41頁参照。
- (5) 「ブルジョア的法範疇」「ブルジョア的法理論による擬制」については、同上15頁, 20頁など参照。

- (6) 同上, 37頁。
- (7) 同上, 41頁。
- (8) 同上, 5~6頁参照。
- (9) 渡辺洋三『農業水利権の研究』増補版(東京大学出版会, 1963年), 193~195頁。
- (10) 同上, 256頁参照。
- (11) 同上, 319頁。
- (12) 大竹秀男「近世農業水利組合の性格」, 『法学』第14巻2号, 56頁以下, 参照。
- (13) 渡辺, 前掲, 313~315頁参照。
- (14) 西川善介『林野所有の形成と村の構造』(御茶の水書房, 1957年), 193~195頁参照。
- (15) 同上, 255頁参照。

3.5 部落共同体の再評価論

蟻山政道のムラ再評価論 この章では、これまで<y軸マイナス志向>を中心に学説を整理してきた。しかし、それらが戦後改革期における議論の総てであったかといえば、もちろんそうではない。戦後改革期においても、日本の民主化という新しい地平を展望しながらではあるが、部落共同体の役割を肯定的に評価しようとする視点からの村落二重構造論が存在した。ここでは蟻山政道『農村自治の変貌』(農林省農業総合研究所, 1948年)と、渋沢敬三編『明治文化史 12 生活編』(洋々社, 1955年)所収の竹内利美論文をとりあげて、この角度から戦後改革期における理論状況の一端をうかがっておきたい。

まず、蟻山政道『農村自治の変貌』である。この著書は、東京都北多摩郡久留米村や山形県南村山郡堀田村などの農村調査をふまえて「農民自治の運用状況と農民の自治能力」を検証しようとしたものであるが、その序文には、大正デモクラシー期ではなく日露戦後経営期を自治隆盛期として位置づける史観が表明されている。すなわち、蟻山氏によれば、

わが国的地方自治は村是が策定されて立派な村長が輩出した日露戦後経営期に活況を呈したが、その後は中央集権制のもと地方自治を求める気運が次第に後退し、大正・昭和期には国政遂行のための便利な道具になってしまったとされるのである。こうした蟻山氏の歴史認識の背景には、「個々農村の個性を生かし、生きた行政、農村民の心胸にひびくような⁽¹⁾自治」を実現するためには、今なにをしなければならないかという課題意識が存在していた。序文は続けて次のように述べている。

村は忘却された。自治は單なる形骸と化してしまった。かかる環境には決してつよい意味の郷土愛も、従つて祖国愛も住民の聖靈の中に湧きいでることが無いであろう。村に就いて思考をめぐらし、國に於ける村、村を通じての國に思いをいたすことを少くし、ただ命これ従うの風を釀成するのみである。村は國の構成要因たるよりも國の被創造物となってしまった。人材が村にとどまり村につくすことに誇りをもつことの可能性がなくなつたのである。

日本は斯くて今や再び新しく農村自治を建て始めねばならぬ。農村は自己固有の個性と仕事をば自村民の手によって生かしてゆかねばならぬ。そうして夫れは当然に地方分権の拡大と中央集権の制約を生んでくる。「何処へゆくも悉く同じ」と云うが如き國家は外觀は仮に壯麗であつても、それは画一體であつて統一の強靭性をもたない。多元的な構成体の上にたつて統一⁽²⁾こそ初めて統一の意味をもつ。自治の促進はかかるものでなくてはならぬ。

この文章が書かれたのは、川島武宣『日本社会の家族的構成』(学生書房、1947年)が出版された1年後である。民主主義の実現を求めてることにおいて、両論文は同一方向を目指している。しかし、部落共同体をどのように評価するかという点では、逆方向とはいわないまでも、相当の開きがあること明白である。農村に対して仮借なき批判を加えてその解体化を図るのではなく、部落共同体の個性を尊重して、それを多元的民主国家の構成要素にしたいというのが蟻山氏の基本戦略であった。まさにそうであったからこそ、蟻山氏は川島氏らとは対照的に、マッカーサーの指令による部落会廃止政策に異議を唱えて、次のように述べてい

るのである。

部落は又大字とも区ともいうのであるが、今まで農村自治政上において、多くの自治事務、委任事務を分担し、重要な地位を占めてきたのである。今年三月、末端行政機構である、町会、部落会が廃止されたことは、従来この部落が、自治行政上に占めてきた関係が余りに大きかつただけに、農村自治政運用上に、大きな打撃を与えていたのである。農村の現状はこの部落組織の復活か、乃至はその変形としての存続を熱心に要求しているといえよう。また末端行政組織としては廃止されても、社会生活上の一単位としては未だ死滅してはいないのである。むしろ伝統的な社会単位として鞏固な生命力を維持し、農村自治上、有力な働きをなしつつあるのである。⁽³⁾

ここには、戦前戦中期における自然村擁護論と軌を一にする問題意識が見られるであろう。蟬山氏は部落の生命力の強さについて、「この部落制度の法制上の地位は必ずしも明確でないに拘らず、部落内には各種の自治的団体又は仕組みが独創的に生まれていた」と述べている。そして蟬山氏は、戦後においても部落が実力を発揮している証左として、第1に、農地委員会・食糧調整委員会・実行組合・氏子会などの基礎単位が部落内に存在していること、第2に、部落会の廃止指令にもかかわらず様々な創意工夫によって部落会の温存策がとられていることを指摘している。要するに、日本の民主化を進めていくためには部落組織の力一一仮にそれが「個性や人格の自主性」に欠ける非合理的なものであったとしても——に依拠しなければ一步も前進することができない、行政村の努力だけではとても不可能である、というのが蟬山氏の主張であった。⁽⁴⁾

竹内利美の村落二重構造論 蟬山政道氏の農村調査は農林省の企画で実施されたものであったから、その主張にはあるいは一定のバイアスが認められるかもしれない。しかし、部落共同体の生命力を再評価しようとする視点からの村落二重構造論が決して学界の孤児でなかったことは、渋沢敬三編『明治文化史 12 生活編』の存在によっても明らかであろう。⁽⁵⁾

竹内利美氏が執筆した同書第八章には、かなりの頁を割いて「住民の生活」の側から見た村落二重構造論が展開されている。⁽⁶⁾

第1に、町村制は「旧慣の尊重」を謳っていたが、実際には西洋近代の地方自治制の翻案という色彩が濃いものであった。第2に、町村制によって行政村が設置されたが、それは集落——竹内氏は集落という言葉を使用している——の協同生活における内部的な問題を黙殺するものであった。また住民の間にも、集落内部の協同生活の改良を行政村に期待する動きはほとんど見られなかった。第3に、行政村と旧来の集落との関係についての政策が不斉一であり、不明確であった。そのため、集落の結合基盤をなす共有山林・漁場・用水・鎮守祭祀・檀那寺などの重要問題が近代的法制度の枠外に置かれた。第4に、かくして、公法的規制の外に置かれた旧村内部の自治組織が、かえって対行政村を意識して強化されるという、皮肉な現象が各地で見られることになった、等々。⁽⁷⁾

とくに竹内利美氏が、行政村が設置されたことによって集落の団結が強まり、自治的活動が活性化したとしている点は注目されてよいであろう。竹内氏は村落二重構造について次のように述べている。

村落生活内部の協同に関する問題は、ただちに新村全般の自治の課題とはなりがたく、ただ全般あるいは大部分のものに共通する問題のみが、とりあげられるにとどまった。即ち行政的機能は新村の当事者に全く移り、自治的機能は慣行的存在としての旧村の統率者の手に委ねられたと、きわめて大まかには、とらえることができよう。新自治行政村の発足と相関して、旧村の基盤となっていた集落（区・部落・耕地・組・字・フレ・木戸・カイトなど雑多な名称をもつ）が、規約をつくり、あるいは申合せをおこなって、その体制をととのえる動きが、ひろくみられたのも、実は協同生活の運行のために、それが必要であったからにはかならない。関西地方などで、新村をソン、旧村をムラと呼びわけている慣習も、そのような事情を反映しているとみてよい。⁽⁸⁾

竹内氏にとって村落二重構造とは、「行政的機能をもつ新村」と「自

治的機能をもつ旧村」の単なる並存ではなく、条件次第では再生産・拡大されるかもしれない根強い対立を意味した。すなわち、行政村の権限との間に明確な一線を画そうとする村規約の存在、つまり旧村の住民総体の名において集落内の協同生活に関する諸事項を自治的に処理していくとする村規約が各地で制定されたことの意味を、竹内氏は重く見て⁽⁹⁾いる。なぜならば、集落というものは、行政村の設置によってすぐさま行政村化されるような脆弱なものではなく、部落共有林・地先漁場・用水慣行・神社寺院などを基盤にした結合によって生命力を維持しつづける強靭な存在であったことが、そこに示されているからである。⁽¹⁰⁾

竹内利美氏の村落二重構造論は、先の蟻山政道氏の見解に一脈通じているだけでなく、戒能通孝・小野武夫・鈴木栄太郎氏、さらには柳田民俗学にも接続しているといえよう。しかし、〈地縁組織としてのムラの共同性〉を再評価しようとする蟻山政道氏や竹内利美氏の村落二重構造論（第IV象限的発想）が、「部落共同体の解体→自發的結社の創出→日本の民主化」という論理を重視する戦後改革期の通説的見解と相容れないことは明らかであった。部落共同体再評価論が論壇・学界において受け入れられるようになるのは、60年～70年代になってからである。

- (1) 蟻山政道『農村自治の変貌』(農林省農業総合研究所, 1948年), 序文。
- (2) 同上。
- (3) 同上, 272頁。
- (4) 同上, 401頁。
- (5) 同上, 401～402頁参照。
- (6) 渋沢敬三編『明治文化史 12 生活編』(洋々社, 1955年), 608頁以下。
- (7) 同上, 623～625頁参照。
- (8) 同上, 628頁。
- (9) 同上, 638～642頁参照。
- (10) 竹内利美氏はその後、数多くの研究成果を発表しているが、そのうち網野喜彦・谷川健一ほか編『日本民俗文化体系 8 村と村人一共同体の生活と儀礼一』(小学館, 1984年) 所収、第四章「ムラの掟と自由」には、次

のような形で村落二重構造論が展開されている。「[町村制の実施にともなう町村合併によって—引用者註] 造出された新しい自治行政町村は、主に国家行政の末端事務を分任するにとどまり、旧来のムラ個々の協同仕事とはまったく無縁になった。村長・助役・収入役以下の町村役職員、あるいは町村委会員等の制度上の存在は、いわば近世村役人の百姓代官としての役割を新しい段階において継承したとみてよい。ムラ内部の協同生活の統括者の在り方、いわば百姓総代としての役割は、すべて制度外の存在と化したムラに残されたのである。かくて人民惣代・伍長惣代・村惣代の名称がそこに引き継がれてムラの代表者となり、町村制によってまったく抹殺された隣保制度の残存としての伍長・什長が、その補佐役的な形として定着する。別段の制令もないのに、不思議にも全国ほぼ似たムラ役職の形がこうして出現した。しかもその存続はムラ自体の選択によるところで、それは単に旧いものの遺存ではなかった。つまりはムラビトの生活防衛のため、なおそれが必要であったからである。明治期の村規約がおおむね明治20年代以降にその形を整えて制定されているのは、すでに制度外の存在と化したムラの協同体制が、なお住民生活保全のため必要であり、しかもその存続には何らの制度的支えもないまま、まったくムラビトの自主的発意で、新しい情勢に即して旧来の仲間規制を再確認するためであった。」(同259~260頁)。ムラの生命力の強さを、自治の源泉として再評価しようとする視点が明快に示されている。総じて、戦後改革期および60年~70年代の主流的見解においては、こうした視点からの研究が弱かったといえよう。

3.6 小括

部落共同体解体論の特徴 次の諸点が重要であろう。

第1に、戦前戦中期の研究においてはムラ社会の横糸である協力連帶関係を理論化する研究を中心であったが、戦後改革期においてはムラ社会の縦糸である支配服従関係を理論化しようとする研究が重視されるようになった。第2に、その結果、村落二重構造論の意味するところも大きく変化し、戦前戦中期においては自然村擁護論が主流であったが、戦後改革期においては部落共同体解体論——官僚制と地主制によって狭隘にされてしまった前近代的なムラの解体論——が主流になるという理論

的転換が生じた。第3に、かくして村落二重構造論における発想様式の全体的な変化に着目するならば、〈地縁組織としてのムラの共同性〉を民衆的なものとして評価しようとする〈第IV象限的発想〉から、それを官製的なもの非民主的なものとして否定する〈第III象限的発想〉への転換が見られた。第4に、しかしこのことは、村落二重構造論の究極の課題である中間媒介領域の開拓——農山漁村における地域公共関係の活性化——という目標自体が、戦後改革期において断念されたことを意味しない。ムラ社会の横糸をいかに発展させるかという議論を中断し、縦糸に対する徹底的な否定を通して逆説的に地域公共関係の活性化をはからうというのが、戦後改革期の基本的発想ではなかったか。第5に、それゆえに、戦後改革期における地域公共関係論の戦略目標それ自体は、部落共同体を解体して多数の自発的結社 voluntary association を創出し、それを媒介にした民主的な公法人（地方公共団体・公共組合・営造物法人）や各種の組合を設立すること、つまり総じて〈第II象限志向〉であったという点が指摘されなければならない。第6に、なお戦後改革期においても、部落共同体の役割を肯定的に評価しようとする研究は存在したが、あくまでも少数派にとどまるものであった。当為と存在、規範と事実、理念と実態という二元論の観点に立って、前者から後者をきびしく批判するという「啓蒙主義的発想」が主流を占めた戦後改革期においては、歴史主義的発想を受け入れる気運には乏しかったといえようか。

戦前と戦後に通底する課題 上に列挙したように、戦前戦中期と戦後改革期の間には発想上に大きな転換が見られ、そのかぎりで両者は断絶している観がある。しかし、そこで議論されていることの内奥にまで立ち入って見るならば、官僚制と地主制によって狭隘にされてしまった地域社会をいかにして再生するか、いかにして自発性に依拠した町村行政を確立していくか、といった地域公共関係論を志向している点において、両者の間には共通の理論的基盤が存在したことに気づくであろう。すなわち、戦前戦中期の理論は歴史的産物たるイエやムラなどの自生的共同

体組織を評価し、戦後改革期の理論は個人の自由意思によって組織される自発的結社を評価していたという点で、好対照をなしている。しかし、両者ともに官僚的中央集権主義に対する抵抗体としての、「中間集団」の役割を理論上とくに重視している点において、通底したところが認められるのである。

南方熊楠や柳田国男らの民俗学だけでなく、実在的総合人説を唱えた中田薰氏の法史学、「自然村」観念を提唱した鈴木栄太郎氏の社会学、「協同体としての村」観念によって農民の入会権闘争を支援した戒能通孝氏の法社会学など、戦前戦中期の自然村擁護論が中間集団を重視する学問であったことについてはすでに述べたが、こうした伝統は戦後改革期にも継承されている。たとえば、丸山真男氏らが、あれほどまでに部落共同体における「情緒的・直接的結合態」を批判し、個人の自由と責任のもとに普遍的規範秩序を形成していくことの必要を説いたのも、また潮見俊隆・渡辺洋三氏が漁業組合や水利組合の前近代性をきびしく批判し、福武直氏が村落の機能機関化を提唱したのも、⁽¹⁾ 中間集団ないしは小集団の役割を高く評価したことであった。自発的な中間集団・小集団は、中間媒介領域において民意のルートが多様に形成されることを可能にし、民主主義を現実的に機能させる役割を果たす、というのが戦後改革期のいわば通説であった。⁽²⁾

前近代性の過大評価 しかし、戦後改革期が「逆コース」期に入ったといわれる50年代になると、農山漁村の前近代性をターゲットにした「部落共同体から自発的結社へ」といった形での地方公共関係論は、その抽象性と限界を露呈するようになる。農地解放によって部落共同体が地主制の制約から解放され、そのかぎりでは前近代性が払拭されたにもかかわらず、また新たに「エージェント」が地域社会を支配する構造が浮かび上がってきたからである。⁽³⁾ ここでエージェントとは、あらゆる近代的公法人や各種の組合の役職を独占して公的機関の中央官庁下請け化に貢献し、地域公共関係の活性化と健全化を阻んでいる地域ボスのこと

である。彼らは戦前戦中期に実力を蓄え、戦後改革期における民主化の波に乗って台頭してきた末端支配者であるが、彼らが一定の影響力を有する背景には官僚・議員・資本の三位一体が存在した。すなわち、地域公共関係論の一環として論じられるべきは、単なる前近代性や半封建性の問題でないこと今や明らかであった。

かくして、近代日本の村落構造を問題にする場合にも、日本社会の全体構造を視野に入れて、もっと動態的に——部落共同体再編利用論の枠内にとどまらず——理論構成しなければならないとの反省が生じることになったのである。換言するならば、戦後改革期における理論的戦略目標に照らすとき、この時代の学問的気運が全体として<第Ⅱ象限志向>にあることは明白であったにもかかわらず、こと村落二重構造論についていえば、<第Ⅲ象限的発想>⁽⁴⁾にとどまったことへの反省である。

- (1) 当時における農村社会学の通説を確認しておくと、福武直「農村部落の共同体的性格とその民主化の方向」(『思想』437号、1960年)が注目に値する。福武氏は、部落共同体の解体は日本民主化の成否を左右すると述べたうえで、部落を民主化していくためには「部落の平和と団結」という殺し文句が無力になるような方向が考えられなければならない、と強調している。すなわち、部落が単なる地域社会団体として単純化され、その機能が農事実行組合・消防団・婦人会・青年団などに分化されて、それぞれの機能集団が自律することが日本民主化の大前提である、というのが福武氏の基本認識であった(同44~55頁参照)。
- (2) 笹倉英夫『丸山真男論ノート』(みすず書房、1988年)、305~319頁参照。
- (3) 栗原百寿『現代日本農村論』上(青木書店、1961年)、148~151頁参照。
- (4) 1950年代は、歴史学界とくにマルクス主義史学を中心に「アジア的停滞性論」や「公式主義」への自己批判が相次いだが、法社会学の分野でも、渡辺洋三氏が次の2点を自己批判している。第1は、学問にとって一つの仮説であるべきものを結論であるかの如く見なす誤り、すなわち現象を忠実に観察するという実証的・経験科学的態度をおろそかにしたという点。第2は、日本の社会を全体として構造的に、かつ変化の過程において動的に把握し分析する視点を欠いていたという点であった(渡辺洋三『法社会学と法解釈学』岩波書店、1959年、173頁参照)。

第4章 60年～70年代の研究

4.1 歴史研究の進展

第三の視座と歴史研究 戦前戦中期の研究においては自然村擁護論が主流となり、戦後改革期においては部落共同体解体論が主流となって、村落二重構造論が展開された。すなわち、戦前戦中期のそれは、国家と個人の間に、歴史的存在であるところの自然村を存続させようとする視点から地域公共関係論を説き、それを阻む画一的な官僚行政の弊害を批判しようとするものであった。他方、戦後改革期のそれは、国家と個人の間に、個人の自由意思によって構成される自発的結社を創出しようとする視点から地域公共関係論を説き、それを阻む非民主的な部落共同体の弊害を批判しようとするものであった。

この戦前戦中期と戦後改革期における発想の違いを、やや大胆に保守主義的発想(歴史主義)と進歩主義的発想(啓蒙主義)の対立としてとらえるならば、⁽¹⁾60年～70年代における村落二重構造論の課題とは、こうした対立軸を視野に入れながら、それを超える第三の視座を確立することにあったと見ることができよう。すなわち、<第IV象限的発想>と<第III象限的発想>に欠けるところの<x軸プラス志向>、これが60年～70年代における基本方向であったと見て大過ないのではないだろうか。

入会権・漁業権・水利権など具体的な法律問題と密接に関わっていたがゆえに、また農山漁村の民主化という課題と密接に関わっていたがゆえに、ともすれば価値判断が先行して、一面的・静態的に論じられがちであった従来の相対立する村落二重構造論を、具体的な史実を通して統一的に、そして動態的に再構成すること、それが60年～70年代の課題であった。⁽²⁾かくして、60年～70年代には、村落二重構造に関する歴史研究が本格化したという点を指摘しなければならない。

村落二重構造論の新展開 それでは、この時期における歴史研究にはどのような特徴が見られたであろうか。宮本憲一氏は次のように述べている。

地方自治とはブルジョア民主主義革命のさいにもブルジョア的な不可欠の要素として、またプロレタリア革命のさいには民主主義的中央集権の基底をなすものとして、ない手と内容をかえてあらわれる。これをもってすれば、従来わが国の支配的な地方行財政学者の、地方自治という形式さえあれば内容やにない手の如何にかかわらず、すべてを民主主義の政治形態とするような超歴史的な理解には疑問があり、またそれと裏腹の関係にあるのだが、一部のマルクス主義者のように、地方自治をすべて封建的地方分権主義あるいは小ブルジョアの要求としてしまうことも非階級的な考え方だといえるであろう。とくに、1930年代以後、ブルジョア民主主義の擁護とその継続的発展の可能性ということが問題となっている時、この点はとくに注意せねばならない。⁽³⁾

この宮本憲一氏の文章は、地方自治という形式さえあればそれを民主主義的と見なす地方行財政学の通説的見解を批判する一方、地方自治をすべて封建的なものと見なす一部マルクス主義者の見解——戦前戦中期の自然村擁護論の裏返しとしての講座派的理論——を批判したものである。そして、こうした「超歴史的」「非階級的」理論を乗り越えた第三の道、すなわち地方自治のブルジョア的発展ないしはそこに萌芽していく民主的発展の契機を重視しなければならない、というのが宮本氏の主張であった。この時期における地方自治史研究の課題を、進歩主義の側から提示したものといえよう。

こうした、新たな第三の理論を目指そうとする課題意識は当時広く見られたところで、本稿が叙述の対象とする村落二重構造論においても、日本社会の封建性にこだわるのではなく、動態的把握を通じて「民主的発展の契機」をつかむ歴史研究の必要が強調された。大石嘉一郎氏は次のように述べている。次の文章は、一方において磯田進・石田雄氏らの

理論を批判し、他方において中田薰・戒能通孝・藤田武夫氏らの理論を批判したものである。戦後改革期の通説と戦前戦中期の通説を両面作戦的に批判し、両者を止揚することのできるような第三の視座(x軸プラス志向)を確立することが、大石氏の課題であった。

[従来の村落二重構造論は一引用者註]必然的に、次のような、本質的に同一の樁の相反する両面に立つ、二つの立場を生んだ。すなわち一方の極では、明治地方自治制の封建的性格を追及するあまり、その幕藩領主制下の地方「自治」組織との等質性が強調され、明治以降の町村の構造が近世封建的村落構造と本質的に同一の、単に再編成された形態として把握される。他方の極では、自生的発展を無視して、旧来からの自然的村落がそのまま存続しているのに対して、新たに設定された地方制度・行政的町村だけが「近代的」形態をもつものとして、それが一方的に旧来の封建的「自治」機構を変えて行ったものとして
(4)
 とらえられる。

ここに村落二重構造論が新たな段階を迎えることになるが、この転換期に位置するのが大石氏の講座派理論——ないしはそれを踏襲・援用した理論——に対する批判である。すなわち、日本の地方自治制の前近代的性格を強調する「発展段階論的規定を欠いた」従来の理論は、封建的ないしは半封建的「型」を重視した戦前の講座派の日本資本主義研究と密接に関係している、というのが大石氏の見解であった。大石氏は、「固定的にとらえられた半封建的=封建的『基底』の上に資本制生産が強力的に移植されたという把握と、半封建的=封建的村落構造の上に『近代的』地方自治制が強権的に創設されたという把握とは、同一の分析視角によって貫かれている」と述べている。そして、「旧来の見解では何故に近代法的形態をもった地方自治制が創設されたかが理解されない」と述べて、行政村が有する近代的性格ないしは近代的展開の可能性(民主的発展の契機)を研究することの必要性を強調している。
(5)
(6)
(7)

このように進歩主義内部においても、従来の主流的理論が批判され、

それが60年～70年代の議論を主導していくことになるわけであるが、 こうした研究史の新動向を総括して宮本憲一氏は次のように述べている。石田雄・大島太郎氏の研究を<x軸マイナス方向>に、 大石嘉一郎氏の研究を<x軸プラス方向>に位置づけている点が注目されよう。

石田雄、 大島太郎両氏は政治構造を問題にされているせいか寄生地主制を基底とする地方自治制の封建的性格＝旧慣尊重の側面をとりあげ、 それで一貫して理解しようとされているのにたいし、 大石嘉一郎氏は寄生地主を「地主＝ブルジョア」として考え、 地方自治制についてもブルジョア的な側面もいれて考えようとされているようである。この両者の見解を評価することは別の機会にゆずりたいが、 封建的な側面をのみ強調すれば、 どうしても歴史的叙述としては弾力性がなくなり、 明治地方自治制を内部からほりくずしたブルジョア的発展の要因を見うしなうことになりはしないであろうか。⁽⁸⁾

全体としての研究状況 以下、 本章の4.2と4.3においては、 60年～70年代における主流的見解ともいるべき動態的把握論（民主的契機発展論）を中心にしていこうと思うが、 全体としての叙述のバランスを見失わないために、 この時期における村落二重構造論に関する研究状況の概観をあらかじめ記しておきたい。次の諸点が重要であろう。

第1に、 すでに述べたように、 戦後改革期に見られたムラの前近代性・封建性を過大に評価する講座派的発想が批判され、 社会経済史を基礎にえた村落二重構造の動態的分析が重んじられるようになった。第2に、 こうした研究動向は必然的に、 これまで日本社会の民主化を目指す理論として協力関係にあった近代主義とマルクス主義の違いを際立たせることになった。第3に、 他方、 この時期には近代主義やマルクス主義に対立する民衆史研究ないしは共同体再評価論・自然村再評価論が有力になり、 村落二重構造論の深化に一定の影響力を及ぼすようになった。南方熊楠や柳田国男の民俗学を再評価しようとする<第IV象限的発想>が、 共同体再評価論争や地方改良運動研究、 村規約論争に及ぼした影響は否定できない。第4に、 この時期には、 村落二重構造論の多様化と深化に

貢献する研究成果が様々な分野で出され、新たな争点が形成されることになったという点も特筆されてよいであろう。とくに筆者の専門領域に関するならば、法社会学・政治学・歴史学などの研究成果を継承しながら近代法史研究が学界において市民権を獲得し、村落二重構造の類型論や村規約論争において重要な役割を果たしたという点が注目に値する。

- (1) 発想様式としての進歩主義とくに自由主義は、論理上、第Ⅱ象限に位置する。しかし、第3章で述べたように、こと村落構造論に関していえば、部落共同体再編利用論に代表される戦後改革期の主流的見解は、農山漁村における民主的変革の契機を分析する視角に欠けるところがあった。したがって、戦後改革期における主流的見解は総じて第Ⅲ象限に位置づけることができる、というのが本稿の見方である。
- (2) y軸プラス方向が歴史主義の傾向を示し、x軸プラス方向が啓蒙主義の傾向を示すとするならば〔第1章の註(5)参照〕、この時期の課題は、相対立するx軸y軸二つの発想を統一することのできるような第三の方法論を確立することにあった、と見ることもできよう。すなわち、巨視的な観点に立った概括を試みるならば、戦後改革期に見られた極端な啓蒙主義の一面性を克服して、啓蒙主義と歴史主義の統一を志向する方法論を探求することが、60年～70年代の課題であったといえようか。ちなみに、啓蒙主義と歴史主義の統一をマルクス主義の立場から説いたものとしては、石母田正『歴史と民族の発見』(東京大学出版会、1952年)所収、「二つの歴史意識について」(173～202頁)，参照。石母田氏は、一方において「変革的思想としての啓蒙思想は歴史の法則的理論的な把握ということを大きな目標としました。法則を探求することなくして、対象の変革を行い得ないからです。変革の科学としてのマルクス主義歴史学はこの点で啓蒙思想の伝統を継承します」と述べている。そして、他方において「歴史の法則は、多様な生きた歴史の内部に貫徹するものであり、発展の過程においてのみ自己を表現する歴史の内的本質であり、したがってそれは、啓蒙思想の反歴史的傾向と異って、歴史そのものの全面的な、客観的な探求によってのみ把握され得るものである」と述べている。石母田氏の結論は、「啓蒙思想と歴史主義の貴重な遺産を独自の立場から単一の理論に統一し得たものが、プロレタリアートとその歴史学であります」という点にある(同191頁)。弁証法の論理を媒介にして啓蒙思想と歴史主義の遺産を継承しよう

とする石母田氏の発想は、論理上、<x軸プラス志向>そして<y軸プラス志向>を意図したものといえよう。

- (3) 宮本憲一「明治大正期の町村合併政策」、島恭彦・宮本憲一・渡辺敬司『町村合併と農村の変貌』(有斐閣、1958年)、45頁。
- (4) 大石嘉一郎『日本地方財行政史序説』(お茶の水書房、1961年)、5~6頁。
- (5) 同上、10頁。
- (6) 同上、11頁。
- (7) 講座派理論は、日本資本主義の「封建的・ブルジョア的」な二重構造を理論化することに強い関心を示していた。したがって、講座派理論が村落二重構造に関心を有していたことは疑いないところである。しかし、彼らの理論を本稿の主題に則して位置づけてみるならば、<公法人としての行政村の近代性>と<地縁組織としてのムラの共同性>を共に評価しようとする——というよりも、こうした発想を観念的図式として積極的に主張しようとしていた——講座派像が浮かび上がってくるのである。たとえば、野呂栄太郎氏は「日本資本主義発達の現段階に於ては、最早、封建的搾取関係の排除と云ふかかる限定的変革そのものも、資本家的所有関係一般を揚棄することなしには、即ちプロレタリアの革命的要求と実践的に結合することなしには不可能であるか、無意味である」(『日本資本主義発達史』岩波書店、1954年、224頁)と述べているが、こうしたトータルな視座からは、<地縁組織としてのムラの共同性>を評価しようとする発想は生まれにくいであろう。すなわち、地主に対するムラの隸属性(封建性)を強調する講座派理論は、<y軸マイナス方向>に位置するといえよう。また、大石嘉一郎氏が山田盛太郎氏の見解に代表される講座派理論の欠陥を指摘して、「旧来の見解では何故に近代法的形態をもった地方自治制が創設されたかが理解されない」(前掲、11頁)と批判しているように、一般に講座派理論は<x軸プラス志向>にも弱い面が見受けられるのである。行政村を地主・資本家の利益を擁護する機関に過ぎないとして、それをトータルに否定しようとする傾向が強かった講座派理論からは、近代的公法人たる自治体の積極的側面(民主的変革の可能性)を評価しようとする発想は生まれにくいであろう。

かくして、近代日本における村落二重構造論の一原点ともいべき講座派理論は、その理論のラディカルさにもかかわらず、いやまさにラディカルであったがゆえに、ムラの共同性と行政村の近代性を共に評価しない第Ⅲ象限に位置づけることができるのではないか、というのが本稿の見方である。ただし、講座派理論のうち、たとえば野呂理論のように弁証法の論

理を重視している学説は、「否定の否定」を媒介にして究極的には第Ⅰ象限を志向していたと見ることもできようが、本稿ではそこまで立入らないこととする。講座派理論と講座派的理論はつねに区分されなければならぬが、本稿においてはこの点も一応、考慮外とする。

(8) 宮本、50頁。

4.2 二重構造の動態的把握

島恭彦の自然村観 まず、60年～70年代における主流的見解である動態的把握論（民主的契機発展論）に焦点を合わせ、村落二重構造論の新展開を概観しておこう。

最初は島恭彦氏である。動態的把握を重視する島恭彦氏は、自然村について次のように述べている。近代日本の自然村は権力への抵抗の場になることはあっても、フランス流の自然法的な地方権思想を生み出すほどの力はなかった、というのが島氏の基本的見地である。

明治の地方制度ほど人為的な工作物はない。それはある意味で、絶対主義官僚の傑作とも云える。地方制度のどこにも絶対主義官僚の体臭と人工の跡がつきまとっている。そこにはフランス流の自然法的な「地方権」はみられない。基本的人権にも比せられる不可侵の地方自治権はわが国には存在しない。何かそれに似たものが存在したとすれば、封建制下の村の遺制を幾分かうけついだ、合併前の「自然村」であろう。「自然村」は時には百姓一揆や自由民権運動の如き権力者への抵抗の拠点になったかもしれない。しかし「自然村」はついに権力者に対する「自然法的な地方権」を宣言する場所にはならなかった。反対にこの「自然村」すら、町村合併前にすでに絶対主義官僚の人工の刻印をうけていた。⁽¹⁾

島恭彦氏は、近代日本の自然村を「絶対主義官僚の体臭と人工」が刻印されやすい抵抗力の弱い存在として位置づけている。しかし、島恭彦氏の場合は従来の学説とは違って、単に近代的なものと前近代的なもの

との並存として村落二重構造を論じているわけではない。すなわち、自然村を停滞的に把握するのではなく、その発展的契機にも十分考慮が払われている。「部落はもはや単に自然発生的な集落、あるいは『自然村』として停滞状態にあったのではない。また必ずしも地主制の足場として残存してきたのでもない。部落は大正期以後商業的農業の展開の軌道にのって、⁽²⁾ 様々の矛盾と発展の方向をはらんでいた」というのが島氏の自然村論の重要な側面である。こうした理解の背景には、明治地方自治制を単なる絶対主義官僚の傑作品としてのみ理解するのではなく、その制度的枠組みの中にも新たな諸要素が展開してくると見る、島恭彦氏のブルジョア的発展説ないしは民主的契機発展説が存在した。

宮本憲一の民主的契機発展論 島恭彦氏の共同研究者として出発し、その後も地方自治史研究を終始リードすることになる宮本憲一氏も、明治地方自治制を内部から掘り崩した民主的発展の契機を見失ってはならないとして、⁽³⁾ <x軸プラス方向>を重視する。

宮本氏の研究の斬新さは、村落二重構造に内在する二つの契機——行政村の論理(x軸)と自然村の論理(y軸)——のうち、とくに行政村の論理が歴史的に展開していく過程に注目するという点に示されている。資本主義の発展とともに行政村の課題たる「行政能力の拡大→地方財政の近代化→地方政治の政党化」の側面が主動的契機になり、自然村の課題たる「共同体的秩序の維持→寄生地主制の補強→地方名望家支配の確保」という側面が従属的な契機に変質したとするのが、宮本氏の見解であった。⁽⁴⁾ この宮本氏の方法は、まさにブルジョア的発展ないしは民主的発展の契機を重視し、<公法人としての行政村の近代性>に着目しようとするものであった。権利義務関係のさらなる発展の契機を内包した公法人としての行政村の論理が、立法者の意図から離れて、まず寄生地主制を基盤にした名望家支配体制——たとえば等級付き制限選挙制や名誉職制など——と矛盾し、ついで絶対主義的支配体制——たとえば郡制や官選知事制など——とも矛盾するような新しい論理を生み出すことへの、鋭

い着眼がそこに見られるであろう。

大石嘉一郎の動態的把握論 村落二重構造論の新展開を明確な形で提起したのは、大石嘉一郎氏である。大石氏の理論はまさに動態的把握論と呼ぶにふさわしいもので、そこには重要な論点が豊富に提起されていた。⁽⁵⁾

第1に、従来の二重構造論の問題点を明確に指摘している点。大石氏は、中田薰・福島正夫・徳田良治・戒能通孝・渡辺洋三氏らの研究を批判して、分析視角に基本的に問題があるとする。なぜならば、それらの研究においては、行政村の成立過程が上からの一方的な設立としてとらえられているからである。大石氏以前の理論にあっては、古い自然村を無視してその上に新しい行政村が設置されたとする視点、あるいは実在的総合人が否定されて抽象的公法人が一方的に擬制されたとする視点から、村落二重構造を論じる傾向が強かった。

第2に、村落二重構造をもたらした社会経済的基盤を積極的に理論化している点。大石氏は、行政村と自然村の分離現象を、単なる分離や設置の次元ではとらえない。すなわち、「新たな地方制度の設立は、国家権力によって一方的に遂行されるものではなく、ともかくも社会経済的な基盤の変化を前提とし、そのもとでの社会諸階層の何らかの形態での政治的な対抗・妥協の所産でなければならない」というのが大石氏のとらえ方であった。町村制の制定と自由民権運動との内的関連を、その経済的基盤にまで掘り下げて明確にしたのは、大石氏が最初である。⁽⁶⁾

第3に、村落二重構造が「公的なもの」と「私的なもの」の分離として現われることの意味を、積極的に位置づけている点。ないしは、共同体的関係を温存しながらも、私的所有権の確立を契機として公的法人が形成されざるをえない矛盾を、明快に説明している点。大石氏によれば、すべてそうしたことが起こるのは、商品経済の発展にともなって地主的土地所有と零細小農経営の分離——所有と経営の分離——が生じ、しかも前者による後者の支配が確定的になったことの結果であるとされる。

大石氏の文章を引用しておこう。次の文章中には、町村制実施期における「公共」の意味を考えるうえでの重要な論点が整理されている。

町村制の主要な意義は、旧来の村落において一体化されていた公共的団体としての側面と、私的生活共同体としての側面とを分離したこと、とくに公共的団体としての側面だけを行政機構と結びつけ、その側面にのみ公法的規制と保護とを与える形で分離したことにあった。その場合、その分離は所有関係（とくに土地所有関係）を基軸とし所有主体を確立する方向で、すなわちもともと所有と経営との合体された権利主体（農民的土地所有＝小農民経営）によって構成された旧村の村落に対して、その所有主体を構成基盤とする側面にのみ公法的保護・規制を与え、経営主体を構成基盤とする側面は前者に従属せしめつつ温存するという形で行われた。かかる方針は、後述する部落入会地や水利などに関して最もよく現われているが、一般に町村の構成様式、その公共事務の運営様式を通じて一貫してとられた。ところで右のような内容をもつ町村制による行政村の自然村からの分離は、すでにある程度の土地所有と農業経営の分離（所有主体と経営主体の分離）、前者による後者の支配の生成、すなわち寄生地主制の一定程度の生成を前提にしてはじめて展開されることであると同時に、逆に寄生地主制の成立を助長するものであつた。⁽⁷⁾

大石嘉一郎の3類型論 このように、大石嘉一郎氏の動態的把握論は経済的基礎過程をふまえつつ、それを積極的に理論化しようとしている点に斬新さがあった。この経済的基礎過程を重視した大石理論の特徴を明瞭に示しているのは、町村制の実施状況——行政村と自然村の二重構造が有する諸問題——の地域的差異に関する3類型論である。すなわち、大石氏によれば、町村制は先進地帯において自己に最も適応した社会経済的基盤を見出したが、中進地帯ではその基盤となお矛盾した関係をはらみつつ地主制を強化する機能を果たし、後進地帯においては農奴主的地主を助けて半封建的村落構造の形成を助長する機能を果たしたとされる。⁽⁸⁾ 合併による行政村の設置は、地主的支配圏に即してこそ円滑に実施される。したがって、寄生地主制であれ農奴主的地主制であれ、共同体

関係を温存しながらも同時に私的所有を基軸とする一定の広さの経済的流通圏が整った場合にのみ、行政村と自然村の関係が安定する、というのが大石氏の見解であった。

大石嘉一郎氏の先進・中進・後進の3類型論は、福島県内の実態調査を基礎に理論化されたものであるから、そのかぎりおいて必ずしも全国的な普遍性を有するものとはいえない面があった。また、大石氏の類型論——ひいては地方自治制と寄生地主制の対応関係に関する理論——には、経済史の一般法則に引き付け過ぎたところがあり、かつ「理論的想定」にとどまる面があった。すなわち、第1に、総体としての地方自治制を支えているのは寄生地主制であるとしても、現実に村落共同体を構成しているのは在村地主・自作農・自小作であって寄生地主ではない、という点が十分に考慮されていないという問題があった。第2に、「経済発展度を基準とする先進一後進(および中進)区分だけでは処理しえず、多様な規定を含む村落構造の類型的差異」を考慮に入れていないという問題があった。⁽⁹⁾

しかし、その総体的に動態的な方法の新しさのゆえに、大石説がその後の研究に与えた影響には特筆すべきものがあった。とくに自由民権運動の社会経済的基盤の解明と明治地方自治制の成立過程の研究、および村落二重構造の動態的把握と類型に関する大石氏の研究が、60年代以後の地方自治史研究をリードする役割を演じたことは疑いないところである。従来、村落二重構造論は主として民俗学・法史学・法社会学・財政学・政治学・行政学などによって担われてきたが、ここに経済史に重心をおいた歴史学研究者が加わってきたことの意味は大きかったといえよう。⁽¹⁰⁾

大石氏の理論は1990年代に入ってから、さらに新たな展開を見せることになるが、それについては第5章で触れる。

河村望・蓮見音彦の村落構造論 60年代を迎えた時点での社会学における村落二重構造論の新展開を見ておこう。この時期を代表するものと

しては、河村望・蓮見音彦「近代日本における村落構造の展開過程——村落構造に関する『類型』論の再検討——」(『思想』第407~408号、岩波書店、1958年)を挙げることができるが、同論文もまた村落構造の動態的把握の重要性を提起するものであった。

河村・蓮見氏はまず、村落構造の概念について、「特定の段階における生産諸関係の総体たる経済構造のうえに成立する村落の政治的(=階級的)支配構造⁽¹¹⁾」のことであると定義する。そして、その観点から鈴木栄太郎・有賀喜左衛門・福武直氏らの従来の村落類型論を再検討し、それらの理論が、村落構造をもっぱら抽象的な個人の集合体ないしは社会関係一般として理解している点をきびしく批判している。たとえば、本稿のテーマにとって重要な位置を占める鈴木栄太郎氏の「自然村」概念に対しては、次のように批判する。

鈴木氏は、村落を「社会関係や集団の累積体」と考えている。しかし、村落を生産関係から切り離し、生活事象における個人間の意識や相互関係から理解するのは妥当とはいえない。鈴木氏の村落構造論がいかに抽象的・超歴史的にして、かつ階級的把握の観点を欠如しているかは、その観念的な自然村概念が如実に示しているところである。鈴木氏が重視する自然村とは、要するに「精神」あるいは「成員の体系的な行動原理」の累積体のことであって、そこにおいては自然村がいかなる条件のもとで成立し、どのように変化していったかは問題にならない。仮に自然村の歴史が問題にされる場合にも、せいぜいのところ「都市化が漸次加わり、個人主義的自由主義的合理主義的態度が増していくにつれて、自然村も漸次統一性を失う」といった程度の抽象的・観念的理解にとどまらざるをえない。かくして、鈴木理論においては、自然村の自律的性格ないしは社会的統一の側面や、村落の生活協同体的側面と支配関係的側面との対立面が強調されるばかりで、村落内の地主小作関係が明確にされていない、というのが河村・蓮見氏の見解であった。⁽¹²⁾

このように、マルクス主義の立場から従来の村落類型論を再検討した

のち、河村・蓮見氏は近代日本の村落構造の展開過程を整理するわけであるが、ここでは両氏が行政村と自然村の二重構造をどのように理論化しているかを見ておこう。行政村と自然村があたかも分離しているかに見える根拠を説明して、河村・蓮見氏は次のように述べている。

地主的土地位所有の法形式にみられる近代的側面と、旧来の共同体を媒介とした支配という封建的側面との結合と矛盾は、村落における地主支配の性格をも規定するのであって、行政村と自然村の分離はこのことを意味するものにほかならない。すなわち、農民相互の共同体的関係を基盤として成立する自然村における地主の支配は、地方自治制のもとにおける法的な保証をうけないのであって、生活共同体としての村落=自然村は、かつて社会学者が「自然発生的」なものとして、「官製的」・「中央集権的」なものと対立して存在したと考えたように、行政権力と無関係に存続したかのごとき印象を与えたのであった。わが国的地方自治制は、共同体的秩序を打破することなく、それを前提として成立したのであって、行政村は自然村と対立し後者の否定のうえに成立したものではない。行政村は自然村における地主的支配を前提として、すなわち、土地所有による共同体的秩序の従属を前提として成立したのであり、かかる基盤のうえに町村制における地主支配を意味する法的規制がつくられたのである。⁽¹³⁾

寄生地主制と村落二重構造 河村・蓮見氏によれば、寄生地主制の下における地主的土地位所有権は、近代法の形式——所有権の絶対性や契約自由の原則——を媒介にして自己を実現する。すなわち、地主的土地位所有の封建的性格つまり共同体的関係を利用した支配従属関係が、そのままの形で近代法の中に自らを表現するということはない。法的には表現されないが、近代法の形式を外皮として、事実において自己を実現するという二重構造がそこに発生する。同様のこととは、行政村と自然村の関係についてもいえる。なぜならば、農民相互の共同体的関係を基盤として成立する自然村における地主の支配は、地方自治制の下における法的な保証を受けることなく、放置されるため、あたかも「自然発生的」なものとして、「官製的」「中央集権的」な制度と対立して存在したかのご

とき印象を与えるが、実際には、近代法の体系（行政村）を外皮として自己を実現する関係にあったからである。

河村・蓮見氏は、法社会学の研究成果や大石嘉一郎氏らの経済史研究をふまえながら、村落二重構造の意味を上のようにとらえ、こうした二重構造が形成された背景には、共同体的関係の機構的把握を通じて貫徹する寄生地主制の論理が存在したと述べている。「寄生地主的土地位所有にもとづく村落の支配関係は、小作農民に対する個別的直接的な支配を全村的に拡大しておこなわれるのではなく、すなわち、土地所有関係・賃貸関係が、そのまま、それだけで支配関係の内容となるのではなく、共同体的諸関係を全体として掌握し、共同体的秩序を土地位所有に従属せしめることによってなされるのである」⁽¹⁴⁾ というのが、河村・蓮見氏の基本的見地であった。

こうした寄生地主制に規定された村落二重構造のことを、河村・蓮見氏は「近代日本村落の原型」と呼んでいるが、その原型は、本百姓相互の対等な関係を基本とする近世村落構造の展開の中から生まれたものである。そして、それはやがて地方改良運動・農山漁村経済更生運動などを経て、行政権力によるムラの直接的掌握が進み、「耕作地主の体制にもとづく村落」へと再編されて、ファシズム期～戦後改革期へと転生していく、⁽¹⁵⁾ というのが河村・蓮見氏の理論である。村落二重構造の変化を、日本資本主義の発達とともになう寄生地主制の形成・確立・再編・解体の過程に照応させて理解し、その動態的把握の重要性(x軸プラス志向)を強調しているところが、河村・蓮見論文の新しさといえよう。⁽¹⁶⁾

(1) 島恭彦「町村合併と農村行政機構の展開」、島恭彦・宮本憲一・渡辺敬司『町村合併と農村の変貌』(有斐閣、1958年)、4～5頁。

(2) 同上、32頁。

(3) 宮本憲一「明治大正期の町村合併政策」、島恭彦ほか編、前掲、50頁参考。

(4) 同上、47～50頁参考。

- (5) 大石嘉一郎『日本地方財行政史序説』(御茶の水書房, 1961年), 1~11頁, 373~417頁参照。
- (6) 同上, 7頁。
- (7) 大石嘉一郎『近代日本の地方自治』(東京大学出版会, 1990年), 33~34頁。
- (8) 同上, 36頁参照。
- (9) 同上, 47~48頁参照。
- (10) 1950年~60年代の地方史研究の問題点に関しては, 中村正則『日本近代と民衆』(校倉書房, 1984年), 48~56頁参照。「地方は基本法則の検証の場ではない」「地方史を無媒介的に全体史に直結させてはならない」ということが, 50年~60年代に問題になった。
- (11) 河村望・蓮見音彦「近代日本における村落構造の展開過程—村落構造に関する『類型』論の再検討—」上(『思想』第407号, 岩波書店, 1958年), 735頁。
- (12) 同上, 736~737頁参照。
- (13) 同上, 742~743頁。
- (14) 同上, 742頁。
- (15) 河村望・蓮見音彦「近代日本における村落構造の展開過程—村落構造に関する『類型』論の再検討—」下(『思想』第408号, 岩波書店, 1958年), 参照。
- (16) 日本社会の二重構造(半封建的資本主義)の解明は, 戦前の講座派以来, マルクス主義が強い関心を持ちつづけてきたところであるが, その延長線上において新機軸を打ち出したところが河村・蓮見論文の新しさといえよう。しかし, それは必ずしも村落そのものの内面に立ち入ることを課題にしていたわけではない。村落構造そのものの分析という点からするならば, 河村・蓮見氏によってきびしく批判された鈴木栄太郎・有賀喜左衛門・福武直氏らの研究のほうが, かえって具体的な内容とイメージを私たちに与えてくれるのではないだろうか。

4.3 村落構造論の新展開

中村吉治の村落共同体論 ここでやや視野を広げ, 経済史の中村吉治氏, 法社会学の北條浩氏, 行政学の高木鉢作氏の業績を一部紹介し, そ

の角度からこの時期における村落構造論ないしは村落二重構造論の新展開を見ておこう。

最初は、中村吉治『日本の村落共同体』(日本評論社、1957年)である。同書は、戦後改革期における岩手県煙山村の実態調査などの経験を生かして執筆された概説書であるが、そこには同じく中村氏が執筆した『日本社会史・新版』(山川出版社、1970年)などとともに、60年～70年代の研究をリードすることになる豊富な理論が展開されている。

第1に、中村氏は、ムラに関する概念の混乱を指摘する。⁽¹⁾ すなわち、本来別個の概念である「制度としての村」「生活共同体としての村」「自然村」「共同体」「景観としての集落」等々が、その意味内容を明確にしないまま使用されているのは問題であるとする。とくに中村氏が不満とするところは、共同体概念の混乱、その超歴史的把握と濫用であった。中村氏によれば、厳密な意味における共同体とは、生産手段の所有者と非所有者が分離した資本主義社会(階級社会)に対立するところの、前資本主義社会(身分社会)に存在するものであって、「不分割の生産手段に、⁽²⁾ 不分離の生産者の集団が、不可分に結びついている」生産関係のことを行う。したがって、それは生産力の発展に照応して、原始→古代→中世→近世→近代の共同体へと再編と解体の過程をたどらざるをえないものであったから、一定不变の共同体というものは存在しない。このように、共同体の概念を厳密に定義しつつ、その歴史的諸形態を解明しようというのが中村説のねらいであった。⁽³⁾

第2に、そうした理論的枠組みのもと、日本の近代が所与のものとして受け取った歴史的存在としてのムラ(部落共同体)に関して、中村氏はどのような理論を提供してくれているであろうか。結論的に言うならば、「近世の村と共同体は一致しない」というのが、中村氏の見解であった。

私たちはしばしば「近世の村=共同体」という把握の仕方をする。しかし、中村説によれば、そうした理解は非歴史的である。近世の村もまた村落は二重構造になっていたからである。すなわち、太閤検地を経て

大名領国の基礎的行政単位たる「制度としての村」が設置されたが、それは年貢徵収・土地処分・作付制限・移転禁止などを支配するにとどまり、農民相互の共同体的関係は原則として規制の対象外に放置されていたという点が重要である。法制度的にいえば近世の村は共同体の制度化という一面を有していたが、実際には農民相互の共同体的関係についてはほとんど何も制度化されていない、つまり「制度としての村」はそこまで立ち入っていないのである——。このように、「近世の村≠共同体」をくりかえし強調している点が、中村説の特徴である。⁽⁴⁾

第3に、中村氏は、近代日本の村落の近代性を指摘している。かつて講座派理論が強調した「封建的ないしは半封建的村落の残存」ということに対して、中村氏は明確に反対の立場に立っている。すなわち、「行政的になりきらず、一種の共同体のような性格をおびた」ムラが町村制の下に存在していたことは否定しえないが、そうした現象を指して封建的と規定するのは正しくない、と中村氏は断じている。そして、安易に封建的ということで片付けてしまわずに、日本資本主義社会の特殊歴史的性格の中でムラがどのように機能したかを検討すべきである、と締めくくっている。⁽⁵⁾

共同体の機能分化 中村氏の部落共同体論のうち、筆者がとくに重要なと思ったのは、近世における「共同体の機能分化」に関する叙述である。

私たちしばしば「共同体からの個人の解放」とか「共同体の殻を破って独立農民が自立する」といった把握の仕方をするが、その際にもしも、個々の農民の自立化が一定の高まりに達したときに共同体の枠が——まるで風船が裂けるようにして——破れ、そこから自立した個人が一挙に現われてくるというようにイメージしているならば、その理解は非歴史的である、と中村氏は述べている。なぜならば、そこには次のような事実が存在するからである。(1)名主・名田から独立しつつあった近世初期の農民は、土地所有・耕作労働・水利・山野利用などを契機にしてそ

それぞれ別個の共同組織を形成していたが、それは一つの村落共同体として把握できる程度のまとまりをもつ同心円的存在であった。⁽⁶⁾ (2)近世中期から後期にいたると新しい用水路の開削や材木の商品化などが進むが、それに応じて村落共同体を成立せしめていた諸契機が変化し、それぞれの共同組織の内部編成替えがまず進行する。(3)そして、諸契機ごとに村落共同体の構成要素たることを順次やめていくというプロセスがたどられる。「一体の完結的な共同体があって、その中の農民が独立的になってきて、あるところまでくると共同体のわくが一気に破れ、農家は独立農民として成立するというようなものではない。そんな機械的なものでなく、共同体がずれはじめ(近世)そのずれた一つずつについて、順次に不要になる部分が失われてゆき、最後に独立の農民が成立するという順序がとられるのである」と中村氏は述べている。

このように、近世における村落二重構造と共同体の機能分化という問題、および明治時代以後の村落二重構造の近代的性格という問題など、中村吉治氏の村落共同体論には本稿の主題から見て興味深い論点が少なからず指摘されている。とくに、村落共同体内の共同組織が次第に分化し、そこに新たな組み替えと結合が進行することによって、古い村落が解体して新しい村落が形成されていく過程——つまり近代的な意味での行政村と自然村の二重構造が生まれてくる過程——を内在的・動態的に説明しているところが、中村共同体論の新しさといえよう。

北條浩の村落構造論 北條浩『林野法制の展開と村落共同体』(お茶の水書房、1979年)の中にも、本書の視点から見て興味深い論点が整理されている。北條氏は膨大な入会研究の結果をふまえた村落論を展開しているが、そのうち江戸時代の村には三つの側面があったとしている点が注目される。⁽⁸⁾ 三つの側面とは何か。

第1は、「領主支配の単位」ないしは「租税体系の基本的な単位」としての村。この村はさらに、①農民の生活集団をそのまま村としてとらえたケース、②農民の生活集団を合体もしくは分合させて村としてとら

えたケース、③新しい村を設置して農民を集めたケース、に区別しうる。第2は、農民の生活集団(共同体)としての村。この村は領主権力と利害が対立する関係にあり、ある程度の自立性を有している。権力は原則としてその内部には直接介入せず、外部からの支配によってそれに一定の変容を加えようとする。この村は、明治維新以後も、主として零細農民の共同財産に対する権利を基盤にして存続した。第3に、農民諸個人がある程度独立した経済主体になることによって成立する、商品流通などの機能集団。この集団はもちろん村とは別個のものであるが、商品生産の展開にともないその行動が自由になるにしたがい、上記二つの村の存在を桎梏と感じるようになる。この集団の主体は、村内の新地主とこれを支持する小商品生産者であるが、彼らは従来の村の機構——領主権力と癒着した旧地主の村方支配体制——に反対して村方騒動を起こし、新しい経済圏の拡大を目指す地方行政組織の再編を希望する。すなわち、新しい経済発展に見合った形での村の成立を促す内的要因となる。

北條氏の説を私なりに要約すると、おおよそ以上のようなようである。大石嘉一郎氏や中村吉治氏の理論と同様、近代において村落二重構造が新たに形成されてくる内的要因を説明しているところが、北條説の新しさといえよう。小商品生産の広範な展開に照応しえず停滯状態にあった「領主支配の一単位」としての村は、明治維新後に租税納入単位としての役割をはずされ、かつ合併によってその外枠を失ってしまう。しかし、上記第3の機能集団の台頭により、新しい経済圏に見合った形での村が成立する。すなわち、ここに村落が近代的な意味での二重構造を有するものとして登場することになるのであって、それは単なる上からの輸入模倣的な行政村の設置を意味しない——。北條氏の理論枠組からは、こうした動態的村落像が浮かび上がってくるであろう。

先に見た大石嘉一郎・河村望・蓮見音彦・中村吉治氏らの理論と重ね合わせてみると、60年代を迎えて村落二重構造論がいかに<x軸プラス方向>を志向する動態的なものになったかが、よく理解できるのであ

る。村落における封建的ないしは前近代的な側面を一面的・静態的に把握する傾向が強かった従来の理論は、こうして次々に突き崩されていったのである。

高木鉢作の村落二重構造論 以上、その幾つかを紹介してきた動態的把握論とは研究の系譜が異なるが、この時期における行政学の到達点を確認しておこう。辻清明編『行政学講座2 行政の歴史』(東京大学出版会、1976年) 所収、高木鉢作論文「日本の地方自治」が指標となる。高木氏は村落二重構造の歴史に関して、次のように述べている。

第1に、「国政事務を中心とした行政事務」(行政の単位)と「住民の共同生活に直接関連した事務」(生活の単位)との分化傾向が明確になったのは、1878(明治11)年の三新法の制定以後である。この分化傾向は、戸長管轄区域の拡大とそれに対応した連合町村会の設置(1884年)、町村合併による新町村の設置(1888年)への変遷の中でいっそう明確なものになった。⁽⁹⁾ 第2に、町村制の導入によって決定的になった村落二重構造とは、「官治と自治の二元体制」「官治のもとの自治」を意味した。すなわち、新町村が国家から与えられた機関委任事務・必要事務を行ない、部落が新町村の本来の事務である「公共事務」(町村制第2条)を肩代わりするという体制の定着を意味した。⁽¹⁰⁾ 第3に、村落二重構造は資本主義の発展にともなう政党政治の発達、行政機能の増大などによって再編を余儀なくされる。とくに大きかったのは、そうした動きの中で、村落二重構造を媒介していた名誉職体制(名望家支配)が後退したことである。⁽¹¹⁾ 第4に、かくして昭和期になると村落二重構造のあり方が変容する。すなわち、家格や財産の権威で地域住民を把握していた名望家との人事的結合によって部落を利用するという体制が破綻し、かわって部落に多様な個別組織(実行組合・婦人会・青年団など)を結成させて、それを機能的ないし技術的に統制するという体制が創出された。⁽¹²⁾ 第5に、戦時統制期に法制化された部落会・町村会は、古き共同体の復活ではなく、多様に結成された個別組織の総括機関としてであった。そして、部落会・町村

会の結成は町村当局の指導監督を強化するものであったから、これまで部落が処理してきた公共事務がここに新町村の管轄下に移り、「官治と自治の二元体制」が崩れて一元化することになった。⁽¹³⁾

高木氏の村落二重構造論は概略以上のようなものである。蟻山政道・辻清明・阿利莫二氏らの行政学の業績を継承しつつ、当時における隣接領域の最新の研究成果を取り入れて部落共同体再編利用論の枠組みを超えて、<x軸プラス方向>を志向しているところが、高木論文の特徴である。村落二重構造論に関する多様な論点を凝縮し、70年代における行政学の到達点を示すものといえよう。

- (1) 中村吉治『日本の村落共同体』(日本評論社, 1957年), 1~9頁参照。
- (2) 同上, 8頁。
- (3) 世界史の基本法則にまで視野を拡大して共同体論を展開した基本文献としては、大塚久雄『共同体の基礎理論』(岩波書店, 1955年), 参照。
- (4) 中村, 前掲, 110~111頁。
- (5) 同上, 174頁参照。
- (6) 同上, 103頁参照。
- (7) 同上, 169頁。
- (8) 北條浩『林野法制の展開と村落共同体』(お茶の水書房, 1979年), 615~625頁参照。
- (9) 高木鉢作「日本の地方自治」, 辻清明編『行政学講座 2 行政の歴史』(東京大学出版会, 1976年) 所収, 271~272頁参照。
- (10) 同上, 279~280頁参照。
- (11) 同上, 283~292頁参照。
- (12) 同上, 293~294頁参照。
- (13) 同上, 294~296頁参照。

4.4 共同体再評価論争

共同体再評価論の系譜 60年代から70年代かけては、すでに見た村落

二重構造の動態的把握論(民主的契機発展論)とは別の系譜をたどって、柳田国男や南方熊楠らの思想を見なおす動きが現われ、共同体ないしは自然村を再評価しようとする研究が活発になった。私たちはともすれば、村落二重構造論の系譜を中田薰・戒能通孝・石田雄・渡辺洋三・大石嘉一郎氏のラインでのみ整理しがちであるが、こうした学界動向に並行してあるいは交差して、共同体再評価論という有力な別の系譜が存在したという事実が看過されることはならないであろう。

思いつくままに、共同体を再評価しようとする研究者の名前を挙げてみると、すでに紹介した橋川文三氏のほか、後藤総一郎・中村哲・谷川健一・芳賀登・色川大吉・松本健一・桜井徳太郎・鶴見和子氏、等々、実に多彩である。共同体再評価論の全体としての特徴は、近代主義あるいはマルクス主義の方法とは一線を画しているところに存する。現在は必ずしもそうではないが、かつては共同体再評価論と進歩主義とくにマルクス主義との理論的対立は決定的であった。少なくともマルクス主義の側に、共同体再評価論は「コミュニケーション論」「小集団論」「市民社会論」等々とともに様々な機会にくりかえし現われる小ブルジョア的ユートピア思想の現れに過ぎない⁽¹⁾、とする批判が存在するかぎり、両者が対話することは困難な状況にあったからである。

共同体再評価論が、戦後改革期の「共同体再編利用論」(部落共同体解体論)や、60年～70年代の「民主的契機発展論」(動態的把握論)とは対立し、むしろ戦前戦中期の「自然村擁護論」に接続する面があったことは確かである。参考までに、色川大吉氏の丸山共同体論批判と、鶴見和子氏の南方・柳田民俗学に対する再評価の一端を紹介し、この角度から60年～70年代における理論状況の一侧面を垣間見ておこう。

色川大吉の幻想共同体論 色川大吉氏は丸山真男氏の部落共同体論〔本稿135頁参照〕を批判して、次のように言う。丸山真男氏は「国体」の最終細胞を共同体に求め、その共同体を停滞性の根源であるかのように見なしているが、それはおそらく非歴史的なとらえ方である。丸山氏

の共同体概念は、寄生地主制が確立して、農村がまったく活気を失った明治末期から大正・昭和初期にかけての「停滞期の部落共同体」のイメージから抽象されたものではないか。色川氏は丸山氏の部落共同体論をこのように批判したあと、自らの共同体概念を次のように定義している。

部落共同体というのは、それ自体が客観的な実在なのではなくて大衆の結合の様式にすぎない。ある場合には村寄合いの形をとり、ある場合にはさまざまの講や結^{ゆい}や社の形をとる。本質は一定の社会的規制力をもった幻想の共同性にある。だから、この共同体が変革的に生きているときには、主体的人間が析出されて天皇制は無限におしおられ、この共同体が停滞したときに⁽²⁾は主体的人間は疎外されて天皇制が無限に共同体のなかに侵入してくる。

主体的人間になるということと、共同体の存続を願うこととは決して矛盾しない。主体的な認識者がつねに共同体の破壊にばかり向うとはかぎらず、自覚的に共同体を守り発展させる方向に進むこともある、というのが色川大吉氏の幻想共同体論すなわち共同体再評価論の要点であった。色川説においては、ムラを封建的なものとか前近代的なものとして見る視点が見受けられないだけでなく、地主制とほぼ同義語でムラを語ろうとする地主制還元論的な発想が存在しない。

鶴見和子の内発的発展論 色川大吉氏と同様の発想は鶴見和子氏にも見られた。鶴見氏は近代の新しい見方として、「すべての共同体が個の出現を阻むのではなく、個の自立を促すような共同体がある」と述べている。⁽³⁾ また、南方熊楠の町村合併反対論にふれながら、「共同体が崩壊しないほうが個人が自立し、個人の権利が守られる」面があるとも指摘している。⁽⁴⁾ あるいは柳田国男を評価して、「柳田は、明治以来政府官僚を中心として、日本のエリートが一貫して推進した中央集権型近代化の施策を批判しつつ、他方、被治者のあいだに、地方分権型の発展が可能であることを、力説した」とも述べている。⁽⁵⁾

鶴見氏が、南方熊楠や柳田国男の自然村思想を再評価したのはなぜで

あろうか。それは、官僚や知識人などエリートによって推進される中央集権型の近代化に反対し、地域社会の内部に持続している内発的発展の契機を高く評価しようとしたからにはかならない。ここで内発的発展の契機を高く評価するとは、どのような方法のことか。鶴見氏によれば、それは近代主義ないしは近代化論やマルクス主義に対立する方法のことである。①国家単位ではなくて地域単位を、②経済成長主義ではなく人間尊重を、③自然環境の支配ではなく共生を、④進歩の観念ではなく伝統の再生を、⑤エリートではなく地域の人たちを、重視する新たなパラダイム⁽⁶⁾を意味する。鶴見氏は次のように述べている。

マルクス主義は、近代化論と、その抛って立つ階級的基盤は異なるとはいえ、共通点がある。どちらも、普遍的に適用できる一般理論として定立されていることである。地球上のさまざまの地域の自然生態系や、住民の文化伝統に基いて、住民の創意工夫によって、異なる内発的な発展の経路が可能であることに、十分な考察がされていない。また、地球的規模での破壊に、マルクス主義も近代化論も、配慮が欠落していると思う。今わたしは、マルクス主義と近代化論との訓練をへて、自分の型——内発的発展論——をつむぎ出したいと考えている。⁽⁷⁾

マルクス主義や近代化論とは異なった内発的発展論の観点から近代日本を眺めなおすとき、村落二重構造論の含意がまた新たな様相を帯びてくることは疑いのないところである。鶴見氏の共同体再評価論ないしは自然村再評価論は当初、進歩主義とくにマルクス主義の側から危険思想と見なされたとのことであるが、今日では保母武彦『内発的発展論と日本の農山村』(岩波書店、1996年)などに継承されて、実践的にも大きな役割を果たしている。鶴見和子氏らの理論は——色川大吉氏ら先に挙げた人たちの理論と同様——、南方熊楠・柳田国男の民俗学を高く評価している点において〈第IV象限的発想〉の系譜に接続しているといえようが、他方、個の自立を重視した市民社会を希求している点において、〈第I象限志向〉と見ることができよう。

日本農村社会論の新展開 この時期には、色川大吉氏や鶴見和子氏らの共同体再評価論ないしは自然村再評価論と並んで、米山俊直『日本のむらの百年』(日本放送出版協会, 1967年), 守田志郎『日本の村』(朝日新聞社, 1978年), 堀越久甫『村の中で村を考える』(日本放送出版協会, 1979年)など、ルポルタージュ形式による日本農村社会論の新展開も見られた。かつては杉浦民平・きだみのる氏らの農村民主化論を基調にしたものが主流であったが、60年～70年代に至ると、農村の解体に対する異議申し立てが人々の注目を浴びるようになったのである。

二つだけ文章を引いておこう。前者の守田氏の文章には、農民自身は決してムラの解体を望んでいないとする論点が提示されている。後者の堀越氏の文章には、ムラの解体がますます行政村ないしは国家の介入を招来することになるとする論点が提示されている。ムラの解体とは、要するに国家と資本の力を強くするだけのことだから、結局は地域住民の生活と権利を脅かすものでしかないとする警鐘が、そこに読み取れるであろう。

農民にして共同体の解体を望むことは、彼らがみずから農民としての生活を断念することを意味するわけである。そしてまた、さらに重要なことは、みずから農民であることを放棄するかどうかの選択と結びつけるのではないかぎり、共同体を望まないという問題はおこってこないはずだ、ということである。農民であるかぎり、そして農業的な生活の日々を前提とするかぎり、共同体は選択といった地位におくことのできるものではない。つまりは、農家あるかぎり部落は存続する、ということなのだと思う。⁽¹⁰⁾

いまはムラでは、何か新しいことをしようとするばあいの主導権は、ほとんどが町役場が握っている。ムラの内側から発議されて、それが広がりをもった運動となり、やがて実行に移される、という経過をたどることがまったくみられない。すべてが町役場（その背後には国がいるわけだが）から「こういうことをやらないか」といってくるものをムラビトが受け入れるという経過である（受け入れないこともあるが）。そうなったのは町役場が強力になつたからではなく、ムラビトが町役場を強力にしたのである。なんでも「役場

でやってくれ」だから、否応なしに町役場は強力になるというわけだ。⁽¹¹⁾

共同体再評価論への批判 以上のような学界と論壇における共同体再評価論に対して、これに反論する議論が活発になったのも60年～70年代の特徴であった。そもそも共同体とは何か。自然村とは何か。はたして国家の行政的統制を受けていない、純粹に民衆的な共同生活体などというものが存在したのだろうか。近代日本に残存した前近代的な農山漁村の実態は、理念型としての共同体とはまったく別のものではなかったか。いわゆる自然村なるものも、上からの統治の要請に見合った形で改編され制度化されたものにすぎないのではないか——⁽¹²⁾。60年～70年代には、こうした反論が数多く見られたわけであるが、ここでは共同体概念の混乱を批判する研究者を二人だけ紹介しておこう。中野卓氏と岩本由輝氏である。

中野卓の共同体概念批判 中野卓氏は、共同体という言葉を使用すること自体に批判的であった。その第1の理由は、共同体概念の多義性と混乱にある。こうした批判は先の中村吉治氏にも見られたところであるが、中野氏の場合は、テンニースの「ゲマインシャフト」、ウェーバの「ドルフ・ゲマインデ」、マルクスの「アジア的共同体」、アメリカ社会学の「ルーラル・コミュニティ」などの概念（訳語）がわが国の学界に相次いで紹介され、それが混乱の原因をなしているという点を強調している。その第2の理由は、共同体概念の日本の性格あるいは過度の情緒性にある。日本には「共同体」という言葉の愛好者が多く、その系譜はコントやスペンサーの「社会有機体論」を好んだ文明開化期の日本人の思考様式にまで遡ることができる、とする中野氏の指摘は興味深い。自給自足的にして有機体的な村落共同体などは、氏族制時代にも存在しない。共同体とか社会有機体という言葉に魅せられて、学問的手続きを抜きにした情緒的共同体美化論を唱えるのは危険である、と中野氏は述べている。⁽¹³⁾

岩本由輝の自然村概念批判 中村吉治氏とともに共同体研究を精力的に進めてきた岩本由輝氏も、共同体概念の混乱ぶりを指摘している。岩本氏はとくに共同体と自然村の概念を混同する傾向に対してきびしい批判を加えているが、その批判は色川大吉・守田志郎氏らに向けられているだけでなく、自然村論の提唱者である柳田国男・鈴木栄太郎氏にも及んでいる。岩本氏によれば、柳田理論においては、生産と生活が行政的制度ないしは景観的集落の中で完結していた村落を対象にしているため、共同体の機能分化が進んでいる村落——そこでは行政的制度・景観的集落・生活共同体の範囲が一致しなくなる——の実態はほとんど研究されていないとされる。そして、こうした理論の限界が鈴木栄太郎氏の自然村概念にも受け継がれ、ひいては「自然村=旧藩政村=部落=大字=共同体」といった図式を安易に立てる誤りにつながっているとしている。岩本氏は、「柳田のような共同体に対する景観主義的把握では、ムラは観念的に抽象化され、あたかも一幅の名画のように共同体の現実からかけ離れた牧歌性をもってのみ描き出される」と述べている。自然村概念を共同体概念から切り離すことなしには共同体の研究は前進しない、というのが岩本説の要点といえよう。⁽¹⁴⁾

以上、この節では色川大吉・鶴見和子・守田志郎・堀越久甫氏、そして中野卓・岩本由輝氏らの所説を通して、60年～70年代における理論状況の一側面を点描してみた。多数の論者が参加して多様に展開された共同体再評価論争を、わずか以上のようないわゆる文字通りの点描で済ませてしまうことには異論もあるが、ここでは村落二重構造に関する争点——基本的には第Ⅳ象限的発想と第Ⅱ象限的発想の対立——を確認しことで一応満足し、叙述をつぎに進めたいと思う。

以下、本章においては、以上に見てきたような村落二重構造論をめぐる理論状況ないしは理論的対立が具体的にどのような研究テーマとなって現われてくるかを、①地方改良運動研究②近代法史研究③村規約論争を中心に概観しておく。

- (1) たとえば、芝田進午編著『現代日本のラディカリズム』(青木書店, 1970年), 228頁参照。
- (2) 色川大吉『明治の文化』(岩波書店, 1970年), 295~296頁。
- (3) 鶴見和子「土着分化の普遍化への道」1973年, 『鶴見和子曼茶羅 IV 土の巻 柳田国男論』(藤原書店, 1998年) 所収, 57頁参照。
- (4) 鶴見和子「常民と世相史」1973年, 鶴見・前掲, 237頁参照。
- (5) 鶴見和子「漂白と定住と」1976年, 鶴見・前掲, 242頁。
- (6) 鶴見和子「柳田国男の普遍性—内発的発展の拠り所としての柳田学一」, 鶴見・前掲, 282~284頁参照。
- (7) 鶴見和子「マルクス主義から内発的発展論へ」, 『鶴見和子曼茶羅 I 基の巻 鶴見和子の仕事・入門』(藤原書店, 1997年), 80頁。
- (8) ここで近代化論とは, 1960年代に有力となったR.P.Doreらのアメリカの理論を指すから, 本稿で言うところの近代主義とは必ずしも同じ発想類型に属しているわけではない。むしろ両者は, 「前近代的なるもの」「日本的なるもの」の評価をめぐって, 対立する関係にあった。しかし, 歴史的事実の中から法則性や型を抽出する方法を重視している点で, 近代化論と近代主義は——そしてマルクス主義も——同じ系譜に属する, と鶴見和子氏は見ている。
- (9) 鶴見和子「柳田国男の普遍性」, 鶴見・前掲, 280頁参照。
- (10) 守田志郎『日本の村』(朝日新聞社, 1978年), 175頁。
- (11) 堀越久甫『村の中で村を考える』(日本放送出版協会, 1979年), 79頁。
- (12) 菅孝行『反昭和思想論—十五年戦争期の思想潮流をめぐって—』(れんが書房新社, 1977年), 47頁参照。岩本由輝『柳田国男の共同体論—共同体論をめぐる思想状況—』(御茶の水書房, 1978年), 347頁, 所引。
- (13) 中野卓「都市・村落の構造連関」, 『伝統と現代 保存版 共同体論』(伝統と現代社), 1980年, 66~67頁, 71~72頁参照。
- (14) 岩本, 前掲, 325~348頁参照。同著には, 柳田国男をはじめ後藤総一郎・綱沢満昭・色川大吉・桜井徳太郎・鶴見和子・松本健一・芳賀登・木村礎・平山和彦・天沼香・和歌森太郎・橋川俊忠・福田アジオ・佐々木健氏らの共同体論が批判の対象として紹介されている。本稿執筆に際して, 多くのことを学ばせていただいた。岩本由輝氏には共同体に関する理論的・実証的な多数の著書があるが, そのうち『村と土地の社会史—若干の事例による通時的考察—』(刀水書房, 1989年) には, 「かつて否定されようとしたときもそうであったが, いままた肯定的に取り上げられようとしている場合にも, 共同体の歴史的意義をふまえた議論がはたしてきちんとなされているかということになると, はなはだ心許ないものがある。もしかすると,

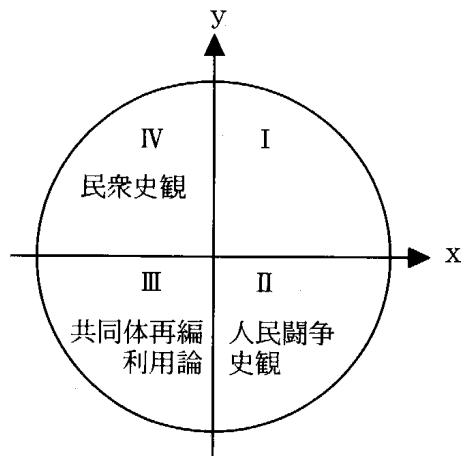
いずれの場合においても、本来の共同体ならざるものを共同体と誤認したうえで、それを否定したり肯定したりしているだけかも知れないのである。そのことは、結局のところ、共同体の問題が、いつもその本格的な史的考察が十分になされないままに実践的課題と結びつき、いささか流行的にとりあげられることに起因するのではなかろうか」(同5頁)という指摘が見られる。なお、余談になるが、東京生まれの岩本氏がムラを発見したのは満4歳の時で、山形県東置賜郡にある母方の祖母の生家を訪れたことがその機縁になったとのことがあるが(同3~5頁)，筆者にはこのエピソードが興味深く感じられる。戦争中の疎開体験や夏季休暇中の親戚滞在などが機縁になって、共同体研究を志した研究者は意外に多いのではないだろうか。宮本常一氏らの原体験とは異なる。

4.5 地方改良運動の研究

三つの研究視点 村落二重構造論に関する60年~70年代の研究状況(発想の違い)を端的に示しているのは、この時期以後さまざまな視点から実証が進められることになった地方改良運動に関する研究である。

ごく大雑把に分類するならば、地方改良運動の研究には三つの型が存在するといえよう。第1の型は、地方改良運動を伝統的な家族制度や隣保共助の復活強化を目指す運動とみなす視点からの研究、すなわち戦後改革期以来の通説たる共同体再編利用論(第Ⅲ象限的発想)がこれに属する。第2の型は、地方改良運動を單なる旧慣への復活としてとらえるのではなく、ブルジョア的発展ないしは帝国主義的国家体制の確立期におけるムラの再編過程の一環とみなす

図2 地方改良運動研究の3類型



視点からの研究、すなわち60年代以降に有力になった人民鬭争史観(第

II象限的発想)がこれに属する。第3の型は、地方改良運動によっても破壊されることのなかった自然村の生命力、たとえば固有信仰の強靭さに着目し、そこに自治の源泉を見ようとする視点からの研究、すなわち柳田民俗学の系譜につらなる民衆史観(第IV象限的発想)がこれに属する〔図2参照〕。

共同体再編利用論と人民闘争史観は、ムラの原理を否定的に解釈している点において共通しているが、地方改良運動を旧原理の復活と見るか新原理への転換と見るかで対立関係にある。また、共同体再編利用論と民衆史観は、ムラの原理の根強い生命力のために行政村の論理が容易に貫徹しないことを認めている点において共通しているが、その原理を否定的に見るか肯定的に見るかで対立関係にある。これに対して、人民闘争史観と民衆史観は、ムラの原理を肯定的に評価するか否定的に評価するかにおいて対立し、またその破壊が可能であるか不可能であるかを論じる次元において対立し、またその破壊が可能であるか不可能であるかを論じる次元において対立する——といったように、三者相互の間には様々な共通点と対立点が見受けられる。

第1の型を代表するのが、戦後改革期における石田雄氏の理論である。石田氏の共同体再編利用論についてはすでに触れたので、この節では、第1の型から第2の型への理論的展開を示したと考えられる大島美津子氏と、第2の型を代表する宮地正人氏、第3の型を代表する橋川文三氏の所説を見ておこう。

大島美津子の地方改良運動論 地方改良運動を共同体秩序の再編利用の枠内で理解する戦後改革期における通説は、大島美津子氏へと引き継がれ深められていった。大島美津子氏の初期の研究には、次のような特徴が認められる⁽¹⁾。

第1に、大島氏の研究は、地方改良運動の性格に関して「町村社会に底深く根をおろしそれを構成している所謂『醇風美俗』を上からの政策浸透ルートの底辺として包摂し固定する政策がとられた」と位置づけていることからも明らかのように、一面において醇風美俗の復活を強調し

た共同体再編利用論を継承する面があった。このことは、大島氏が次のように述べていることからも明らかではないだろうか。

上からの理念が実際の生きた成果を挙げるためには、底辺の社会的側面とその変化に適応した形をとらなければならないという認識が政府当局者に明瞭に抱かれるようになる。下からの自生的な小宇宙の成果の全国的拡大である模範町村の設定はこの認識を明らかに示している。このことは、町村制制定過程以来みられる近代的統治方法と封建的諸関係の接触点における権力と共同体との摩擦関係に、権力の側が共同体的関係を自己に必要な限りで積極的に包括するという一つの決定的解決を与えたといえよう。官僚的統治と有力者支配の結合という町村制のシェーマもこれを通じて町村に定着して行き、こゝに日本的統治風土が形成されて行くのである。⁽⁵⁾

しかし、第2に、大島美津子氏の研究は共同体再編利用論、つまり村落二重構造の静態的把握の枠内にとどまるものではなかったという点が見逃されはならないであろう。なぜならば、地方改良運動によって戸主会・青年会・婦人会・処女会をはじめ種々の矯風組織や行政補助組織が部落を単位にして結成されたが、それらは単なる部落の再生ないしは旧慣の復活と見るべきものではなく、帝国主義段階における国内体制の再構築を意味するものであった、という側面がくりかえし強調されているからである。この帝国主義的再編という側面の強調は、近著『明治国家と地域社会』(岩波書店、1994年)においていっそう明確になっているところであるが、要するに、「部落の機能の再認識もあくまでも国家行政、町村行政の効果的な浸透を目的とするものであり、したがって行政村の機能をより円滑化させるものにはかならなかった」「行政村の機能を阻害する部落結合ではなく、それを効果的に働かせるための、行政村による部落の統合であった」というのが、大島氏の基本的視点といえよう。地方改良運動によって再構築された村落二重構造に内在する矛盾、つまり大正デモクラシーの前提について、大島美津子氏は近著で次のように結論している。

町村制施行当時には、役場一区と町村委会というかたちでしか存在しなかった行政系列のほかに、納税組合、在郷軍人会、共同貯蓄組織、農会、産業組合等をたくさん作り出し、本来被支配層であり、権力に敵対的であるはずの層を体制の側の基盤として巧みに組織化し、彼らを通じて民衆を把握したのである。これは、反体制側に対する、体制側の政治指導の著しい優越性を示し、日本の支配体制の強固さを示す面である。そこには、伝統的な歴史をもって存在する農村内の支配原理——階級的、長老的、保守的、家格的——がすべて内包され官僚的統合と結合した。有力者支配の理念は、町村制によって統治原理としての確立を示したが、それが現実のものとなったのはこの時点であると言えよう。しかし、翻ってこの支配体制の強さが本質的な強さであったかといえばそうではない。眞の意味の個人の自発性と合意にもとづいているのではなく、政治的中間層を媒介とした似而非合意である以上、個人的な自覚がそれぞれの小宇宙をこわして発展してくれれば、国家一中間層一住民という点線の支配は危機に瀕する。中間層自体もまたその存在形態を転換させていかざるをえない。小作争議の発生が危機を生み出す理由はそこにあり、⁽⁷⁾ またはそれは現在の組織論の課題ともつながるわけである。

これまで散発的にしか行われていなかった地方改良運動の研究を、飛躍的に進めたという意味で大島美津子氏の研究は貴重である。村落二重構造のゆえに行政村が抱え込まざるをえなかった問題点、つまり行政村レベルにおける近代的行財政の未確立と旧村レベルにおける党争の諸相を明らかにし、あわせて、全住民を組織的に動員するために展開された部落的強制を重視した地域組織づくり（村落二重構造の再編）の限界を、学界で最初に指摘した点において、それは画期的なものであった。

宮地正人の「国家のための共同体」論 大島美津子氏の地方改良運動研究は、1970年代において、国家権力と人民闘争のダイナミズムの解明を目指す人民闘争史研究へと受け継がれていく。ここで人民闘争史研究とは、宮地正人「地方改良運動の論理と展開」（一）（二）（『史学雑誌』1970年、第79編8・9号）をはじめとする、木坂順一郎「日本ファシズムと人民支配」（『歴史学研究』1970年10月別冊）、森武麿「日本ファシズムの形

成と農村経済更生運動」(同上, 1971年10月別冊)など, 第2の型に属する研究のことであるが, いずれも従来の政治構造研究に見られた静態的方法(共同体再編利用論)を批判しつつ, 人民支配に内在する矛盾の動態的把握を重視しようとするものであった。こうした研究によって, 地方改良運動と農山漁村経済更生運動の研究がその後, 盛んになるが, その結果として村落二重構造論が一つの新たな段階を迎えることになったという点が重要である。

とくに影響が大きかったのは, 日露戦後の政治史を主題とした宮地正人「地方改良運動の論理と展開」である。この宮地氏の研究においては, 帝国主義段階にふさわしい財政的・社会的・イデオロギー的基盤を創出するために, 共同体的諸関係が破壊されて「国家のための共同体」を作り出す政策が展開されたということが強調された。⁽⁸⁾ そして, その方向を強行しようとすればするほど, 国家官僚は町村内部における生産力の担い手である「篤志家」「有志家」の力量に依拠せざるをえなかった, という点が強調されることになった。⁽⁹⁾ この宮地氏の結論は, それ以前の通説的見解とは少なくとも次の2点において異なっているであろう。第1に, 地方改良運動を封建的諸関係(醇風美俗)を包摂し固定する政策とはとらえていない点。第2に, 地方改良運動の担い手, つまり「篤志家」「有志家」の階級的性格(在村地主・自作農上層)を明確にし, それが人民支配の新たな矛盾を生み出す要素になるであろうことが論理的に示唆されている点である。従来の共同体再編利用論の枠組みを破って, 人民の側から成長してくるエネルギーを正当に評価することのできる方法を確立しなければならないとする, <第Ⅱ象限志向>がそこに認められるといえよう。

橋川文三の「地方」擬制論 最後に, 地方改良運動研究の第3の型であるが, ここでは宮地正人氏の研究視角とは対照的な視座からなされた橋川文三氏の研究を見ておこう。60年~70年代は, すでに触れたように共同体再評価論が盛んになった時代であるが, 橋川氏の村落二重構造論

はまさにそうした理論状況を代表するものであった。

橋川氏は、山県有朋らの「旧慣尊重」「郷里郷党」論、つまり「春風和氣」という語に象徴される伝統的原理の強調を批判するところから始める。すなわち、山県らの地方自治論は一見、自然村を尊重しているかに見えるが、実際には「自然村の実態の内在的過程に対する超越性ともいうべき無関心」⁽¹⁰⁾をその特徴としている、というのが橋川説の起点であった。橋川氏は、山県らによって制作された絶対主義官僚の「傑作」たる村落二重構造の制度化を批判して、次のように述べている。

[山県有朋らは一引用者註] 流動しつつある村落共同体の原理の内在的把握によってではなく、むしろその否定的な先取——括弧づけ——によって、いわば自然村秩序一般を擬制的に設定することによって、その制度化を達成したということである。この事情は、「本来、擬制（フィクション）である制度を現実と対置させるのではなく、現実を一定の擬制として設定した上に、制度を設定した」（大島太郎）といわれるものにはかならず、また「天皇制に固有の両極的二元構成の自覺的成立」（藤田省三）といわれるのもそれに関連している。こうして生じた結果を伝統的村落形象の側から見るならば、それはその実体の二重の疎外としてあらわれる。という意味は、それがたんに制度上の権利主体としてローマ法的に擬制されたというばかりでなく、その自然性そのものをもまた制作されたということ、いいかえれば、自然村が自己の内部からする規範創出の力を奪われたということである。⁽¹¹⁾

橋川氏によれば、村落二重構造の形成は二重の意味における擬制（フィクション）を意味した。すなわち、第1に「行政村」のローマ法的擬制によって、第2に「自然村」の自然性そのものの擬制によって、それは二重に制作された絶対主義官僚の傑作であったからである。とくに橋川氏が大島太郎氏の所説をふまえながら、自然村の観念自体が擬制されたものであることを強調し、そこに「地方」の実体が欠落した疎外態の存在を指摘しているところは重要であろう。地方というものは本来、生き生きとした個によって構成されており、自己の内部から発する規範創出力を有する生命体のようなものである。ところが、山県らはこうした地

方の個性を尊重しようとせず、それを外在的に「春風和気の郷党社会」として一般化し固定化し、操作利用する政策を採用した、というのが橋川氏の批判であった。このように、山縣有朋らの官僚主義的発想がそのタテマエとは逆に第Ⅲ象限に位置づけられることを看破しつつ、⁽¹²⁾ 橋川氏は次のように理論展開している。

しかしこのような特殊な巧妙さをそなえた平準化も、その全面的な進行過程の極限において、必然的に一切の擬制を拒否するような実体形象に撞着せねばならなかった。いわばそれは、日本の平準化の特殊形態が、まさにその特殊性の故に包含した自己矛盾のあらわれともいべき局面であった。それは端的にいえば、個人の実存であり、その実存の社会形態としての信仰心意の問題であった。われわれが以下に見ようとするのは、自治制によっても、教育勅語によっても、ついに内在的に包括しえなかつた民間信仰の世界であり、それを一つの契機として展開した「地方」の自己意識化の試み——疎外克服の試み——である。⁽¹³⁾

上の文章中には、橋川氏の村落二重構造論のいわば精髓のようなものが表現されている。村落のローマ法的擬制によっても、また自然村原理の擬制によっても、あるいは教育勅語の普及によっても、さらには靖国神社に象徴される国家的礼拝体系への組織化によっても、ついに掌握しきれなかつた個人の実存、すなわち村落共同体における即目的な民衆信仰の世界が存在したという事実がそこに指摘されているからである。橋川氏は「氏神信仰はいわば自然村落のもっとも深い核心要素として、いかなる擬制的思考をもうけつけない社会的実体にほかならなかつた。氏神の存在とその本質をめぐって、行政的集中原理と地方的実体との矛盾が明瞭な輪郭を浮び上らせたのも当然であった」と述べているが、こうした表現の中にも、「春風和気の郷党社会」として把握された地方像とは全く異なる、新しい地方理念を探求しようとする問題意識がうかがわれるであろう。橋川氏は柳田民俗学を再評価する視点から、次のように述べている。

類型的にいえば、国家官僚の氏神觀はその雑多性・猥雜性を無価値な自然状態として、もっぱら行政的規制によって画一化を進めようとする。それに対して、柳田はその雑多性の中に理由を見出し、純粹な地方民衆生活の原理形態を明かにしようとする。前者が絶対主義権力の外発的 requirement にもとづく地方処理であるとすれば、後者は民衆生活の内発的 requirement を原理化することによって、かえって国家論理の形態を規制しようとする意味を含んでいる。いわば明治の地方自治制がいわゆる「郷党原理」という擬制的な魂を地方に付与したのに対し、⁽¹⁵⁾ 実体としての地方の魂を明かにしようとしたのが柳田の仕事であった。

官僚の擬制によって画一的な疎外態に陥ってしまった地方を、「民衆生活の内発的 requirement を原理化」することによって実体化(復権)していくというのが、橋川説のねらいであった。マルクス主義とも近代主義とも違った<第IV象限的発想>が、そこに認められるであろう。宮地正人氏の「国家のための共同体」論とは明らかに異なった視座からの、村落二重構造の新展開である。

海野福寿・渡辺隆喜の市民社会論 以上、60年～70年代に活発になった地方改良運動の研究を例にとって、村落二重構造論の3類型を見てきた。きわめて大雑把な整理ではあるが、この時期には動態的把握ないしは民主的変革の契機を重視しようとする研究だけでなく、こうした動きとはまた別個の系譜に属する研究視角からの業績が存在し、それらが対立しあっていたということが一応確認できたであろう。こうした全体的構図を前提にしてではあるが、ここで、一見対立しているかに見える理論の間にも意外に通底した発想が認められることがある、という点に触れておきたい。すなわち、橋川文三氏の自然村再評価論と、海野福寿・渡辺隆喜氏の市民社会論に見られる課題意識の共通性を、つぎに一瞥しておこう。

橋川氏の研究は、共同体再評価論の立場からする村落二重構造論の新展開であったが、講座派理論を批判しようとする研究の中からも新しい

展開が見られた。アントニオ・グラムシの市民社会論（ヘゲモニー論）の立場からする、海野福寿・渡辺隆喜氏の村落二重構造論である。海野・渡辺氏は次のように述べている。

もとより制度は現実の直接の反映として成立するものではなく、つねに擬制的・作為的であり、さらに技術的側面をもっている。しかし町村制はたんなる擬制ではなく、二重の意味における擬制・自然村の疎外形態としてつくられた。「擬制（フィクション）である制度を現実と対置させるのではなく、現実を一定の擬制として設定した上に、制度を設定した」（大島太郎『日本地方行財政史序説』300頁）からである。[中略一引用者]新施行の町村制は本来的なプロシア町村でもなく、伝統的な自然村でもなかったのである。さらにいえば観念的存在としてのみ制度化が完成したのである。だが、ひとたび制度化されるや、一方で生活実体（住民）と制度はますます遊離＝無関係の間隙を拡げるとともに、他方で観念化された制度は、実体に強い拘束を加え、実体から遊離した次元で（たとえば官治的に）制度自体を固定化しその発展を抑止することを避けることができないであろう。このような制度の下における個々人は、その経験的な生活実感として感得する矛盾を合理的エネルギーと化する能力を喪失してしまい、市民的秩序形成＝自治規範創出の力を失うところとなる。そこでは、かのカリスマ的指導者に対する家父長的敬愛のみが、⁽¹⁶⁾生活・行動規範として機能せざるをえない。

海野・渡辺論文の出発点は、「1960年代から現在に至るまでの時期は変革の課題と結びついた国家論の時代である」という点にあった。そして、変革の課題に結びつけて近代天皇制国家論を再構築していくこうとする場合、従来の講座派の国家機構論（狭義の国家論）をもってしてはカバーしきれない領域があまりにも大きいとして、グラムシ理論に依拠する。すなわち、「『私的』・非国家的機関を媒介として、強制によってではなく、イデオロギー・レベルでの『同意』の領域において機能する」⁽¹⁸⁾ヘゲモニーを重視した国家論を目指している点が、海野・渡辺氏の着眼の新しさであった。こうした斬新な理論構想のもと、上記のような結論が導き出されたわけであるが、その理論展開が先の橋川説と軌を一にしてい

る点が興味深く思われる。

橋川論文は柳田民俗学を再評価するものであり、海野・渡辺論文はマルクス主義の創造的発展を意図したものであったといえようが、両者の村落二重構造論には通底したところが認められるのである。仮に出発点は異なっても、その目指すところが非国家的な中間媒介領域の開拓、つまり市民的秩序の形成力の探究であるかぎり、そこには課題意識（第Ⅰ象限志向）を共有しうる条件が存在したといえようか。

- (1) 石田雄・宮地正人・橋川文三氏の発想上の違いについては、山田公平『近代日本の国民国家と地方自治』(名古屋大学出版会, 1991年), 490~491頁参照。また石田雄・宮地正人氏の発想上の違いについては、大石嘉一郎『近代日本の地方自治』(東京大学出版会, 1990年), 168頁参照。
- (2) 共同体秩序再編利用論は、明治末から大正期にかけての各種調停法の導入に関する川島武宜氏の理論の中にも見られる(『日本人の法意識』岩波書店, 1967年, 166~178頁ほか参照)。
- (3) 大島美津子「地方制度(法体制確立期)」(鵜飼信成・福島正夫・川島武宜・辻清明編『講座日本近代法発達史』第8巻, 効草書房, 1959年), 同「明治末期における地方行政の展開——地方改良運動」(東京大学『東洋文化研究所紀要』第19号, 1959年), 参照。
- (4) 大島美津子「地方制度(法体制確立期)」, 前掲、73頁。
- (5) 同上。
- (6) 大島美津子『明治国家と地域社会』(岩波書店, 1994年), 310~311頁。
- (7) 同上, 311~312頁。
- (8) 宮地正人「地方改良運動の論理と展開」, 『史学雑誌』第79編9号, 47~56頁参照。宮地正人『日露戦後政治史の研究』(東京大学出版会, 1973年)所収。
- (9) 同上, 79~84頁参照。
- (10) 橋川文三「明治政治思想史の一断面——『地方』の擬制と実体をめぐって——」, 『近代日本政治思想の諸相』(未来社, 1968年)所収, 42頁。
- (11) 同上, 43頁。
- (12) 官僚主義的発想については, 第1章の註(7), 参照。
- (13) 橋川, 前掲, 44~45頁
- (14) 同上, 45頁。

- (15) 同上, 57頁。
- (16) 海野福寿・渡辺隆喜「明治国家と地方自治」, 原秀三郎・峰岸純夫・佐々木潤之介・中村正則編『大系日本国家史4 近代I』(東京大学出版会, 1975年), 276頁。
- (17) 同上, i頁。
- (18) 同上, 201頁。

4.6 近代法史研究の登場

熊谷開作の法社会史研究 この時期には、法社会学や政治学・経済学・歴史学の影響を受けた近代法史研究が現われ、この新しい研究領域からも村落二重構造論の深化が見られた。

まず最初は熊谷開作氏である。熊谷氏の研究はしばしば「庶民法史学」の名で呼ばれるが、その方法の特徴は、生活史・民俗史・道徳史・思想史などの研究成果にも学びつつ、ムラの中で脈々と生きつづけてきた慣習や規範を明らかにすることにあった。⁽¹⁾ 従来のオーソドックスな法制史とはまた違った法社会史の研究領域を開拓すること、そして、「ブルジョア」「官僚」「労働者」などの概念を駆使した闘争史観によっては描き切れない中間媒介領域を開拓すること、それが熊谷氏の終生の課題であったといえよう。

中間媒介領域ということで筆者がとくに注目したいのは、熊谷氏の法社会史が、家族法・土地法といった私法史の研究を中心にしているという点である。私法史を抜きにした公法史研究というものは、どうしても中間媒介領域を開拓するうえにおいて様々な弱点を残すことになる。熊谷氏の研究においては国家論のみが肥大化するということは一切なく、「ムラ→行政村→国家」のベクトルが重視されていた。また熊谷氏にとっては、村落が最小の単位であって、それを私的土地位所有権の成立や入会地の分割などによって解体することにはいつも懐疑的であった。すなわ

ち熊谷法社会史においては、私権論の肥大化ということも一切なかったのである。国家論の肥大化と私権論の肥大化に抗して、中間媒介領域の開拓を志したのが⁽²⁾熊谷氏の研究スタイルであった。

熊谷氏の主たる研究テーマである土地総有権・入会権・水利権・漁業権の問題は、要するに村落の生産と生活のシステムが私的所有権によつていまだ分断されていない世界の問題であった。そして、森林・牧草地・農耕地・河川・海浜・漁場といった自然の生態系がいまだ分断されていない時代の問題でもあった。熊谷氏の共同性と自然の回復を目指そうとする<y軸プラス志向>は、遠くは柳田国男や南方熊楠、近くは鶴見和子氏らの自然村再評価論ないしは内発的発展論の系譜、つまりわが国における最良の保守主義の系譜につがっているだけでなく、そのチャンネルを通じて市民主義、つまり反権力的・反営利的運動の理論とも一脈相通じるものがあるといえよう。

神谷力の村落類型論 しかし、熊谷氏の研究においては、村落二重構造論を理論的に深めるということはなかった。近代法史研究においてこの仕事に最初に着手したのは神谷力氏であった。神谷氏もまた熊谷開作氏と同様に、ムラの側に身を置いて、国家法の論理が具体的に貫徹してくる地域社会の諸相を研究することに力をそいだ研究者である。

神谷氏はまず、これまでの石田雄・大島太郎・大島美津子氏らの研究方法を批判し、それらはいずれも中央官庁の法令分析にとどまっているために、その研究成果が総じて「制度的・行政的視野に陥る」したものになっているとする。また大石嘉一郎氏の研究に対しても、それがもっぱら経済史の側からなされた研究であるために、法令の具体的な分析が欠けていると批判している。⁽³⁾ そして、そのような批判的見地に立って、戸長管区期(1884年～1888年)における「行政単位としての村」と「生活共同体としての村」の二重構造の態様を実証的に研究し、その多様なあり方の定式化を試みたのである。

一口に村落の二重構造というけれども、その態様は決して単純ではな

い。地主制の展開度に対応して、様々な類型を抽出することができるからである。神谷氏は、戸長管区の成立を契機として、管区内の村は、村委会を組織し行政単位としての側面を強めた村（A型）と、村委会を組織せず実質的に管区内における組合体にとどまり生活共同体としての側面を維持した村（B型）に分類する。そして、A型の村においては、管区戸長一村委会系列の「行政単位としての村」（上層農の村方支配）の下に、村惣代一寄合系列の「生活共同体としての村」が従属するという村落二重構造が成立する。他方、B型の村においては、村惣代一惣集会を媒介とする共同体的村方支配、もしくは村惣代一「三長会」を媒介とする役職特権者の村方支配が「生活共同体としての村」の中に形成されて、それが主導する村落二重構造が成立する、というのが神谷氏の類型論であった。⁽⁴⁾ この神谷説は、村持入会地の変容過程を分析しつつ、中田薰説（村総有説）と戒能通孝説（部落総有説）を検証する過程で生まれたものである。すなわち、入会権の研究という具体的な実践課題と結びついた村落二重構造論の展開であった。

村の解体過程の実証研究 神谷論文が『法制史研究』第9巻（創文社、1959年）に発表されてから6年後に、武井正臣・熊谷開作・神谷力・山中永之佑氏らの共同研究『日本近代法と「村」の解体』（法律文化社、1965年）が発表された。この研究の基本的視点は、地主制展開の度合に基づき求めながら各地方における町村制の展開を考えるというものであった。⁽⁵⁾

同書のハイライトは、中後進地帯の愛知県（神谷力執筆）と先進地帯の堺県（山中永之佑執筆）の比較研究がなされている箇所であるが、そこで展開されている村落二重構造の類型論は、先の神谷説を援用しつつそれを豊富化したものである。すなわち、行政村の下に設置された区長の選出方法には、ムラで選ぶ型と、行政村で選ぶ型が存在し、また同じムラで選ぶ場合にも、区会型・評議会型・役職会型・区総会型・惣集会型などの多様な類型が存在する。そして、それらの型が先進地帯・中進地帯・

後進地帯における地主制の展開度に対応して様々な組み合わせになる、というのが神谷・山中氏らの理論的見通しであった。結論として、共同研究者は次のような仮説を導き出している。先に触れた大石嘉一郎氏の類型論をふまえながら、行政村と自然村の二重構造の具体的態様に、法史学の視角から光を当てたものである。

一般的にいって、旧村において寄生地主層が早期に成長発展しつつあったところでは、すでに述べた土地所有に基づく地主上層農支配の区長一区会ないし区長一評議会という支配系列をもつA I型、B I型の行政区部落が形成された。こうした「村」にあっては、小農民および家一般の権利主体性が否認され、土地所有の大小にもとづく新しい家の階層制が成立する。そこでは、旧村の「団体性」の解体に対応して旧共同体的秩序が崩壊し、新しい地主支配秩序が形成貫徹された。これに対し、旧村において村役筋の名望資産家や重立農家が寄生地主へ転成しつつあるか、あるいは少し遅れて上層農が寄生地主化のコースを歩みはじめつつあったところでは、役職特権者支配の区長一役職会系列または全高持農民支配の区長一区総会系列、全農民支配の区長一惣集会系列を有するB II型、A II型、B III型の行政区部落がそれぞれ形成されたと考えられるであろう。この型の「村」においては、地主層の生成に基づかれた「村」の解体に対応する構造的变化を示しながらも、なお小農民および古くからの家一般の権利主体性が認められ、旧来の身分階層制秩序が温存される。そこでは、役職特権者による「村」(部落)支配または総村民的「村」(部落)支配の体制が、まだ維持される余地を残していたのである。⁽⁶⁾

井ヶ田良治の複合的協同体概念 戒能通孝氏の「生活協同体としての村」という概念が、村民の入会権を守るうえにおいて有効な武器になったことは、すでに述べた通りである。しかし、この戒能氏の概念にも盲点があった。この盲点についてはすでに西川善介氏から問題提起があったところであるが、これに加えて井ヶ田良治氏はさらに次のように理論展開を試みている。

第1に、行政村の外皮におおわれながらもそれと区別される生活協同体を入会権の主体と見る戒能説には、入会権者の権利を保護しようとす

る積極的側面がある。しかし、戒能氏の主観的意志に反し、二陸事件裁判において入会権差別を正当化する鑑定証拠として悪用されたことに示されているように、氏の生活協同体概念には問題がある。第2に、戒能説は、未解放部落民は別の生活協同体を構成していたとして、彼らを一般農民の生活協同体から除外している点で誤っている。未解放部落民は「複合的生活協同体」の一員として、不平等ながらも入会権を享有していたという歴史事実が見落とされてはならない。第3に、なぜ戒能氏の生活協同体概念には問題が生じることになったか。それは戒能氏の歴史事実に対する認識の不十分さに原因がある。すなわち、戒能氏は歴史事実の全面的検討をせずに、大審院の判決内容を江戸時代以来の歴史事実だと速断してしまうという誤りに陥っている。このことは、裁判資料を使用する際には、それを歴史事実として短絡的に理解するのではなく、イデオロギー批判をふくむ科学的な資料批判が必要であることを教えて⁽⁷⁾いる。

このように、井ヶ田良治氏は近世における村落構造に関して「複合的生活協同体」という概念を提起したわけであるが、そこには入会権の実証研究を媒介にした村落構造論の深化、すなわち戒能通孝説→西川善介説→井ヶ田良治説という学説の継承発展が認められるであろう。井ヶ田氏は「行政村と生活協同体の村とを理論上分離すべしとした戒能氏のすぐれた主張をいっそう発展させ、実際においても行政村と生活協同体としての入会団体とが別であったことを明らかにされたのは西川善介氏の『林野所有の形成と村の構造』であったが、私はさらに複合的生活協同体の存在を認めるべきだと考える。こうしてはじめて未解放部落民の入会権は従来の入会理論の発展のなかで整合的に認めうるものとなるのではなかろうか」と述べている。⁽⁸⁾村落構造は実は二重ではなく、行政村—複合的生活協同体—生活協同体というように三重になっているとする井ヶ田説は、先に触れた中村吉治氏の共同体の機能分化説や、北條浩氏の村落三側面説などと重なり合うところがあり興味深い。

公法人としての行政村・区の近代性 井ヶ田良治『近世村落の身分構造』(国書刊行会, 1984年) 第四章「近世村落身分秩序の崩壊—奈良県吉野郡中庄村樋尾一」には、本稿の主題にとって興味深い論点が提示されている。⁽⁹⁾ それは、封建的特権身分(家格)により寸断されていた村落が、本来の統一体としての生活協同体になるためには、無権利状態にあった一般農民の団体性が近代国家によって承認されなければならなかった、という指摘である。

半公事家が〔封建的特権身分たる公事家の公的地位を打破して—引用者註〕⁽¹⁰⁾ 公的な立場にたつためには、江戸時代において、家格によって寸断されていた村が本来の統一体として村落協同体となる事が必要であった。無権利農民が権利者として自らを意識するためには、これを分断する家格よりも強い村の統一性が、内部的にも外部的にも現実化しなければならなかった。内部的変化とは前述の公事家の階層分化と、半公事家の経済的上昇による公事家半公事家の経済的等質化である。しかし村の内部が等質化しただけではまだ不充分である。それは公的立場を獲得しなければならない。それにはこの村落協同体が国家によって確認されなければならない。かくて成立したのが「区」である。

ここには、農民に対する政府の妥協の所産として行政村の下に設置された区の近代的性格が、わかりやすい形で提示されている。江戸時代における「生活協同体としての村」(戒能通孝)を近代法制度上の区として承認することは、もとより政府の希望するところではなかった。むしろそれは否定されるべきものであった。しかし、ここが大切なところであるが、区が認められたということは一般農民の意識からすれば、「より積極的な区の公的承認」を意味し、「非特権小百姓の有力な足がたり」「近世的な公事家体制打破の主張の公的よりどころ」ができたことを意味した。⁽¹¹⁾ 「明治絶対主義の地方自治制度の二重性、寄生地主制一町村、小農民一区」という二重性は、一方において、区の等質的、対等平等な(勿論観念的に平等な)構成を生み、これが民主化の足がたりとなったそ

のかぎりで、近世村落の身分階層秩序を崩壊せしめた『近代的』村落制度の積極的側面を見ることが出来はしないだろうか⁽¹²⁾』と井ヶ田氏は結論している。

こうした見解の中には、半封建的な支配体制の一環として説明されることの多かった村落二重構造の下における区に対する新しい視座、すなわちそこに近代的意識の萌芽を透視する<X軸プラス志向>が認められるであろう。そして、それは間接的に、先に見た熊谷開作氏や神谷力氏、またすぐあとで見る山中永之佑氏の行政村觀を批判する面があるようと思われる。というのは、熊谷・神谷・山中氏にあっては明治国家の反人民性の側面に力点をおいて分析しているためか⁽¹³⁾、いずれも行政村やその下における区を近代的公法人として評価する視点が必ずしも明確とはいえない、ともすれば「区=行政村=官僚機構の末端」とする発想が強かつたからである。⁽¹⁴⁾ 井ヶ田良治氏の行政村・区を再評価しようとする視点は、第5章「近年の研究動向」のところで触れる宮本憲一・山田公平・大石嘉一郎氏らの問題意識に接続している。

(1) 熊谷開作『婚姻法成立史序説』(酒井書店、1970年), 5~6頁参照。

(2) とくに、熊谷開作『日本の近代化と土地法』(日本評論社、1988年)に収録されている論文、参照。熊谷氏は、「那須野の林野の官没」「土佐の上土権の消滅」「伊豆新島の入会慣行の消滅」など、ムラの慣習が近代法によって消滅させられていく過程に強い関心を抱き、近代の冷徹さを告発しつづけた法史学研究者である。熊谷氏は、たとえば伊豆新島の島民の立場を擁護する視点から、次のように述べている。「行政村の出現とともに、前田清が新島本村長に就任したが、島民にとって、それと、もとの年寄・名主との差異は理解できなかったのではないか、と思われる。島民にとって重要なことは、島の四周にひろがる海と草木をたくわえる山林原野を、従来どおり、生業の場として維持することであった。明治19年に「一島又ハ一村ノ共有」として下渡されてから、島民は、事実的にも、法的にも、島の土地の支配者であった。その後、明治31年に民法が実施されたのであるから、それからあとは、民法上の土地所有者にもなった。ただ、そのことについての登記はなされていなかったようである。〔改行一引用者註〕

ところが、行政村たる新島本村は、誕生間もなく「椿林貸付規則」を制定した。島の椿林を、真正の所有権者から寄附を受けることもなく（行政）村財産とし、それを村民に貸し付ける規則を一方的に制定したわけである。村民の生活にかかわるそんな大へんなことがごく短い期間にどうしてできたのであろうか。当時は、全国的に、部落有財産統一の動きが頂点に達した時期であった。」（同203～204頁）。自然村擁護思想を基調にした、熊谷法社会史学の真骨頂を彷彿させる文章といえよう。

- (3) 神谷力「明治前期の政治体制と村落」、村落社会研究会編『政治体制と村落』（時潮社、1960年）。『家と村の法史研究』（お茶の水書房、1976年）所収、307～308頁参照。
- (4) 神谷力「明治前期における入会権の内部変化と村方体制の変貌」、『法制史研究』第9巻（創文社、1959年）。神谷、前掲、359頁参照。
- (5) 武井正臣・熊谷開作・神谷力・山中永之佑『日本近代法と「村」の解体』（法律文化社、1965年）、15頁参照。
- (6) 同上、110～111頁。
- (7) 井ヶ田良治「未解放部落と入会権」、『同志社法学』第27巻1号、1975年、101～106頁参照。
- (8) 井ヶ田良治「未解放部落民の入会権」、『民商法雑誌』第78巻、臨時増刊号1、1978年、217頁。
- (9) 初出は、井ヶ田良治「入会林野に関する若干の問題」、『同志社法学』第40号、1957年。
- (10) 井ヶ田良治『近世村落の身分構造』（国書刊行会、1984年）、416頁。
- (11) 同上、417～418頁参照。
- (12) 同上、427頁。
- (13) たとえば熊谷氏の行政村觀については、上記、註(2)参照。
- (14) 近代法の產物たる法人とは、「一定の目的実現のために結合した人の団体（社団）、または一定の目的のために拠出された財産の総体（財団）に対して法が独自の活動主体としての資格すなわち権利能力を認めたもの」であるが（末川博創始／杉村敏正・天野和夫編『新法学辞典』日本評論社、1991年），こうした法学の原点に立ちかえって、すぐれて近代的現象たる行政村・区を研究しようとする＜x軸プラス志向＞は、従来、比較的に弱かったといえよう。井ヶ田氏の研究から学ばなければならないのは、近代における自治とは、単に自生的なもの自然的なものを意味するのではなく、国家権力の「承認」を得て多かれ少なかれ権利義務的性格を帯びたものになるという点、つまり单なる「事実としての自治」から「規範としての自治」に発展するという点である。全体として、＜x軸プラス志向＞が弱かっ

たという研究史上の問題点については、第6章6.1の註(5)，参照。

4.7 村規約論争

中山永之佑の村規約研究 ここで村落二重構造に関する論争（村規約論争）に触れておこう。この論争は現在もなお続行している面があるが、その発端は70年代であるので、本章で紹介するのが適切であろう。

村規約論争の発信源となったのは、中山永之佑氏の労作『日本近代国家の形成と村規約』（木鐸社、1975年）である。この著書は『日本近代国家の形成と官僚制』（弘文堂、1974年）の姉妹編として執筆されたものである。中山氏は『日本近代国家の形成と村規約』のはしがきの中で、「日本近代国家権力の法的構造を明らかにする際に、それ〔官僚制研究のこと一引用者註〕と同時に重要なことは、日本近代国家の権力機構を通じて展開される政策・法が、どのような過程を経て人々に浸透せしめられていくかということであった。そのことを明らかにしてこそはじめて国家権力の法的構造の解明も十全たりうると考えられるからである」⁽¹⁾と述べている。

この叙述からも理解できるように、中山氏が最も力を入れて論証に努めたのは、国家権力の浸透過程、村規約の国家法化ということであった。第1に、本来自治的なものとして成立した村規約は、幕藩体制下において領主法化の過程すなわち自治の崩壊過程をたどって、明治維新を迎えた。第2に、町村制以前の村規約には、なお「伝統的な村」の性格を反映するものが残存したが、町村制以後においては、新町村行財政を浸透させるための村規約が中心となった。第3に、日清・日露戦争期には、戦争協力へと町村住民を動員する村規約などが増え、天皇制国家を底辺において支える規範としての役割を担うにいたった、という点を追求したのが中山氏の村規約研究である。⁽²⁾中山氏の方法論は狭義の制度史にと

らわれずに、政治史的手法によって国家の政策が村落内に浸透し受容されていく過程を追求しようとするものであった。⁽³⁾

神谷力の山中論文批判 さて、こうした山中氏の村規約研究に対しては、まず神谷力氏から次のような批判があった。山中氏の研究においては、行政村で制定した規約とムラで制定した規約の質的差異に考慮が払われておらず、しかも「制度的行政的視野に限定」した論証方法がとられているため、「生活共同体としての村」の独自性が十分論証されていないとする批判である。⁽⁴⁾

この研究〔山中永之佑氏の研究一引用者註〕がもっぱら制度的行政的視野に限定して、村規約の内容変化を追究したことから、近代村法の成立とその形態や、それがもつ性格とその制定主体や、さらにそれらの構造的変容を十全に究明しないままに終わっている。とくにこの力作が、「生活共同体としての村」の私的な意思決定機関の寄合で議定した村規約も、「行政単位としての村」の公的な議決機関の村会で議決した村規約も、ともに同じ性質をもつ同一レベルの村規約として考察の対象となし、その制定主体と議決機関の相違にもとづく村規約の構造的質的差異を無視して、近代村法の国家法化とその解体化を論証した点に、最大の問題がある。〔中略一引用者〕さらにまた、この時期の村規約がたとえ国家法化されたとしても、決してそれは解体化するものでもない。現に「生活共同体としての村」においては、山と水の共同体的所有関係が維持され、これを維持する必要な範囲内で独自の自治規範が現実に成文化されている事実を看過してはならないのである。⁽⁵⁾

大石嘉一郎の山中・神谷論文批判 ついで、大石嘉一郎氏が山中・神谷氏の村規約論争に加わり、両者を批判した。すなわち、山中氏は「生活共同体としての村」の独自性を過小評価し、神谷氏は「行政単位としての村」の機能を過小評価している、というのが大石氏の見解であった。山中氏の見解は論証法に難点があるだけでなく、ムラの自治規範が成文化されている側面を看過している。他方、神谷氏の見解は行政村の論理⁽⁶⁾を積極的に理論化することに成功していない、と大石氏は述べている。

たしかに山中永之佑氏が言うように、近代村法の国家法化、その解体化という傾向がみられることは事実であるが、しかし、神谷力氏が批判しているように、山中氏の見解はその論証法に難点があるだけでなく、「生活共同体としての村」に独自の自治規範が成文化されている事実を看過している点で一面的な理解である。同時に、神谷氏のように単に「この時期の村規約の多くが国家法化されたとしても決して自治的な村規約が解体化し、消滅したわけではない」というだけでは、村規約の変化を積極的に位置づけたことにはならない。神谷氏が例示されている町村制施行後の村規約の中にも、明らかに「行政村化」した村規約が多数含まれているからである。〔中略一引用者〕町村の公的行政の推進を支えるための行政補助機関たる部落・組の決めが、地縁的生活共同体の村規約として作成されるところに、この時期の村規約の特徴があつたのである。⁽⁷⁾

論争点の整理 山中永之佑・神谷力・大石嘉一郎氏の論争は以上に尽きるのではなく、その他にも「行政村の定着」に関する論点などが存在する。「行政村の定着」論争とは、山中氏の論証方法と視点を上記引用のように批判した大石論文に端を発する、山中・大石論争のことであるが、その内容については註にゆずり⁽⁸⁾、ここでは村規約論争の骨格を確認するにとどめておこう。

村落二重構造論には基本的に二つの立場(正確には三つの立場)⁽⁹⁾がある。一つは、柳田民俗学の自然村論などに典型的に見られるもので、「自然村→行政村→国家」のベクトルで村落を把握しようとする立場である。この立場のものとしては、たとえば自然村の生命力を重視する橋川文三氏や竹内利美氏の理論を挙げることができよう。⁽¹⁰⁾鶴見和子氏らの内発的発展論もこの系列に属する。これらの理論の弱点は、自然村が権力的統合の基盤になつたという側面が過小に評価されている点にある。

もう一つは、戦後改革期の石田雄・大島太郎氏らの共同体再編利用論、そして70年代における宮地正人氏の「国家のための共同体」論などに典型的に見られるもので、「国家→行政村→共同体」のベクトルで村落を把握しようとする立場である。石田・大島説においては行政村と部落共同体との本質的対立を認めず、両者が渾然一体となつてますます結合を

強めるその先にファシズム体制が成立したとする連續面が重視されている。これに対して宮地説は、行政村と部落共同体の異質性を認めたうえで、前者が後者を破壊して「国家のための共同体」を創出していくという断絶面を重視している〔図2参照〕。しかし、これらの理論が共有する弱点は、自然村の独自性とその持続的生命力を過小に評価するという点にあった。

村落二重構造論に対する接近方法の対立点を、上のように整理することが許されるとするならば、神谷説は「自然村→行政村→国家」のベクトル、つまり<y軸プラス方向>を重視し、山中説は「国家→行政村→共同体」のベクトル、つまり<y軸マイナス方向>を重視するものとして位置づけることが一応可能ではないだろうか。⁽¹¹⁾これに対するに、大石説は両者の説をいわば弁証法的に統一しようとするところにその特徴が認められる、というのが筆者の理解である。大石氏は、自然村の論理を強調する視点と行政村の論理を重視する視点とを対比させながら、次のように述べている。

この相反する二つの見解は、すでに山田公平氏が批判しているように、いずれも一面的な理解に過ぎない。何故ならば、こうした部落・組の再編強化は、旧来の共同体的秩序の単なる再編強化ではなく、あくまでも公共的行政の推進補助、つまり部落・組の「行政村化」に他ならないが、同時に、部落・組の「行政村化」は決して部落の私的共同体的性格を解体したものではなく、部落・組が共同体的性格を維持しつつ「行政村化」していったと見られるからである。⁽¹²⁾

上の文章からも明らかであるように、二律背反の関係にあるかに見える神谷・山中の両説を、「自然村の行政村化」と「行政村の自然村化」の理論によって止揚しようというのが大石氏の視点であった。かつて経済史的基礎過程をふまえた動態的把握の必要を提起した大石氏が、今まで新たに問題を提起したかたちである。大石理論がいかなる新々展開を

示すかは、次章にゆずりたい。

- (1) 山中永之佑『日本近代国家の形成と村規約』(木鐸社, 1975年), はしがき。
- (2) 同上, 327~328頁参照。
- (3) 山中永之佑氏の研究は、村規約研究の古典ともいるべき前田正治『日本近世村落の研究』(有斐閣, 1950年)に見られる制度史的研究を、政治史的手法によって乗り超えようとするものであった。こうした山中氏の村規約研究に対しては、「明治地方自治制の制定意図の追及に終始しているくらいのある従来の研究に、新たな一頁を加えた」とする、桜庭弘氏の書評が存在する(『歴史学研究』第447号, 1978年)。また、川本彰『むらの領域と農業』(家の光協会, 1983年)からも、「ムラの部落化」を実証したものとして高い評価が与えられている(中田実ほか編『日本の社会学6 農村』東京大学出版会, 1986年, 106~107頁参照)。
- (4) 神谷力氏の批判に対して、山中永之佑氏は次のように反論している。「神谷教授は、『生活共同体としての村』(この概念自体も再検討されるべき内容を持っている、と私は考えている)と『自治』を直結して考えておられるようである。私は、教授の所説にその一例がみられるような見解には、再検討されるべき多くの問題点を含んでいる、と考えている。拙著は、実はこのような問題点の再検討の意味もこめて書かれたものであった。教授は、今日盛んに行なわれている共同体論議や自治論議を、どのように考えておられるのであろうか。」(日本法社会学会編『法社会学』第30号, 1978年, 163頁)。
- (5) 神谷力『家と村の法史研究』(御茶の水書房, 1976年), 402頁。山中氏のような方法では、「これを論証したとしても、その実質的な意義は全くない」(同402頁)と、神谷氏は断定している。
- (6) 大石嘉一郎氏の批判に対して、山中永之佑氏は次のように反論している。大石教授は「行政村の定着」を論じながら、「独立性をもつ生活共同体としての部落が存続した」と述べており、理論的に矛盾している。大石氏が生活共同体的ではなく、生活共同体なるものが存続していたと考えているならば、こうした教授の所説については、教授の言われる「自然村」の概念とともに再検討を要する。大石氏のような認識のうえに立って「部落」(旧村)や「行政村」を見ることは、「その中にある地主対小作という基本的な階級対立の存在を看過する危険があるのでないかと考えられるからである。部落は一見『共同体』として映じてはいても、それは、行政村や

行政区の組織と言う枠組みから『独立』して存在するものではなく、あくまでもその中に存在しているものであると言う事実を忘ることはできないのである。」(『法制史研究』第38号, 1988年, 274頁)。

(7) 大石嘉一郎「地方自治制の確立—行政村の定着を中心として—」, 遠山茂樹編『近代天皇制の成立』(岩波書店, 1987年)。大石嘉一郎『近代日本の地方自治』(東京大学出版会, 1990年) 所収, 168~169頁。

(8) 大石嘉一郎氏の論文は、その副題が示すとおり「行政村の定着」を論じることにあった。ここで行政村の定着とは、①行政村が公共的機能をもつて至ること、②自然村が行政村に実質的に包摂されること等々を意味しているが、そのようなものとしての行政村の定着は日露戦争後の地方改良運動期に見られた、というのが大石論文の主旨であった。これに対して、中山永之佑氏は次のように批判している。「大石教授は、この論稿において『行政村の定着』を論じられ『明治地方自治は、確立するやいなや、それを内部から堀り崩す新たな矛盾に見舞われることになる』と言われるが、〔中略一引用者〕『行政村の定着』と言うようなことが、果して考えられるのかどうか、私には疑問に思う。明治国家の人民に対する抑圧と収奪の末端行政機関である『行政村』を考察するに際して『定着』という視点から考察することの意義が、どういう点にあるのかを、もっと明らかにしていただきたかった。」(『法制史研究』第38号, 1988年, 273~274頁)。このように中山氏の批判は、「人民に対する抑圧と収奪の末端行政機関」が定着するなどということが果たしてありうるのだろうか、と問うものであった。

これに対する大石氏の反論。「行政村が官僚的地方統治と地域住民統合の両機能を実質的に媒介する基礎的公共機関として定着した時期を、各地域ごとに偏差はあるが、全国的には日露戦争後の地方改良事業=運動を通してであったとしたが、そのことは、私の見解では、地方自治制を媒介とする官僚的統治に連携する地方名望家支配体制が確立する時期（同時にそれが動搖を開始する時期）を意味している。」ところが、最近中山永之佑氏はこれを批判し、近代日本の地方名望家支配体制は「諸矛盾を内包しつつ、遂に安定、定着することなく、昭和18年（1943）の（市制）町村制改正において、制度としても、その解体の結末を迎えた」ことを、仮説として提起されているが、「『遂に安定、定着することなく』と言い切ってしまうのは、歴史認識の方法として問題があると言わざるをえない。」(『近代日本の地方自治』東京大学出版会, 1990年, 178頁)。

中山氏の再反論。「大石氏他の方々の御指摘を読む限りでは『定着』（『しっかりとつくこと、固着して容易に離れなくなること』新村出編『広辞苑』第三版、岩波書店、1987年）という表現を用いることは、私としては

適切でないようと考えられる。私自身、自説を改めることにやぶさかではないので、再度、御教示を願えれば幸甚である。」(『日本近代地方自治制と国家』弘文堂1999年、643~644頁)。

- (9) 山田公平『近代日本の国民国家と地方自治』(名古屋大学出版会、1991年)、490~191頁参照。
- (10) 竹内利美氏の村規約論については、第3章3.5と同註(10)、参照。
- (11) 村規約論争に対する、山中永之佑氏の側からの総決算ともいべき論文が、「日本近代地方自治制度史の研究方法に関する一試論—自然村と行政村という分析方法をめぐって—」(『阪大法学』第43巻2・3号、下巻、1993年)という表題で発表されている(『日本近代地方自治制と国家』弘文堂、1999年、所収)。この論文は、大石嘉一郎氏らが執筆した『近代日本の行政村』(日本経済評論社、1991年)を念頭において執筆されたものであるが、村落二重構造論そのものを否定する立場を前面に出している点が興味深い。すなわち、行政村と自然村という分析方法では「一体化・一元化」していた村落構造がとらえられないだけでなく、地主対小作という基本的階級関係を看過する危険性がある、というのが山中氏の批判であった。ただし、山中論文は、自然村と行政村の概念を使用している研究者として大石嘉一郎氏や中村正則氏らの名前を挙げているが、批判の対象を特定しているわけではない。その内容から判断して、それは古典的な意味での「行政村と自然村」という図式——ないしはその安易な踏襲——を批判し、いわば原則を再確認したものといえよう。
- (12) 大石嘉一郎『近代日本の地方自治』(東京大学出版会、1990年)、168頁。

4.8 小括

村落二重構造論の新展開 戦前戦中期においては自然村擁護論が主流であり、戦後改革期においては部落共同体解体論が主流であった。それでは、60年~70年代の村落二重構造論にはどのような特徴が見られたであろうか。荒削りながら、およそ次のようなことが言えるのではないだろうか。

第1に、部落共同体の封建的側面を過大に評価し、それを固定的にと

らえる「講座派的偏向」が反省された。行政村を絶対主義的天皇制機構の枠内で固定的にとらえる方法も反省された。第2に、村落二重構造の社会経済的基盤の研究が進み、村落を日本資本主義の全体構造の中で法則的に把握しようとする主流的理論が形成された。第3に、村落二重構造の動態的把握、つまり村落におけるブルジョア的発展＝民主的発展の契機を分析することの重要性が広く認識されるようになった。第4に、部落共同体内の人民のエネルギーが村落二重構造のあり方、さらには国家のあり方に及ぼす作用を正当に評価しなければならないとする、人民闘争史観の影響が強まった、等々。60年～70年代における主流ともいいうべき、これらの研究動向は、総じて＜第Ⅱ象限的発想＞の中から生まれたものと見ることができよう。

これに対するに、この時期には次のような研究動向も顕著であった。第1に、共同体ないしは自然村に対する再評価論が活発になった。第2に、国家の論理が村落を規制する側面だけでなく、村落の論理が国家を規制する側面を重視すべきだとする民衆史観が有力になった。第3に、村落二重構造の態様が様々な視点から研究され、その内容の多様性が明らかになった、等々。これらの研究は、進歩主義とくにマルクス主義の方法に対して批判的な＜第Ⅳ象限的発想＞の中から生まれたものといえよう。

このように、いうなれば＜第Ⅱ象限的発想＞と＜第Ⅳ象限的発想＞の対立を基軸にして、60年～70年代は推移したと見ることができるのであるが、ここで次のような変化が生じたことにも注意したい。それは、入会権・漁業権・水利権などの法律問題、あるいは神社統合・町村合併・部落会の法制化などの地方政策と密接に関係するものとして理論化されてきた村落二重構造論が、この時期に至り、それ自身独立した一つの歴史理論としての地位を獲得したという点である。すなわち、村落二重構造論が具体的な法律論や政策論から離れて、日本資本主義論や近代天皇制国家論を豊富化していくための学問的道具として精緻に理論化された

のが、この時期の大きな特徴であり、収穫であったといえようか。しかし、このことは他面、村落二重構造論の法律離れ、政策離れを意味するわけで、戦前戦中期や戦後改革期の研究において鮮明であった法学的・法社会学的方法(二元論的把握)の鋭さは、やや影を潜めた観がある。70年代を境にして、「近代法と生ける法」のギャップに着目し、近代日本の現実を当為・規範・理念の側から觀察し批判していこうとする視点が弱くなつたからである。⁽¹⁾

地域公共関係論の対立 60年～70年代においては、村落二重構造論に上のような特徴が見られるようになったわけであるが、その背景にはいかなる理論状況が存在したであろうか。

概括的に述べるならば、一方において「単なる地方自治論ではなく自治体改革論」が重要な争点になったという側面⁽²⁾、他方において「経済成長ではなく人間尊重」が強調されるようになったという側面が重要ではないだろうか。当時における議論を振り返って見ると、先進国革命論・先進的民主主義論の創造的発展を目指していたマルクス主義者にかぎらず、羽仁五郎・篠原一・松下圭一氏など、当時における先端理論の提唱者は、いずれも地方自治を国政革新の重要な一環として位置づけ、その視点から地方公共関係のあるべき姿を模索中であったように見える。他方、この時期においては、「経済成長主義ではなく人間尊重を」と言うにとどまらず、「国家単位ではなくて地域単位を」「エリートではなく地域の人たちを」といった形で、近代のパラダイムを転換しようとする内発的発展論の視点からする地域公共関係像が提起されつつあった。1960年以前においては、農村の封建性が批判の対象になり、その解体による個の自立を説く理論が盛んであった。しかし、60年～70年代においては逆に過去のムラに存在した連帶を再評価し、現代における人間疎外の状況を克服していこうとする理論が求められるようになったからである。

自治体改革論の側から発せられた地域公共関係論と、内発的発展論の側から発せられた地域公共関係論とは、当時のイデオロギー状況下にお

いて対立関係にあった。⁽³⁾しかし、その志向するところがどちらも非権力・非資本の中間媒介領域たる地域公共関係の創造にあったことは、今日から見て明白ではないだろうか。

(1) こうした傾向はすでに50年代後半から現われていた。千葉正士氏は、西川善介・森住伍郎・住谷一彦・後藤和夫・神谷力氏らの村落研究を評して、「より経済学的、より社会学的、より歴史学的、より政治学的になりつつあり、それによって成果をあげつつある。しかし、それと同時に、それはまた法社会学としての特徴がなければならない。この両面を理論化・体系化することが、その今後の課題である」(『法社会学と村落構造』日本評論社、1956年、66頁)と述べている。他方、千葉氏は、大塚久雄氏の共同体の基礎理論や、近藤康男氏の農山漁村の階層分析、古島敏雄氏の近世入会研究に対しては、「共同体における法を問題にして分析をほどこしており、故に、そのまま法社会学的な研究といいうるものである」(同65頁)との評価を与えている。

(2) 島恭彦氏によれば、60年～70年代においては、単なる地方自治論ではなく自治体改革論が重要な争点になった。すなわち、この時期においては地方自治の概念を「基本的人権を擁護する地域民主主義運動から民主的な制度や自治的な組織までをふくむはば広い概念」として理解することが共通認識になり、次のような点が議論された。(1)これまで国家機関の下部組織とされてきた自治体の民主的側面をいかに活用するかという問題。(2)高度経済成長によって破壊された地域生活の均衡回復を目指す住民の組織づくりをいかに進めていくかという問題。(3)国政革新の展望のなかで自治体改革をいかに位置づけるかという問題、等々。これはマルクス主義の側から見た論点整理であるが、そこには当時においていかなる地域公共関係が求められていたかが示されているとえよう。大衆社会といわれる時代において地域の住民を組織し、民主的改革を目指すなどということが果たして可能であるか。国民国家・官僚制度・議会制民主主義・行政の広域化・地域社会の変貌など、いずれの角度から見ても、地方自治は近現代史の展開にともない衰退過程をたどらざるをえないのではないか——。島恭彦氏によれば、こうした広く流布している通説ないしは俗説を克服していくことが学界にも求められ、地方自治の役割を過小評価する歴史認識——たとえば地方自治を封建的なものと見る理論や、国家の行財政制度の枠内にあると見る理論——をいかに批判していくかが、60年～70年代の課題であつ

た（島恭彦「現代自治体論の潮流と課題」、『現代と思想』第19号、青木書店、1975年、参照）。

- (3) 芝田進午編著『現代日本のラディカリズム』（青木書店、1970年）、参照。同書は民主集中制を擁護する立場から、たとえば「官僚制組織に対する小集団の強調」あるいは「中央集権制を小単小単位の自治におきかえる主張」を、ユートピア的であると批判している（同250頁、河村望執筆）。

第5章 近年の研究動向

5.1 市民主義的発想への転換

市民意識の成熟 1960年代の後半から約15年間つづいた革新自治体の時代は、戦後地方自治の第二の転換期を意味していた。しかし、住民運動を基礎に「草の根保守主義」（宮本憲一）を搖るがせた革新自治体の時代も、1974（昭和49）年の石油ショックに始まる不況の過程で退潮し、70年代末には終焉をつげることになる。そして、その後は都市経営論や民間活力論などを中心とした実務型の地方行政財政体制が整えられて、今日に至っている。規制緩和や効率化など、いわゆる市場の論理が前面に出るようになったのが現代の特徴である。

こうしたなか、革新自治体時代の反省の一つとして、住民参加の未成熟ということが言われるようになった。陳情型あるいは激突型の住民運動では、現代の体制を改革することができないとする反省である。権利は主張するが参加しないといった観念的な市民ではなく、自らコストを負担する政策提起型の市民が求められるようになったのである。⁽¹⁾ 自治体レベルにおける立法権（条例規則制定権）とならんで、国家が制定した法律の「自治解釈権」の問題が重要になりつつあるのも、近年の特徴である。⁽²⁾ 法律の制定と解釈を上級庁に一任しているかぎりは、住民に責任を負う地方自治を確立することができないし、「まちづくり」「むらづくり」

を実現することもできないとする、市民意識の成熟がそこに認められるといえよう。

以上のような変化は、戦後地方自治の第三の転換期たる市民主義的発想への転換(第Ⅰ象限志向)を予感させるものであるが、1980年以後の地方自治史研究にはどのような特徴が認められるであろうか。幾つか新しい傾向と思われるものを紹介しておこう。

石田雄理論の新展開 たとえば、戦後改革期において共同体再編利用論を提起した石田雄氏であるが、氏は近年、『自治』(三省堂、1998年)を出版し、従来あまり展開されていなかった新しい論点を提起している。すなわち、⁽³⁾「不可逆的な社会的変化」としての「社会の多元的集団化」を重視した、石田理論の新展開が注目されるのである。

ここで社会の多元的集団化とは、石田氏によれば、日露戦争後から大正デモクラシー期に台頭してくる各種機能集団の組織化のこと、具体的には農会・水利組合・耕地整理組合・商業会議所・同業組合・学術団体・研究会・大学・農民組合・労働組合・政党・民族団体など、自治の新しい基盤となる社会の多元化・機能化・連帶化が進むことを指す。これら各種機能集団の組織化とその自律化傾向に着目して近代日本の地方自治史を再点検しようとするならば、もはや従来のような村落二重構造論では不十分であろう。かつて石田氏自身がその理論化に努めた共同体再編利用論の枠内では、日露戦後から大正デモクラシー期に明確となってくる不可逆的な社会変化を十分に説明することができないからである。かくして、石田理論の新展開によれば、村落は二重構造ではなく、行政村と部落共同体の中間に各種機能集団が多層的に存在する多元構造ということになる。部落共同体の再編利用ではなく、不可逆的な社会的変化としての各種機能集団の多元的展開こそが、近代自治史上において決定的な役割を果たした、というのが石田理論の新機軸といえよう。

石田氏は、各種機能集団の多元的構造の上に結実した大正デモクラシー期の「自治公民」概念と、80年代に現われた「市民自治」概念との間に

は、共通性が存在すると述べている。与えられた自治（行政村）や、自然に治まる自治（部落共同体）ではなく、「自分で自分を治める」という他動詞としての自治（機能集団）を重んじる点において、両者には軌を一にした考え方⁽⁴⁾が認められるからである。石田氏の「社会の多元的集團化」を重視した理論は、「異なった価値の間の討論からより普遍的なものを見出していく過程を生み出す場」としての、「公共圏」を重視しようとする氏の課題意識につながっており⁽⁵⁾、そこには市民主義的発想がこれまで以上に明瞭といえよう。

宮本憲一理論の新展開 また宮本憲一氏も近年、従来の地方自治史研究のあり方を批判的に回顧して、従来の理論においては日本の後進性を過度に強調しすぎたきらいがあったと述べている。そして、明治地方自治制にはもちろん限界が存在したが、それが大正デモクラシーから戦後改革へと展開していくだけの民主的発展の契機を内包していたことも否定できないところであるとして、明治地方自治史研究の再検討を提言している。⁽⁶⁾

結論的に言うならば、「市場の欠陥」（個人の論理）と「政府の欠陥」（国家の論理）をともに克服するものとしての、「住民参加による地方自治」（市民の論理）を目指すこと、そしてそのためには農村や地方都市に起こっている内発的発展や、都市に芽生えているアメニティー型の市民運動を成熟させること、すなわち究極的には「個々人の自主性と共同性」を基盤とした地域の自治能力を高めていくこと⁽⁷⁾、それが宮本氏にとっての新しい戦略目標といえよう。

山崎丈夫の地縁組織論 宮本憲一氏と同様の市民主義的発想は、たとえば「コミュニティ論」「住民組織論」「地縁組織論」として今日脚光⁽⁸⁾を浴びている町内会・部落会の研究にも見られる。すなわち、歴史的存在としての町内会・部落会に、様々な問題点と限界があったことは否定できない。しかし、ただそのことを外在的に批判するだけでは、地域社会の主体形成という今日的課題には応えられないのではないか。戦前戦

中期の自然村擁護論と戦後改革期の部落共同体解体論を止揚するような、新しい視点を確立しなければならない——、とする地縁組織論が近年有力である。たとえば山崎丈夫氏は、

地域における住民生活は、一方で個別化がすすむ反面、ますます共同の生活諸条件に支えられていく面を強くもつてゐるが、そこにおける住民の共同性をいかに住民主体で形成・成熟させていくかが問われている。したがって、町内会・自治会の評価にあたって必要なことは、この組織の全面的否定でも肯定でもなく、その止揚である。これまでのこの組織が批判を受けるにいたる面を克服し、住民自治的側面を伸ばしていくための冷静な検討と目的意識的実践が必要である。⁽⁹⁾

と述べている。この山崎氏の見解を本稿の主題に引き付けて解釈するならば、①戦後改革期における通説的見解たる「ムラ＝前近代集団説」(進歩主義的発想)と、②戦前戦中期の通説的見解たる「ムラ＝特殊日本の集団説」(保守主義的発想)を止揚する理論、すなわち今日の地域社会において進行しつつある『個別化と共同性』の双方を視野に入れた新しい市民主義理論の探究が求められているということになろう。村落二重構造論に関する、<第Ⅰ象限志向>型の課題提起である。

本章では、以上のような市民意識の成熟と学界の新動向——市民主義的発想への転換——を念頭におきながら、近年の村落二重構造論を代表する山田公平『近代日本の国民国家と地方自治—比較史研究』(名古屋大学出版会、1991年)と、大石嘉一郎・西田美昭編著『近代日本の行政村—長野県埴科郡五加村の研究』(日本経済評論社、1991年)をとりあげてみたい。そして、日本史研究者の間に見られる研究の新展開についても一瞥しておこう。

- (1) 宮本憲一『地方自治の歴史と展望』(自治体研究社、1986年)、160~167頁参照。
- (2) 松下圭一『日本の自治・分権』(岩波書店、1996年)ほか、参照。

- (3) 石田雄『自治』(三省堂, 1998年), 34頁。
- (4) 同上, 54~58頁, 106~108頁, 114~119頁参照。
- (5) 石田雄『社会科学再考—敗戦から半世紀の同時代史一』(東京大学出版会, 1995年), 204頁参照。
- (6) 宮本, 前掲, 30~31頁参照。
- (7) 同上, 22~25頁, 175~186頁, 199~204頁参照。
- (8) 山崎丈夫『地域自治の住民組織論』(自治体研究社, 1996年), 同『地縁組織論』(自治体研究社, 1999年), 鳥越皓之『地域自治会の研究』(ミネルヴァ書房, 1994年), など参照。
- (9) 山崎, 前掲『地域自治の住民組織論』, 42頁。

5.2 地域公共関係論の視座

山田公平の比較史研究 山田公平『近代日本の国民国家と地方自治』(名古屋大学出版会, 1991年)は、比較史の観点から近代日本の地方自治の位相を明らかにした理論的著書である。高度に抽象化された体系的叙述を一部切り取った形で紹介するのは危険であるが、本稿の主題から見て興味深い点を抽出しておこう。第1は、行政村と自然村というシェーマが有する近代的性格の問題。第2は、行政村と自然村の歴史的連関構造(類型)の問題である。

第1の点。従来のとらえかたによれば、「自然村」や「行政村」という概念は特殊日本的——あるいはせいぜいのところ特殊アジア的——な実体を表わすものとして狭く解釈されがちであった。しかし山田氏は、行政村と自然村という現象を、特殊日本の問題とは考えていない。それは地域社会の資本主義的編成替え(近代化)の過程に現われるものであるから、原則として世界の近代史上どこにでも見られる普遍的現象である。そして、そこには積極的に評価すべき近代的特徴が認められるとされる。すなわち、山田氏によれば、近代においては伝統的地域社会の内部で一定程度に発達した地域公共関係が、国家によって統制を受ける

「自然村の行政村化」が進行するが、それは単純に官僚支配が地域に浸透し、一方的に抑圧するといったようなものではない。そこには、私的事項と公的事項の分離、およびそれに対応するものとしての「住民総会による自治」から「公選議会による自治」への転換、さらには公的性格が与えられた公法人たる自治体の設立など、近代に特有の現象に媒介された民主化の過程が同時並行的に進行する。自然村に代わって行政村が有力になり、その行政村の自治化・議会化・公共機能化が進むのが、近代の基本法則である。⁽¹⁾

第2の点。山田公平氏によれば、市場経済の発展と共同体の残存の度合いに応じて、行政村と自然村の歴史的連関構造には3類型が発生する。第I類型は、イギリス・アメリカ・フランス・ドイツなどの西欧先進国に見られる型である。自然村が解体して様々なアソシエーション（自発的結社）が出現し、それが自立した個人からなる住民コミュニティと公法人たる行政区市町村を媒介する点に特徴がある。この型は公的事項と私的事項の分化が明確な社会に現われる。西欧のコミュニティには、全員加盟制の包括的地縁組織は存在しない。この対極にあるのが帝政ロシア・中国・インドなどの後進国に見られる第II類型である。ここでは土地制度や宗教組織を基盤にした身分的・共同体的な自然村が強固に残存し、外国法の継受によって人為的に設定された行政村の発展を阻止する。すなわち、行政村の自治化・議会化・公共機能化がいたって未成熟であるがゆえに、近代行政村が容易には確立しないのである。これらに対して、日本の場合は第I類型と第II類型の中間に位置して、両者の特徴を並存させた第III類型（後進国の特殊型）を示す。行政区の自治化・議会化・公共機能化が一応進行する反面、部落有林野や祖先崇拜信仰などを物的・精神的な基盤にした身分的・共同体的な自然村が残存するというのが、この第III類型の特徴である。ここにおいては、個人を主体とした自発的結社が縦横に展開して、それが行政区と住民コミュニティを媒介するということはない。また自然村は残存するが、それが行政区の発展を阻害す

るほどの強固さをもっているわけでもない。第Ⅲ類型においては、解体されつつある自然村の中に各種の機能集団が結成されるけれども、それは共同体的関係を色濃くまとっているがゆえに、自発的結社としては成長しきれないものである。その結果、官製的な行政補助組織が随所で有力になり、それが行政村を補完するという関係が顕著になる、というのが山田氏の類型論の要点である。⁽²⁾

住民本位の公共性の確立 山田公平氏の村落二重構造論の一部を私なりに要約すれば、概略以上のようなようである。山田氏の比較史的視座に照らすとき、行政村と自然村というシェーマが有する一般的な意味（近代的性格）、そして日本においてとくにそれが重要な意味をもつ特殊な意味がよく理解できるのである。戦後改革期において進歩主義的発想が問題にした論点——近代的公法人の未成熟と部落共同体の弊害——と、戦前戦中期において保守主義的発想が問題にした論点——行政村の輸入模倣性と官製的機能集団の弊害——を、統一的に把握していくための視座（第Ⅰ象限志向）がそこに示唆されているといえよう。

マルクス主義をベースにした山田公平氏の比較史研究の目標ないしは到達点が、日本の地方自治の位相（普遍性と特殊性）を確認し、それとの関係でわが国における地域公共関係論＝市民的公共関係論を豊富化する理論の探究にあったことは、次の文章からも明らかである。山田氏は結論として、氏が目標とする「住民自治の自主的・自律的構造の創出と住民本位の公共性の確立」は、当該国における「地域的公共関係の制度化された構造の差異」、つまり一つには行政村と自然村の歴史的連関構造（類型）に規定されると述べている。⁽³⁾

日本の近代地方自治が、後進国の場合の特殊な型であり、その行政村と自然村の二重構造が、官治的・部落共同体的・「一村一家」的特質をもった地方自治をつくり出し、この特殊な構造をもった地方自治が天皇制国家の統一国家体制の政治的基礎構造となり、その近代化＝帝国主義政策の遂行を支える役割を果したことが、世界史的な基準によって示すことが出来るのである。

そればかりでなく、こうした検討をとおして、諸国における地域的公共関係の制度化された構造の差異に規定された変革の諸課題、すなわち住民自治の自主的・自律的構造の創出と住民本位の公共性の確立、それに媒介された民主的な国民的政治共同体構築の課題を、世界史的=同時代的関連のなかで展望する手がかりが与えられるであろう。⁽⁴⁾

大石嘉一郎の「二元構成論」批判 つぎに大石嘉一郎・西田美昭編著『近代日本の行政村』(日本経済評論社、1991年)であるが、この著書は今日的な研究課題を理論的・実証的に示すものとして貴重である。

大石嘉一郎氏はまず、近代行政村の研究意義と課題を設定するに際して、丸山真男・石田雄・藤田省三・大島太郎氏らの戦後改革期における研究視角の批判から始める。その要点は、従来の村落二重構造論が異質の原理による二元構成の上に成り立っていることへの批判、すなわち、もっぱらその異質の原理の対抗・癒着の展開として把握しようとする通説を突き崩すことにあった。伝統的なフレームワークである「行政村と自然村」の対立という図式に代えて、「国家状態と自然状態」(丸山真男)、「近代的・権力的性格と封建的・民衆的性格」(大島太郎)、「行政単位としての村と生活共同体としての村」(神谷力)、など様々なカテゴリーによる表現が試みられても、そこには共通の方法的弱点が存在すると大石氏は批判している。⁽⁵⁾ 戦前戦中はいうまでもなく、戦後改革期から60年～70年代にかけても見られた方法的弱点、つまり欠落していた問題意識とは何か。大石氏は次のように述べている。

行政村の「二重構造」を異質の原理による「二元構成」に置き換えて把握する視角が、「二元構成」の一方の原理である「自然村」自体がもっていた公共関係(共同体関係と分かち難く結びついた)の制度的・段階的な変化を明らかにできなかっただけでなく、他方の原理である「行政村」の公共機能が国家的・官僚的公共としてのみ把握され、「行政村」それ自体のうちにはらまれた自生的な地域公共関係の展開に対する分析を事実上放棄してきたことに、集約される。しかし、次項で確認するように、近代日本の行政村 [大

石氏は自然村を含む概念として使用している——引用者註] は、異なった二元的原理の対抗・癒着としてではなく、それ自体が自生的な地域公共関係を内包しつつ、天皇制国家の支配・統治の基礎単位として段階的变化をとげていったのであり、そこには「原理」自体の変容がみられた。⁽⁶⁾

大石氏によれば、要するに従来の村落二重構造論には三つの点で問題があった。第1に、天皇制国家の構造的特質（異質なものの二元構造）の解明に力点をおいているため、その体制の变化ないしは原理の変容・転換が積極的に明らかにされていないという点。第2に、日本のムラが近世以来もっていた公共的機能が無視されている点。第3に、行政村の枠内から生成してくる新しい公共関係を分析する視角が欠如している点である。ここには、従来の研究が「公私分離の過程から芽ばえてくる、共同体的関係と異なる村落の公共的関係、したがってまた行政村の内発的な公共的関係の生成を全く問題にせず、行政村の公共性はもっぱら国=官から与えられたもの（=官僚的行政）として理解している」ことへの、方法的批判が示されている。

「官=公」「民=私」という二元論に立って、行政村の公共性をもっぱら「国家的公共」として理解する方法は、そうした図式を押し付けようとした明治官僚の意図を無批判に理論化したものにほかならない。自由民権運動や町村合併反対運動の中に芽生えつつあった、「近代市民的公共性」や「自治的公共関係」を理論化することが忘れられてはならない。また町村制の実施によって行政村の官僚的公共化が市民的公共性を圧倒するようになった後にも、とくに大正デモクラシー期から農山漁村経済更生運動期にかけて、さらに戦時体制下のファシズム期においても、「市民的公共化の動きは脈々と生きつづけ、戦後への展望をはらんでいた」ことを積極的に理論化しなければならない⁽⁷⁾——。これが大石嘉一郎氏の新しい問題提起であった。

公共性の構造転換の論理 こうした新しい問題提起を念頭において大石氏の著書を再読してみると、戦後改革期・自治体改革期・市民意識成

熟期の長きにわたって、マルクス主義の創造的発展という観点から村落二重構造の動態的把握に関心を抱き、つねに斬新な問題提起を続けてきた大石氏が、次のように述べている点が筆者には興味深く思われる。

問題意識の次元で言えば、われわれの関心は、近代日本の基底に「権力の根拠を問う姿勢」の欠如や「自主独立の人間の主体的な集団形成を許さなかった」条件を実証することにあったのではなく、いったんは公権的に国家的公共として制度化され近代化された行政村の歴史的展開の中に、それをくぐりぬけて新たな地域的公共関係が成長する「公共性の構造転換」の論理を探り出そうということにあったのである。⁽⁹⁾

この文章中には、村落二重構造の存在とその巧妙な操作によって住民がいかに抑圧されたかと問うのではなく、むしろ、こうした事実にもかかわらず「それをくぐりぬけて新たな地域的公共関係」がいかに成長していくかを問題にしなければならないとする、大石氏の問題意識が明快に表現されている。戦前戦中期における自然村評価論（戒能通孝氏ら）と戦後改革期における近代的公法人評価論（渡辺洋三氏ら）の理論的統一、あるいは村規約論争における「自然村→行政村→国家」のベクトル（神谷力氏ら）と「国家→行政村→部落共同体」のベクトル（山中永之佑氏ら）の理論的統一を重視してきた大石氏の問題意識が、実はどこにあったかが提示されているといえよう。

自然村をその内に含むところの行政村を「地域的公共関係の公権的制度化の基礎単位」としてとらえ、そこにおける「公共性の構造転換の論理」を分析しようとする大石氏の課題設定は、1980年代以後に顕著となつた市民意識の成熟、市民社会の成長と無関係ではないであろう。すなわち、現代は国家の論理（官僚）と個人の論理（資本）を超えて、ネットワーク型の組織形態（分権型）を有する文化団体・消費者団体・環境保護団体・人権擁護団体などの市民団体（NPO・NGO）の活動が活発化しているが、こうした動きと大石理論の新展開との間には——石田雄・宮本憲

一・山田公平氏の場合と同様——通底した関係が認められるのではないだろうか。

行政村の段階的变化 大石嘉一郎・西田美昭氏のもと、筒井正夫・大門正克・田崎宣義・土方苑子・大島栄子・金澤史男・安田浩・栗原るみ・林宥一氏らの共同研究によって明らかにされた「行政村の段階的变化」の骨子は、次のようなものである。

(1)創設期(町村制施行～日清戦争まで)。行財政における部落割拠主義と政治過程における部落対立など、旧村の自立性が根強く残存していたため、行政村が自らの公共性を獲得していない時期。(2)定着期(明治44年町村制改正まで)。教育・土木・勧業・衛生・兵事などの国家的行政課題の遂行を通して、部落間の協調・連携が進み、村民の間に「行政村的公共性」が定着した時期。ただし、水利・入会関係においては部落の独自性が依然存続した。(3)変容期(昭和恐慌まで)。部落内に個別的機能団体が組織され、部落の包括的自治機能が分化したことによって、自然村の行政村化が一層進行した時期。と同時に、教育費国庫補助要求運動などにおいて町村の横断的連合が進み、行政村の自治的公共性が高まった時期。(4)再編期(日中戦争まで)。小作争議勢力が部落を越えて成長。部落内の自治的な階級協調システム(部落間協定)が解体し、行政村を横断する機能集団の行政補助機関化が進行した時期。(5)戦時統制期(敗戦まで)。挙村体制の推進により部落の共同体的自治が行政村に包摂され、村役場の機能と機構が肥大化した時期。かつて階級闘争を推進した者が部落常会の役員に進出し、部落常会が戦時行政の基礎細胞へと変質した。

以上、要するに明治地方自治制下においては、①部落自治の後退②行政補助組織の拡大③大衆政治の進展④官僚統制の強化などが見られたわけであるが、こうした過程を通じて「行政村を基礎単位とする地域的公共関係」が確実に形成され、定着していった、というのが大石嘉一郎氏らの結論である。村落二重構造を「異質の原理による二元構造」として把握することには批判を加えながらも、自然村と行政村の相対的独自性

を認めつつ——したがって両者の緊張関係を分析する視角を弱めることなく——、「自然村の行政村化」と「行政村の自然村化」を統一的にとらえようとしているところが、大石氏らの方法論の特徴といえようか。大石氏は、「国家行政の媒体としてのみ位置づけられて出発した行政村は、右の軌跡を経て、自らの地域的公共性を全村民の名において自己主張しうる条件を成熟せしめたのである。これが行政村の戦後改革期の到達点であった」と述べている。⁽¹⁰⁾

大石嘉一郎氏らの共同研究が、<第Ⅰ象限を志向>していることは疑いないところといえよう。

- (1) 山田公平『近代日本の国民国家と地方自治』(名古屋大学出版会, 1991年), 47~58頁参照。
- (2) 同上, 138~146頁参照。
- (3) 山田公平・宮本憲一氏らは、「市民」「市民自治」ではなく、「住民」「住民自治」という概念を使用している。「市民」と「住民」の間には微妙なニュアンスの違いが認められるようにも思うが、本稿ではほぼ同じ概念として理解しておきたい。
- (4) 山田, 前掲, 146頁。
- (5) 大石嘉一郎・西田美昭編著『近代日本の行政村』(日本経済評論社, 1991年), 740~741頁参照。
- (6) 同上。
- (7) 同上, 8頁。
- (8) 同上, 参照。
- (9) 同上, 741頁。
- (10) 同上, 762頁。

5.3 近代史研究の新展開

地域公共関係論への関心 <地縁組織としてのムラの共同性>の再発見や、<公法人としての行政村の近代性>の再認識などを通じて、地域

公共関係論の豊富化に寄与しているという点では、日本史研究者の個別研究を忘れることがない。

その好例は、伊藤好一・田島昇・奥村弘・茂木陽一・鈴木英一氏らの大区小区制下におけるムラ研究であろう。これらの研究は、大島太郎・大島美津子・大石嘉一郎氏らの通説を批判しつつ、大区小区制の実施により旧来の幕藩体制下のムラが否定されたというのは誤りであると主張するものであるが、そこには維新政府といえども従来のくムラの共同性>には手を着けることができなかったとする共通認識に認められる。すなわち、法制度の陰に隠れている非国家的側面（地域公共関係）を発掘しようとする問題意識が出発点となって、長年にわたる通説が覆ったという事実が重要である。とりわけ、上記通説の提唱者である福島正夫氏を批判して、山中永之佑・大島美津子氏らの大区小区制説を軌道修正させたのが、⁽¹⁾ 地域公共関係論に強い関心を示す論文によって学界にデビューした奥村弘氏であったという事実は、注目されてよいであろう。奥村氏の通説批判は、大石嘉一郎・中村正則氏らの寄生地主制を媒介にした村落二重構造論を批判しながら、具体的に「地域的公共性」を歴史の中に探ろうとする視座から生まれたものである。⁽²⁾

高久嶺之介の地域社会研究 地域公共関係論の豊富化に寄与した好例として、高久嶺之介『近代日本の地域社会と名望家』(柏書房、1997年)も逸することができない。安易な概念化に反対する高久論文の中には、「地域公共関係」という言葉は一度も登場しない。しかし、高久氏がムラの共同性と行政村の近代性を再評価する<第Ⅰ象限志向>の視点から、地域公共関係論の豊富化に関心を抱いていることは疑いないところである。高久氏は国家権力の統合作用のみを重視する方法を批判して、「日本の近代地域史を、国家による『統合』の進行過程のみで把握することは、地域で行政や政治に携わった人びとの主体的活動を無視することになる。主観的にいえば、これでは地域史が味気なくなるだけでなく、日本近代が味気なくなる」と述べ、⁽³⁾ 地域から国家を見ることの重要性をく

りかえし指摘している。そして、官僚支配史觀と人民鬭争史觀の中間に第三の視座、すなわち地方名望家研究を設定して、躍動感あふれる地域社会の能動性を実証的に追求している。そうした視角から生まれたのが、滋賀県神崎郡金堂村を事例にしたムラの行政運営システムの研究(自然村の研究)と、愛媛県周桑郡壬生川町を事例にした大正期の名誉職町村長の研究(行政村の研究)であるが、そこには中間媒介領域を開拓しつつ、共同体的なるものと近代的なるものを統一的に再評価しようとする新しい研究成果が認められる。⁽⁴⁾

飯塚一幸の漁村研究 飯塚一幸「日露戦後の地域秩序と組合法」(『日本史研究』379号、1994年)も、地域公共関係論を念頭に置いた歴史研究として貴重である。同論文は、戦後改革期における潮見俊隆氏の漁業組合の研究とは対照的な理論展開になっている。すなわち、第1に、明治期に制定された漁業法には市民法的原理たる形式的平等性を保証する規定が存したとして、その近代性を評価している。第2に、まさにそうであったがゆえに、同法はムラの連帶性を求める零細漁民の権利闘争を助け、旧来の身分階層秩序——「役儀」と呼ばれる漁株所有者(本百姓)と無株者(水呑)の身分的差別——を解体させて、区有財産としての漁業権の平等化に道を拓くものであったとしている。⁽⁵⁾ 近代法の産物たる漁業組合が有した近代性を評価しようとする飯塚氏の研究は、井ヶ田良治氏の奈良県吉野郡中庄村櫻尾の反公事家闘争研究(本稿203頁)から導き出された村落二重構造論と一致する点があり、興味深い。⁽⁶⁾

川田稔の柳田国男研究 高久氏や飯塚氏とは守備範囲が異なるが、近年の研究動向を示すものとして、川田稔氏の柳田国男研究は出色である。

自然村を高く評価していた柳田民俗学のねらいは何であったか。川田稔『柳田国男の思想史的研究』(未来社、1985年)によれば、次の3点が重要である。第1に、階級対立の調和。柳田は、地主中心の産業組合と小作中心の農民組合のあり方を批判し、全農民の「組合的結合」をはかるためには古来の共同団体たる自然村の精神を再評価しなければならな

いとしていた。⁽⁷⁾ 第2に、地域公共関係の形成。柳田は、地方から政争の弊害を除去するためには、いまだ共同意識が定着していない行政村の中に、自然村の同胞意識を活かした「公共団体の意識」を創出しなければならないとしていた。⁽⁸⁾ 第3に、自律的規範の創造。柳田は、官僚が作成した規範や近代法の理念に依拠するのではなく、農民が自らの力によって自然村の消極的側面、つまり排他的閉鎖性や個の脆弱性などを克服しつつ、様々な集団レベルでの新しい倫理規範・価値意識を創造していくかなければならないとしていた。⁽⁹⁾

要するに、一方において行政村や行政補助組織の中に浸透してくる国家の論理に反対し、他方において政争や階級対立を通して顕らわになってくる地主の論理——その背景には資本の論理が存在する——に反対する。そして、強い個人を構成単位とする開かれた中間媒介領域を開拓し、新しい地域公共関係を創造すること、それが柳田民俗学の自然村思想のエッセンスであったといえようか。このように、川田氏の分析を通して柳田民俗学の深奥にせまってみるならば、柳田が描く自然村の理想——規範としての自然村——と今日われわれが主題にしている市民社会の理想——規範としての市民社会——との間には、そう大きな隔絶があるとも思えなくなってくるのである。⁽¹⁰⁾ 近年における柳田国男の再評価ないしは自然村再評価と、市民社会論・市民的公共関係論との接点を知るうえにおいて、川田稔氏の研究からは学ぶべき点が多い。

(1) 大島美津子『明治国家と地域社会』(岩波書店, 1994年), 79~81頁参照。

(2) 奥村弘「三新法体制の歴史的位置」, 『日本史研究』(290号, 1986年), 同「近代日本形成期の地域構造」『日本史研究』(295号, 1987年), など参照。藤田省三氏の二重構造論を批判的に検討しつつ、地域公共関係論の豊富化を目指す研究としては、住友陽文「近代地方自治制確立期の地方行政」, 『日本史研究』(368号, 1993年), 参照。

(3) 高久嶺之介『近代日本の地域社会と名望家』(柏書房, 1997年), 9~10頁。

- (4) なお、本稿の主題からは少しそれるが、今西一『近代日本の差別と村落』(雄山閣出版、1993年)は、村落二重構造の存在が被差別部落を温存する機能を果たしたと指摘している(同22~23頁参照)。
- (5) 飯塚一幸「日露戦後の地域秩序と組合法」,『日本史研究』379号, 1994年, 137頁参照。
- (6) この飯塚論文は日本史研究大会で報告されたものであるが、そのときに筆者は次のようにコメントした。「従来の通説的見解(潮見俊隆説を指す—引用者註)と飯塚氏の主張との間には大きなずれというよりも真っ向から対立する点がうかがわれるのであるが、こうした違いはなぜ生じたのであろうか。規範を対象にする法学と、事実を対象にする歴史学の学問的性格の違いに起因しているのであろうか。それとも、半封建性の克服が課題となつた戦後改革期と、もはやそれではすまされない90年代という時代的背景の違いに起因しているのであろうか。検討を要する問題であるが、思えばそうしたズレが発生するところが研究のおもしろいところではないだろうか。法学の分野において当然のことと考えられていることが、歴史学の分野では当然のこととされない。あるいはまた、歴史学の分野では論争になることが法学の分野では話題にもならないということは、よく起こりうることである。同様のズレは、世代間においても見られるであろう。たとえば、かつてはあれほどまでにこだわった日本社会の前近代性ということも、今ではあまり問題にはならないがごとく、時代とともに、近代ないしは近代法(市民法)の位置付けに関する議論にも変化が生じるのはむしろ当然のことである。」(石川一三夫「飯塚報告が提起している問題」,『日本史研究』379号, 1994年, 140頁)。
- (7) 川田稔『柳田国男の思想的史研究』(未来社, 1985年), 181~183頁参照。
- (8) 同上, 233~236頁参照。
- (9) 同上, 315~325頁参照。
- (10) 「市民社会」も「自然村」も抽象度の高い概念であるが、まさにそれゆえに、両者ともに事実概念であるよりも、むしろ規範概念としての性格が強いように思われる。そして、こうした理解のうえに立つとき、市民社会を「非国家的・非資本家的な結合関係」として把握するハーバーマスらの視点と、自然村を「非国家的・非地主的な結合関係」として把握する自然村擁護論者の視点との間には、理念的に通底したところが認められないであろうか。前者の市民社会観念は資本制の中にあって、後者の自然村観念は地主制の中にあって、それぞれ支配体制の不合理性を批判するイデオロギー(新秩序の形成を目指す規範)としての役割を期待されている/いたからである。市民社会の概念の規範性については、星野英一『民法のすす

め』(岩波書店, 1998年), 115~121頁参照。

5.4 ムラの共同性の再発見

白川部達夫『近世の百姓世界』 本稿のテーマから大きく逸脱しない範囲で, 江戸時代の村落研究の新展開——ムラの共同性の再評価——を一瞥しておこう。筆者にとっては, たとえば白川部達夫『近世の百姓世界』(吉川弘文館, 1999年)と渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』(東京大学出版会, 1994年)が興味深い。

白川部達夫氏の研究が有する意義は, 高度成長による村落共同体の解体と大衆化社会の発展によって分子化され, 柔らかい管理社会の下に置かれている現代人の眼から見た, 近世村落像の再構成という点にある。すなわち, 白川部氏は「私たちが, 今日を生きるよりどころとして, 共同性の回復を真にもとめるならば, 自ら生まってきた世界の達成と限界, その残した遺産を自己点検することなしには, すすむことができない」⁽¹⁾と述べている。白川部氏は, このように現代的課題としての「共同性の回復」ということをキータームにして, 江戸時代の村に広く存在した「質地請戻し慣行」「頼み証文」「訴状に見える非難文言」などを研究し, 百姓世界における公共性の観念にせまっている。

様々に議論されていることの中から, とくに本稿の主題との関連で筆者の印象に残ったのは, 白川部氏が, 「質地請戻し慣行」をはじめとする村の慣行・規約の中に貫徹している「ムラの共同性」を, 否定的には解釈していないという点であった。質地契約により流地になった土地を, 「元の所持主の村に返せ」「村の土地は村のものだ」などという要求は, 近代法の精神からすれば奇妙なことになるが, それを「前近代的法意識」であるとか「日本人の法意識」などと決めつけずに, 「人と人の関係」が重んじられた近世百姓世界の共同性と自律性の一表現と見ているところ

ろが、白川部論文の斬新さといえよう。近世の村には、幕藩法によっても支配し切れない村法・郷例などの生ける法が広汎に存在していた、としている点が重要である。⁽²⁾

渡辺尚志の村落共同体研究 近世における〈地縁組織としてのムラの共同性〉を重視しようとする研究視角は、渡辺尚志氏の前掲書・第2編「土地と村落共同体」の中にも見受けられる。渡辺氏の研究は、1970年代以降の村落共同体論は全体として「共同体のもつ多様な側面、機能に注目しつつ、共同体の存在を肯定的に捉えてきたように思われる」として、その視点を継承しながら、従来の研究が曖昧にしてきた村落共同体の本質的契機、つまり耕地の所持形態に見られた共同性——間接的共同所持と形式的平等性——を実証し理論化しようとしたものである。渡辺氏はまず、中村吉治・島田隆・木村礎・古島敏雄・深谷克己氏らの研究を批判的に継承しながら、「割地制」「質地請戻し慣行」「他村への土地移動の防止」「村借」「村追放」などに着目し、入会林野・秣場・村持地に対する直接的共同所持とはまた別個の所持形態たる「間接的共同所持」の広汎な存在を指摘している。⁽³⁾ついで渡辺氏は、大塚久雄・住谷一彦・川島武宣・筒井迪夫・松田之利・北條浩・原田敏丸・高収実・菊地利夫・木村礎・佐々木潤之介氏らの研究を批判的に継承しながら、「自然災害時の耕地配分」「山割制度」「新田開発」「村持地」などに着目し、近世の村における「形式的平等性」の存在を指摘している。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

間接的共同所持と形式的平等性の広汎な存在を指摘する渡辺氏の研究から、私たちが改めて学ぶことができる点は何か。それは総体としての小百姓経営の維持、つまり一部の者による耕地の集積——地主的土地位所有の無制限な発展——を阻止するメカニズムが近世村落には生きていたという事実であろう。「惣百姓の合意」(村の共同性=公共性)を優先しようとするムラの知恵は、村法、村寄合での決定、村役人・村惣代・百姓惣代の連判状などの中に表現されているが、そうした村法や連判状が作成されるようになった背景には、小百姓の経営的自立の進行にともなう

村政上の発言権増大という近世村落の重要な特徴が存在した⁽⁶⁾、と渡辺尚志氏は述べている。

コモンズ研究 日本史研究とは学問分野が大きく異なるが、ここで「社会的共通資本の理論」の中から、コモンズ研究の一端に触れておこう。宇沢弘文・茂木愛一郎編『社会的共通資本—コモンズと都市』(東京大学出版会、1994年) 所収、杉原弘恭「日本のコモンズ『入会』」が興味深い論点を提起している。

杉原論文の斬新さは、第1に、山野河海など総ての自然資源を人類の希少な社会的共通資本としてとらえようとしている点に認められる。すなわち、その最適な配分、持続可能 sustainableな利用はいかにして可能であるかという巨視的な観点から、ムラの入会を再評価しようとしている点が杉原論文の新しさである。第2に、したがって、そこにおいては入会の封建的性格や日本的特殊性を論じようとする発想は見られない。杉原論文の視野は近世とか近代といった時代的限定を超えて通時的であり、かつコモンズの比較研究を介して地球規模的でさえある。第3に、近代的所有権の導入によってもたらされる自由な法律関係、自由な市場関係に対しては終始批判的である、という点が注目される。近代的所有権は、人類の希少な社会共通資本たる山野河海などの自然資源を破壊し、生態系を分断する機能を果たす、というのが杉原論文の立脚点といえよう。第4に、かくして、入会の主体たるムラの共同性——団体的につながりのある個人、仲間という環境に囲い込まれた個人⁽⁷⁾——を否定するのではなく、それをとりわけ高く再評価しているところにも杉原論文の新しさが認められる。杉原氏は、入会集団の優れた特徴として、「機会主義的行動・フリーライダー的行動へのインセンティブ」に曝らされることがないという点を強調している。すなわち、相互扶助と互酬性の存在、長期的利益指向の存在、価値観・モラル・イデオロギーの共有、妥当な制裁の存在などが、入会集団の優れた特徴であったとされているのである。⁽⁸⁾

このように、<地縁組織としてのムラの共同性>を再評価しようとい

うのが杉原論文の主旨であるが、そこには白川部達夫・渡辺尚志氏らの村落研究に一脈相通する課題意識が認められるであろう。いやそれにとどまらず、それは第4章で紹介した熊谷開作・神谷力氏らの法史学研究や鶴見和子氏らの内発的発展論、さらには第2章で紹介した小野武夫・戒能通孝・柳田国男・南方熊楠氏らの自然村擁護論などにも発想様式としては接続している、⁽⁹⁾ というのが筆者の理解である。

- (1) 白川部達夫『近世の百姓世界』(吉川弘文館, 1999年), 8~9頁。
- (2) 同上, 26~29頁参照。
- (3) 渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』(東京大学出版会, 1994年), 167頁。
- (4) 同上, 168~175頁参照。
- (5) 同上, 175~183頁参照。
- (6) 同上, 174頁参照。
- (7) 杉原弘恭「日本のコモンズ『入会』」, 宇沢弘文・茂木愛一郎編『社会的共通資本』(東京大学出版会, 1994年), 120頁参照。
- (8) 同上, 121頁参照。
- (9) 社会的共通資本の理論は、「社会主义か資本主義か」といった問題意識を超えた次元、つまり「官僚的基準」か「市場的基準」かといった発想を超えた制度主義 Institutionalism の立場に立つ理論である(宇沢弘文『社会的共通資本』岩波書店, 2000年, 12~43頁参照)。この制度主義は、「一つの普遍的な、統一された原理から論理的に演繹されたものではなく、それぞれの国ないしは地域のもつ倫理的、社会的、文化的、そして自然的な諸条件」(同20頁)を重視している点において、玉野井芳郎『地域分権の思想』(東洋経済新報社, 1977年)に接続している。また、鶴見和子氏らの内発的発展論にも接続する面がある。

5.5 小括

近年の傾向 現在進行形である近年の研究動向を要約することは容易でないが、本稿の主題との関係でいえば、次の諸点が重要ではないだろ

うか。思いつくままに列記しておこう。

第1に、地域公共関係論の必要ということが様々な分野で頻繁に論じられるようになり、それとの関連で地域史研究や地方自治史研究があらためて活発になってきたという点。第2に、いわば啓蒙主義的に過去を全面的に否定するのではなく、過去の経験、たとえば大正デモクラシー期や江戸時代の経験などから現代の指針を学び取ろうとする方法が重んじられるようになったという点。第3に、〈地縁組織としてのムラの共同性〉に着目した視点からの歴史研究が蓄積されているという点。すなわち、国家の論理と個人の論理の間に、中間集団の論理（公共）を設定した研究が近年とくに盛んである。第4に、これも中間集団の論理に關係するが、各種機能集団の多元的展開に着目する研究も、近年重視されているといえようか。第5に、近代の意義を高く評価しながらも、その相対性を明らかにしようとする研究、あるいは近代国民国家を相対化しようとする研究が進められるようになったという点。地域における問題を総て国家権力をめぐる問題に収斂させていこうとする、いわゆる中央政治史観は近年反省されたかに見える。第6に、理論のための理論ではなく、「中央にお伺いをたてて事を進める明治以来の行政のやり方に、静かな革命が起き始めている」⁽¹⁾といわれる近年の時代状況をふまえつつ、まちづくり・むらおこし・条例づくり・自治会活動の活性化など、堅実な実践課題を念頭においた研究が志向されるようになったという点。第7に、そうしたことの結果として、保守主義的発想と進歩主義的発想（近代主義・マルクス主義）が架橋できないほどに対立する時代は一応終焉し、仮に「保守型市民主義」あるいは「進歩型市民主義」とでも称すべき〈第I象限志向〉が強まってきたという点。つまり、《個々人の主体性と共同性》をともに重視しようとする研究が志向されるようになったのが、近年の大きな特徴といえようか。第8に、かくして、自己の方法の不完全さを補ってくれるものに対しては常に開かれた関係に立つという、いわゆる「相関主義」の観点が今後とも有力になってくるのではな

いかという点⁽²⁾ 等々である。

研究史の必要 あらゆるものを私有財産に解体してしまったかに見える現代社会にも社会的共有部分、つまり現代的な意味での「共同体」が存在するのであって、それらを市民の合意と参加によっていかに民主的に管理運営していくかが今日議論されているが、こうした議論の一端はまさに村落二重構造論の形成期において提起されたところのものであった。「自然環境との共生」「共同性の回復」「個を中心とした公共の創出」などと言えば、何か新しいことを議論しているかのようにも思えるが、その系譜と淵源は意外に古いという点に気づき始めたのも近年の一特徴⁽³⁾といえようか。

研究史の総括が、今日あらためて必要とされるゆえんである。

(1) 朝日新聞「社説」(1991年4月23日)。

(2) 「相関主義」については、マンハイム「イデオロギーとユートピア」、高橋徹『世界の名著 68 マンハイム オルテガ』(中央公論社、1979年), 196~199頁参照。ちなみに、マンハイムは「官僚主義」「歴史主義」「自由主義」「社会主義」「ファシズム」の5類型を抽出し、それらの発想様式の位相と相関関係を論じている。

(3) 晖峻淑子『豊かさとは何か』(岩波書店、1989年), 198頁ほか参照。暁峻氏は「現在、私たちは、私有財産制度のうえに、完全に個人として生きていると思いがちである。だから、自己責任とか、自立自助、契約の自由等については、当然のこととしてあやします、また個人として生きるうえにとくに支障はない」と考えている。〔改行一引用者註〕しかし、個人の自由が、じつは共同体的な土台によって支えられていることを、私たちは忘れてはならない。共同体的な土台を、自然環境にまでひろげて考えれば、その意味はいっそう明白になる」(同198頁)と述べて、水利や入会の制度に言及している。日本の農山漁村の封建性ないしは前近代性ということに、必要以上にこだわらずに、過去を客観的に研究することのできる地点に現在の私たちは立っているのではないだろうか。

第6章 総括と展望

6.1 研究史の総括

本稿では、戦前昭和期以後の研究史を4期に分けて概観した。

戦前戦中期 第1期は、村落二重構造に関する学説が形成された戦前戦中期。南方熊楠・柳田国男・鈴木栄太郎氏らの民俗学・社会学にひきづき、法史学と法社会学の分野でも「実在的総合人説」や「生活協同体説」など、ムラを評価しようとする研究が始まった。中田薰・末弘巖太郎・福島正夫・徳田良治・戒能通孝氏らがパイオニア的存在である。また小野武夫・藤田武夫氏らの村落二重構造に関する社会経済史研究も、この時期を代表するものとして注目に値する。戦前戦中期において「自然村擁護論」(第IV象限的発想)が主張された背景には、たとえば部落有林野に対する農民の権利をいかにして保護するかという実践的課題が存在した。そして、行政村の一方的な導入と展開が<地縁組織としてのムラの共同性>(中間媒介領域)を解体し、地域公共関係の自生的展開を阻害しているとの批判が、その背景に存在した。

戦後改革期 第2期は、農地改革の実施や部落会・町村会の廃止など、地域の民主化が実践的課題になり、「仮借なき反省批判」(川島武宜)が求められた戦後改革期。ムラを論じる視点が、肯定的なものから否定的なものへと転換した。すなわち、自然村擁護論に代わって「部落共同体解体論」ないしは「共同体再編利用論」(第III象限的発想)が学界の主流を占めるようになった。代表的な研究者としては、丸山真男・石田雄・大島太郎・阿利莫二・藤田省三・神島二郎・潮見俊隆・渡辺洋三氏らを数えることができよう。地主支配を基盤とする部落共同体は、近代的で民主的な地域公共関係を創出していくうえでの桎梏であるというのが、近代主義・マルクス主義に共通する課題意識であった。部落共同体を解体して各種の機能集団を組織化し、その延長線上において民主的な近代的

公法人や協同組合を結成していく——、これが戦後改革期の基本戦略であった。こうした新たな中間媒介領域を創り出していこうとする基本戦略のもと、村落二重構造に関する研究が従来以上に精力的に進められ、研究史上の一頂点が形成された。この時期には、部落共同体の役割を再評価しようとする蟻山政道・竹内利美氏らの部落共同体再評価論（第IV象限的発想）も存在したが、それらが戦後改革期の学界に広く受け入れられる条件は熟していなかった。

60年～70年代 第3期は、1960年から70年代にかけての高度成長にともなう地域変貌期。いわゆる「自治体改革論争」や「共同体再評価論争」が活発に行われ、近代主義とマルクス主義の間に乖離と対立が目立ち始めた時代である。第1に、日本農村の封建性を固定的にとらえようとする停滞性論が反省され、明治の官僚が設定した村落二重構造の枠組みを破って生成してくる民主的発展の契機を探ろうとする視座、つまり「動態的把握論」（第II象限的発想）が重視された。第2に、他方、近代主義やマルクス主義と一線を画する「共同体再評価論」（第IV象限的発想）の側からの問題提起が、論壇と学界において市民権を獲得し、村落構造研究の豊富化に重要な役割を果たすようになった。そして第3に、歴史学・政治学・法社会学などの方法を取り入れた近代法史学が登場し、村落二重構造の多様なあり方を解明しようとする研究が進められたという点も、特筆に値するであろう。第1の系列のものとしては大石嘉一郎・宮本憲一・河村望・大島美津子・宮地正人・海野福寿・渡辺隆喜氏ら、第2の系列のものとしては色川大吉・鶴見和子・橋川文三氏ら——批判者としては中野卓・岩本由輝氏ら——が注目される。そして、第3の研究分野に属するものとしては、熊谷開作・神谷力・山中永之佑・井ヶ田良治氏らの研究が代表的である。60年～70年代は、中間媒介領域たる地域公共関係のあり方をめぐる対立と論争の時代であった。

近年の研究動向 第4期は、1980年以後、近年の研究動向。自治体闘争を基調にした自治体改革論が退潮したあと、「市民自治」や「市民的

「公共」をめぐる議論が学界と論壇において脚光を浴びるようになった。村落二重構造論のレベルでいえば、第1に、前近代的・非民主的とされたムラの中にも、地主支配には還元しえない横の連帶関係（ムラの共同性＝公共性）が存在することが認識されるようになったこと、第2に、これまで官僚機構の末端装置として位置づけられてきた行政村の中にも、新しい地域公共関係が展開していくことが広く認められるようになったこと、が重要である。こうした村落二重構造論の新展開の背景には、現代日本において市民社会（中間媒介領域）をいかに形成・成熟させていくかという共通の課題意識が存在した。すなわち、《人間の自由というものは連帶する基盤があってこそはじめて可能なのではないか》とする発想、つまり＜第I象限志向＞が、より明確な形で提起されるようになったのが近年の特徴である。近年の研究動向をリードする研究者としては、60年～70年代にひきつづき石田雄・宮本憲一・大石嘉一郎・山田公平氏の名前をまず挙げなければならないが、その他にも、たとえば奥村弘・高久嶺之介・飯塚一幸・白川部達夫・渡辺尚志氏らの日本史研究者の業績が注目される。さらに、鶴見和子氏らに代表される内発的発展論の系譜、川田稔氏らに代表される柳田国男研究、杉原弘恭氏らに代表されるコモンズ研究なども逸することができないであろう。

全体的流れの図式化 これまでの叙述を締めくくる意味で、もういちど図に戻っておこう。図3は、村落二重構造論史の全体的流れを図式化したものである。もとより幾つかの留保条件を付したうえでのことであるが、第I象限には近年の「公共性の構造転換論」「内発的発展論」、第II象限には60年～70年代の「民主的契機発展論」、第III象限には戦後改革期の「共同体再編利用論」、第IV象限には戦前戦中期の「自然村擁護論」、が該当することを示している。

本稿の主題との関係で——したがって、きわめて限られた視点からではあるが——、研究史を巨視的に回顧するならば、第III象限が一切の基点になるのではないだろうか。この第III象限は、山縣有朋らの官僚主義

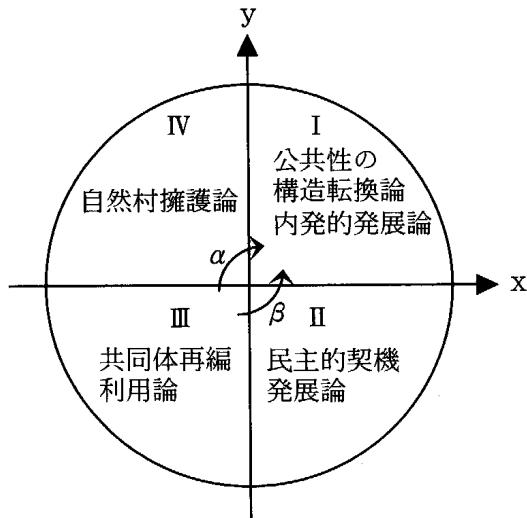
的発想が位置した象限であるが、そこはまた、大石嘉一郎氏が従来の共同体再編利用論などを評して「明治官僚の理念を、そのまま無批判的に理論化したものにはかならぬ」と述べていることが端的に示しているように、かつての通説的見解が位置する象限でもあった。かくして、山縣有朋らの官僚主義的発想だけではなく、かつての通説的見解が位置したこの第Ⅲ象限をいかに乗り超えていくかが、村落二重構造論の課題であったと見ることができよう。

村落二重構造論の原点たる南方熊楠・柳田国男らの発想を受け継ぐ保守主義の系譜は、第Ⅲ象限を克服すべく、第IV→第I象限のコース(α)をたどった。そして、村落二重構造論のもう一つの系譜たる進歩主義は、第Ⅲ象限を基点に、第II→第I象限のコース(β)をたどって、今日を迎えた、というのが本稿のごく粗いプロットである。もとより仮説の域を出ないが、本稿で述べてきたことは概略以上のようなことであった。

残された問題 図3を参照しながら、 β のコースに関して若干の留意点——それは今後に残された研究課題でもある——を例示しておこう。

一般に、マルクス主義は保守主義や自由主義に比べて、「中間集団の伝統的権利に対する関心が最も希薄である」とされる。しかし、少なくともわが国におけるマルクス主義は、日本資本主義の二重構造(半封建的資本主義)の解明に努力した戦前の講座派理論以来、農山漁村に対する学問的関心が強く、その限りにおいて——本稿が主題とするところの中間媒介領域の開拓とは発想の次元が異なるが——当初からイエやムラなどの中間集団を精力的に分析対象にしてきたこと疑う余地がない。そして、日本社会の半封建性を強調する講座派的理論が、ひとつには戦後

図3 村落二重構造論の系譜



改革期という「仮借なき反省」(川島武宜)が求められた激動の時代を追い風にして、その後の村落二重構造論史の方向に強い影響力を及ぼしてきたことも否定できないところであろう。そうしたことの結果、わが国における村落二重構造論史は、 α のコースよりも β のコースのほうがむしろ主流的となって、たとえば次のような諸特徴を示すことになったという点が注目されるのである。

第1に、戦後改革期における学問的気運は全体として第Ⅱ象限の中にあったと考えられる。しかし、とくに農山漁村に関しては、何事も封建的なものとしてトータルに否定する傾向が強かったため、その発想様式が第Ⅲ象限にとどまることになったという問題が存在する。農山漁村の近代化＝市民法化を目指した戦後改革期の法社会学が、その前近代性の過大評価のゆえに、のちに方法論上の反省をしなければならなかつたという事実が、その間の事情を物語っているであろう。第2に、村落二重構造論として論じられるべきことを、地主制論あるいは官僚制論に解消してしまう傾向が一部に見られたという問題も指摘しておきたい。もちろん、そこには経済史や政治史の研究分野が村落二重構造論を主導してきたという背景が存するわけであるが、社会学や法社会学・法史学などを含め、中間媒介領域の独自性を探求する視座が全体として弱かったのは事実である。第3に、総じて< x 軸プラス方向>の研究が手薄になつたという問題がある。<地縁組織としてのムラの共同性>に関しては α コースによる相当の研究蓄積があるが、<公法人としての行政村の近代性>に関する研究は、依然として未開拓のまま残されているといえよう。60年～70年代に見られた「民主的契機発展論」といえども——本稿においては一応これを<第Ⅱ象限的発想>として位置づけたが——、厳密にいえば、<公法人としての行政村の近代性>を高く評価した研究とは称しえないところが認められる。⁽⁵⁾ 第4に、経済的基礎過程を重視する一元論的把握のゆえに、当為・規範・理念の側から存在・事実・実態を批判しようとする視座が弱まる傾向が一部存在したのも、一つの問題であろ

う。「自然村の理念」を強調した戦前戦中期の視点、あるいは「市民法の理念」を強調した戦後改革期の視点が、農山漁村の解体が急速に進行した70年代を境にして、幾分曖昧になったという事実は否めないであろう。第5に、橋川文三・鶴見和子氏らが描き出しているような、共同労働と民間信仰に支えられた民俗の世界、つまり村落生活の核心部分に対する理論的関心が一般に乏しかった、という弱点も指摘されてよいであろう。この領域の研究を受け持ったのも、 α のコースをたどった村落二重構造論の保守主義的系譜であった。

以上、思いつくままに、図3の β コースに関連して若干の留意点を例示してみたが、いずれも中間発表の域を出ないものである。今後に残された研究課題は多いといえよう。

- (1) 山縣有朋らの官僚主義的発想が第Ⅲ象限に属することについては、第1章の註(7)，参照。
- (2) 大石嘉一郎・西田美昭編著『近代日本の行政村』(日本経済評論社，1991年)，8頁。
- (3) 講座派理論が第Ⅲ象限に位置することについては、第4章4.1の註(7)，参照。ただし、ここでは発想類型上の類似性を問題にしているのであって、講座派理論の理論的価値や政治的機能を問題にしていないことは断るまでもない。
- (4) 宮沢克=谷川昌幸訳/カール・ニスベット『保守主義—夢と現実—』(昭和堂，1990年)，33頁。
- (5) 第4章で井ヶ田良治氏の業績について述べたところで触れたように〔第4章4.6の註(14)，参照〕、学説史を振り返ると、<公法人としての行政村の近代性>を評価しようとする視点からの研究が総じて弱かったという点が指摘されなければならない。近代の町村は、単なる伝統や慣習の集積体でもなければ、また裸の力関係の事実的対抗に終始する場でもない。すぐれて近代的な、権利義務関係の主体としての地位を付与された——あるいは承認された——、公法人という形態を採らざるをえなかったところが、近代の近代たるゆえんである。一例を挙げるならば、事実として存在したムラの規約制定の慣行が「自主の権」(町村制第10条)として承認されたように、そしてそれをめぐる争いが生じた場合には、行政裁判所や司

法裁判所に提訴する権利が承認されたように、近代日本の町村がともかくも近代法によって媒介された存在になったことは疑いないところである。すなわち、単なる「国家権力からの自由」ではなく、「国家権力への参加」の契機を内在させているところに、〈公法人としての行政村の近代性〉が認められるのである。ところが、この点に対する研究は、動態的把握論あるいは民主的契機発展論と本稿が呼んだ系譜においても必ずしも十分ではなかった、としなければならない。本稿の図3において、第IV象限と第III象限のイメージは明確であるが、第II象限のイメージが今一つ明確でないという感があるが、それは筆者の分析力と描写力の不足という問題もさることながら、第II象限に該当する研究が有する一種の曖昧さに起因しているとも見ることができよう。この問題を掘り下げていけば、戦後改革期の研究に対する講座派理論の影響、つまり前近代性の過大評価という問題に逢着するかもしれないが、ともかくも〈x軸プラス志向〉が弱いという事実は注視されてよいであろう。

〈第II象限的発想〉の弱さ、つまり村落二重構造論の主流が〈x軸マイナス方向〉の第IV象限と第III象限に集中していたという点を、いかなる研究によって克服していくかが今後の課題となろう。〈地縁組織としてのムラの共同性〉とともに、〈公法人としての行政村の近代性〉を評価する研究を蓄積することによってこそ、第I象限への道が拓かれるからである。

6.2 繙承すべき課題

地域公共関係論の豊富化 村落二重構造論には様々な発想様式が存在した。その背景には、各々の時代における実践的・理論的課題の相違や、研究者の抛って立つ観点の違い、研究分野の違いなどが見られたこと、すでに述べてきた通りである。しかし、本稿においてくりかえし強調してきたように、時代の違いを超えて、また観点や分野の違いを超えて、村落二重構造論には通底する課題意識というものが存在した。すなわち、国家と個人の間に存する中間媒介領域を理論的に開拓し、中間集団論あるいは地域公共関係論をよりいっそう豊富なものにしていこうとする課題意識がそれであった。この課題意識には二つの側面が存在する。

第1は、国家の論理を批判するという側面。わが国においては従来、国家に対する過剰な信頼や過大評価が見られ、その傾向は官尊民卑の心理に代表される日本人の一般の価値観だけでなく、学問の方法論レベルにまで及んだと考えられる。本稿の主題との関係でいえば、(1)自治体の権限を制限する「自治体従属説」「機関委任事務理論」の通説化、(2)中央政治へと収斂していく闘争の一局面としてのみ地域を位置づけようとする傾向、(3)近代国家の法治主義的側面、たとえば＜公法人としての行政村の近代性＞を見落とし、もっぱら権力一般として把握する傾向、等々が濃淡さまざまの形で私たちの従来の研究を枠付けてきたことは否めない。村落二重構造論がこれまで探究してきた——あるいはもっと探究すべきであった——のは、こうした国家の論理の学問的表われをいかに克服するかということであった。

第2は、個人(地主)の論理を批判するという側面。国家の肥大化だけでなく、他方、近代日本においては個人に対する過剰な放任主義が、地域社会のあらゆる局面に見られたという事実も否定できないところである。非国家的・非個人的な中間媒介領域たるイエやムラを、個人の論理の側から根こそぎ解体しようとする傾向は、戦後改革期にとくに露わになったが、こうした現象が見られたのはなにも戦後に限ったことではない。地租改正・官民有区分・町村合併・地方改良運動など、どれ一つをとっても農山漁村のアイデンティティー、つまり＜地縁組織としてのムラの共同性＞が真に尊重されたということはない。そして、この傾向が学問の方法論レベルにまで一定の影響を与えたであろうことも、これまた疑いないところといえよう。本稿の主題に関連させていえば、(1)私的土地位所有権を絶対視する傾向、つまり部落有財産の解体を促進する学説の通説化、(2)区の法人格を認めることに消極的な裁判所の姿勢、(3)ムラの共同性を再評価しようとする動きに対して懐疑的な反応を示す学界の傾向、等々、枚挙にいとまないであろう。村落二重構造論がこれまで探究してきた——あるいはもっと探究すべきであった——の

は、そうした個人（地主）の論理の学問的表われをいかに克服するかということであった。

このように、近代日本においては国家の論理（官僚制）と個人の論理（地主制）に挟撃されて、人々の自発的連帯が形成する中間媒介領域が過小化し、そのことが自主的な存在であるべき地域公共関係の発展にとって大きな障害になり、また学問上においても様々なバイアスを生むことになったと考えられるが——、村落二重構造論が克服しようとしたのは、総じてそうした問題ではなかっただろうか。すなわち、第1に、地方自治論を官僚制論や地主制論に事実上解消してしまうような方法を克服すること。第2に、官僚制論や地主制論の中間に存在する豊富な研究領域を理論的に開拓すること。第3に、そのことによって行政村とムラにおいて自発的に展開してくる地域公共関係を理論化すること。少なくともこの3点が、村落二重構造論の本来の課題——村落二重構造論の系譜に通底する課題——ではなかっただろうか、というのが本稿の一応の結論である。今後とも継承発展させるべき基本的論点といえよう。

実証研究の蓄積 研究史の総括に関連して、次のことも確認しておきたい。それは実証研究の蓄積ということである。研究史というものは、単なる課題意識の披瀝史にとどまるものではなく、実証レベルにおいても見逃してはならない深化の跡が存在するという点が重要であろう。

たとえば、入会研究に関する中田薰・末弘巖太郎・戒能通孝・渡辺洋三・西川善介・北條浩・熊谷開作・神谷力・井ヶ田良治氏らの法社会学ないしは法史学研究を検討してみるならば、そこには、法令解釈→裁判記録の分析→官庁文書の収集→地方文書の発掘→定点調査型の悉皆研究、といった方向において、村落二重構造論が蓄積され深化していった軌跡があらためて確認できるのである。裁判記録によって村の法人格を明らかにした中田薰氏の研究は、当時において画期的なものであった。しかし、こうした中田氏の精緻な実証方法も、次の世代の平野義太郎氏によって「裁判所の鑑定書をもって法史の論文とする」ものであると酷評され

る一方、戒能通孝氏によっても、「私には中田博士の解説が、主として中央政府の法令の文面だけを取られたのであって、その実際の動きには注意せられなかつたのではなかろうか」と批判されざるをえないものであった。そして、この膨大な地方文書を駆使した戒能氏の研究もまた、次の時代においては西川善介氏や井ヶ田良治氏らの定点調査型の悉皆研究によって批判されなければならなかつた、という点が見落とされてはならないであろう。

それぞれの時代の実践的課題がバネとなって、村落二重構造論が豊富化されたのは事実である。しかし、もしもそこに実証研究の蓄積と深化ということがなかったならば、そもそも理論の継承発展（学説史）などということはありえなかつたのではないかだろうか。井ヶ田良治氏は、中田薰氏と戒能通孝氏の学説を検討したあとで、「私たちは、過去の歴史家の仕事をみると、それを全面否定するのでも、全面肯定するのでもなく、まさに我々の現在の地点から批判的に受けついでゆかねばならない」と述べているが、そこには研究者の発想様式の違いを超えて守らなければならない鉄則、つまり実証研究の蓄積と深化の重要性ということが語られているといえよう。今後とも継承すべき基本命題である。

現代につながるテーマ 村落二重構造論は直接的には過去の農山漁村に関する理論であった。しかし、その理論が有する射程距離は長く、そこで議論されたことは現代の課題につながっている。こうした村落二重構造論の研究意義については本論中で強調してきたところであるが、ここでもう一度この点を再確認するために、戦前戦中期を代表する戒能通孝氏と戦後改革期を代表する丸山真男氏の文章を紹介して、本稿の結びに代えたいと思う。中間媒介領域を重視しようとする観点から見た、村落二重構造論の現代的意義がそこに示唆されている。⁽⁴⁾

私は今までのところ、我国の伝統的な村落体的協同精神が、いかようにして新たなる潮流の中に一部分は消滅し、一部分はなお生き延びることを得て、

無言の生存権を主張し続けてきたかを考察した。しかし私はこれに基づいて旧来の団体的・精神生活の良き面が、旧い村落的秩序の復活によって再現できるなどと思っているものではない。日本でも明治期以後、新たなる混乱が、旧い秩序の解体によって発生した。だがこの新たなる混乱は、古い秩序と古い精神の復活によって整理せられるとも思えない。まさしく新たなる問題は新たなる解答を必要となしているのである。⁽⁵⁾

近代国家の主権観念が封建的身分・ギルド・自治都市・地方団体など「中間勢力」の自主性と自律性を剥奪することなしには成立しえないので、どの国でもそうであって、こうした歴史的形態そのままの「保存」を願ったところで、それは感傷趣味でしかない。けれどもこうした中間勢力の自主性——それはもともと日本の場合弱かったけれども——の伝統が、近代日本においてなぜ自発的集団のなかに新しく生かされなかったのか、〔中略一引用者〕そこに含まれた意味を問うということになると、はじめて問題はたんなる歴史的「過去」の叙述をこえて、社会学的にもまた思考のパターンとしても、まさに現代につながるテーマとなる。⁽⁶⁾

- (1) 平野義太郎『法の変革の理論』改訂版（法律文化社、1962年）、188頁。
- (2) 戒能通孝『入会の研究』増補改訂版（一粒社、1958年）、406頁。
- (3) 井ヶ田良治「日本法制史学の現在性」、矢崎光圀・八木鉄男編『近代法思想の展開』（有斐閣、1981年）、302頁。
- (4) 市民自治論の提唱者である松下圭一氏は、1980年以後の動向について「分業化・国際化という今日の基本課題は、明治国家の解体・再編を意味します。明治につくられ、閉鎖性・独善性をもつて<国家主義>ないし<国家統治>をかけってきた官治・集権政治の再編、つまり<市民自治>から出発する自治・分権政治の造出がこれです」（『日本の自治・分権』岩波書店、1996年、16頁）と述べている。ここには、農村型社会から都市型社会への移行にあわせて「官治・集権政治」から「自治・分権政治」へと転換はじめた今日的理論状況の特徴が、ラディカルに表現されているといえよう。ただし、松下氏の場合は「未来に向けての自治の構想」を強く打ち出しているためか、あるいは啓蒙的発想が強いためか、反面において歴史主義的発想が弱く、「1960年代まで、日本の私たちがほとんど理解できなかつたのが<自治>でした」（同127頁）として、「明治以来の啓蒙思想、自由民権、大正デモクラシー、社会主義運動、ついで戦後改革も未知の領域がそこにあった」（同137頁）と述べて、日本の歴史から学ぶべきことは少ないと断じている。松下氏が指摘するような現代と歴史の断絶を埋めて

いくためにも、「現代につながるテーマ」の掘り起こしが、今日とくに求められているといえよう。

- (5) 戒能, 前掲, 511~512頁。
- (6) 丸山真男『忠誠と反逆』(筑摩書房, 1992年), 108~109頁。『丸山真男集』第8巻(岩波書店, 1996年)所収, 275~276頁。

おわりに

村落二重構造論は、学際的な研究テーマとしての幅と奥行きをもつてゐるため、全景を体系的に鳥瞰することは不可能に近い。そこで本稿においては、代表的と思える研究を抽出しながら、筆者の専門(近代法史学)との遠近関係にしたがって、法史学・法社会学の研究成果をいくぶん近景に配置し、社会学・政治学・行政学・経済学・歴史学などの隣接領域に関するものを遠景にとどめて描写せざるをえなかつた。もとより叙述に精粗のばらつきが生じること、あるいは少なからずの遺漏が生じることは十分覚悟のうえであった。緻密な理論構成や実証がなされている先学の諸業績を鋏で切り取って、それを糊でつなぎ合わせたような本稿の叙述スタイルには問題があるかもしれない。しかし、第1章「本稿の視点」や第6章「総括と展望」で述べた拙論の意図を読み取っていただければ幸いである。

なお、本稿においては、「保守主義」「進歩主義」「自由主義」「市民主義」といった大きな言葉をあえて使用した。そして、様々に入り組んだ諸学説の位相を明確にするために、図1~図3を利用して、<第I象限的発想>とか<x軸プラス志向>などといった造語を多用した。また、入門書・概説書にも言及し、これを多く引用した。いずれも、本稿の主旨を少しでも明瞭にするための措置であるが、そうしたことがかえって目障りになり、「図式的に過ぎる」との批判を招くことになるかもしれない。しかし、それもまた十分覚悟のうえであった。本稿はあくまでも

仮説の域を出ない覚書である。

付記1 本稿は、第44回法制史学会（1996年10月5日、同志社大学）における報告を敷衍して文章化したものである。

付記2 引用文中、漢字は新字体に改めた。また漢数字は算用数字に、読点はコンマに改めた。しかし、ひらがな・カタカナの表記については原文のままとした。